

蔵王山火山防災対策（素案）

令和4年〇月
蔵王山火山防災協議会

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画作成の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 用語の定義	1
4 蔵王山の概要	2
5 火山防災協議会の概要	3
6 火山防災協議会の構成機関の役割	4
7 監視・観測体制	6
8 蔵王山ハザードマップ	8
9 想定される火山現象	9
(1) 蔵王山で想定される火山現象	9
(2) 噴火様式ごとの影響範囲	10
(3) 避難計画の対象とする現象	11
10 噴火シナリオ	12
11 噴火警戒レベル	13
12 噴火警戒レベル毎の警戒範囲	14
13 避難対象者と避難対象地域	15
(1) 避難対象地域の概要	15
(2) 住民及び登山者等に対する避難対応	17
イ 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）時の避難対応	17
ロ 噴火警戒レベル3（入山規制）時の避難対応	18
ハ 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）時の避難対応	18
ニ 噴火警戒レベル5（避難）時の避難対応	19
ホ 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合の避難対応	19
(3) 要配慮者の避難対応	20
(4) 孤立者等の避難対応	20

第2章 事前対策	21
1 事前対策における構成機関の役割	21
2 防災体制の構築	21
(1) 国、県及び市町村の防災体制	21
イ 災害対策本部等	21
ロ 現地災害対策本部	22
ハ 国の現地対策本部	22
ニ 合同会議の開催場所	22
(2) 噴火警戒レベルに応じた防災対応	23
イ 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）の対応概要	23
ロ 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の対応概要	24
ハ 噴火警戒レベル3（入山規制）の対応概要	24
ニ 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の対応概要	24
ホ 噴火警戒レベル5（避難）の対応概要	24
(3) 広域一時滞在の体制構築	25
3 火山に関する予報・警報・情報	25
(1) 火山に関する予報・警報・情報	25
(2) 関係機関の情報伝達・共有	27
イ 噴火警報・予報等の情報伝達	27
ロ 噴火警報発表等に係る補完的な伝達方法	30
ハ 噴火警報発表時の対応に係る情報提供等	30
ニ 登山者等への情報伝達体制の確保	31
ホ 住民等への情報伝達体制の確保	31
へ 要配慮者への情報伝達体制の確保	33
ト 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）での情報伝達に係る防災対応	33
(3) 異常現象等の報告等	35
イ 通報体制	35
ロ 異常現象の通報事項	36
ハ 異常現象の調査と速報	36
4 避難のための事前対策	36
(1) 噴火警戒レベルと高齢者等避難や避難指示等の発令基準	36
イ 立入規制（災対法第63条）の基準	37
ロ 高齢者等避難の発令の基準	37
ハ 避難指示の発令（災対法第60条）の基準	37
ニ 降灰後の土石流に関する避難情報発令の基準（対象市町：川崎町）	37

(2) 避難時の構成機関の役割	38
(3) 指定緊急避難場所の指定	40
(4) 指定避難所の指定	40
(5) 避難経路の設定	40
(6) 避難手段の確保	41
5 救出救助体制の構築	41
(1) 救出救助に関する構成機関等の役割	41
(2) 救助資機材等の確保	42
(3) 医療・救護体制の確立	42
(4) 自衛隊の災害派遣要請・受入れ	44
イ 自衛隊との連絡体制	44
ロ 派遣部隊の受入れ体制	44
6 避難促進施設	44
(1) 避難促進施設の指定	44
イ 火口近くに位置する施設	44
ロ 利用者が多い大規模な施設	44
(2) 避難確保計画の作成	44
(3) 避難確保計画作成の支援	45
第3章 災害応急対策	46
1 災害応急対策における構成機関の役割	46
2 エコーライン開通期の噴火警戒レベル及び火山現象ごとの防災対応	46
(1) 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）発表時の対応	46
(2) 噴火警戒レベル3（入山規制）発表時の対応	52
(3) 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）発表時の対応	61
(4) 噴火警戒レベル5（避難）発表時の対応	71
3 エコーライン閉鎖期の噴火警戒レベル及び火山現象ごとの防災対応	82
(1) 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）発表時の対応	82
(2) 噴火警戒レベル3（入山規制）発表時の対応	86
(3) 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）発表時の対応	94

イ 御釜由来の泥流などを伴う噴火が予想される場合	94
ロ 融雪型火山泥流（水蒸気噴火）を伴う噴火が予想される場合	103
ハ 融雪型火山泥流（マグマ噴火）を伴う噴火が予想される場合	112
(4) 噴火警戒レベル5（避難）発表時の対応	121
イ 御釜由来の泥流などを伴う噴火が予想される場合	121
ロ 融雪型火山泥流（水蒸気噴火）を伴う噴火が予想される場合	130
ハ 融雪型火山泥流（マグマ噴火）を伴う噴火が予想される場合	139
4 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合	149
(1) 基本的な考え方	149
(2) エコーライン開通期の対応	149
イ 県及び市町の体制	149
ロ 情報収集・伝達	150
ハ 立入規制・通行規制	151
ニ 登山者等の避難誘導	151
ホ 避難促進施設による避難誘導等	152
ヘ 指定避難所の開設	152
(3) エコーライン閉鎖期の対応	152
イ 県及び市町の体制	153
ロ 情報収集・伝達	153
ハ 立入規制・通行規制	155
ニ 住民等の避難誘導	155
ホ 避難促進施設による避難誘導等	155
ヘ 指定避難所の開設	155
5 救助活動	156
(1) 救助活動の体制	156
イ 被災市町及び被災県による救助活動等	156
ロ 被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助活動等	156
ハ 資機材の調達等	156
ニ 部隊間の活動調整	156
ホ 部隊の活動支援	156
ヘ 活動基準の設定	156
ト 活動範囲の設定	157
チ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定	157
(2) 登山者等の救助活動	158
イ 要救助者情報の把握	158

□ 救助活動	158
(3) 住民等の救助活動	158
イ 要救助者情報の把握	158
□ 捜索・救助活動	158
(4) 救助等におけるヘリコプターの運用	158
イ 各機関の運用体制	158
□ ヘリコプター運用・活動	160
(5) 医療・救護活動	161
イ 救護体制の確立	161
□ 医療機関の活動	161
(6) 自衛隊災害派遣要請	161
イ 自衛隊法に基づく災害派遣要請	162
□ 自衛隊災害派遣要請の基準	162
6 避難状況の把握及び指定避難所の管理・運営	162
(1) 避難状況の把握	162
イ 避難者に関する事	162
□ 残留者に関する事	162
(2) 指定避難所の管理・運営	162
7 広域一時滞在	163
(1) 広域一時滞在中の判断・実施	163
(2) 避難手段の確保	164
8 報道機関への対応	164
第4章 噴火後の対応	165
1 噴火後の対応における構成機関の役割	165
2 住民及び登山者等の安否確認	165
(1) 住民・登山者等の安否情報の確認	165
(2) 行方不明者等の捜索・救助	166
3 土砂災害への対応	166
(1) 降灰後の降雨による土石流への対応	166
イ 水蒸気噴火後の対応	166
□ マグマ噴火後の対応	169

(2) 降雨中に噴火した場合の対応	172
4 避難の長期化に備えた対策	172
(1) 指定避難所の運営	172
(2) 避難者の健康管理	172
イ 健康状態の把握	172
ロ 被災者の精神状態の把握	173
ハ 継続的支援対象者のリストアップ	173
ニ 関係機関との連携の強化	173
(3) 防災ボランティアの受入れ	173
(4) 避難生活に必要な物資の供給	173
(5) 教育の再開	174
(6) 応急的な住宅の供給	174
5 風評被害対策	174
6 避難指示解除、一時入域などの対応	174
(1) 避難指示の解除	174
(2) 規制範囲の縮小又は解除	175
(3) 一時入域	175
7 治安の維持	176
8 相談窓口の開設	176
第5章 平常時からの防災啓発と訓練	177
1 防災啓発	177
(1) 住民等への防災啓発	177
イ 住民に対する防止知識の普及	177
ロ 職員に対する教育	177
(2) 登山者・観光客等への防災啓発	177
イ 登山計画書（届）の提出	178
ロ 広報活動	178
(3) 児童、生徒等に対する教育	178
2 防災訓練	178

第1章 計画の基本的事項

1 計画作成の目的

○蔵王山は、宮城県・山形県の2県に跨がる活火山であり、2009（平成21）年に「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として火山噴火予知連絡会により選定されている。

○平成23年12月には防災基本計画において火山防災協議会の位置付けが明確化されたことから、蔵王山においても、県、関係市町並びに関係機関の連携を確立し、平常時から蔵王山の噴火時等の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災対策の推進を図ることを目的として、平成27年3月23日に蔵王山火山防災協議会（以下、「火山防災協議会」という。）を設置した。

○火山防災協議会では、平成29年1月に「蔵王山火山防災マップ」を作成・公表したところである。

○この計画は、火山防災協議会が作成する計画で、蔵王山の噴火警戒レベルの推移に応じて、住民及び登山者等の安全の確保や円滑な避難行動など、宮城県、山形県（以下、「県」という。）、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形市、上山市（以下、「市町」という。）及び関係機関等の具体的な防災対策が適切に行われるよう定めるものである。

○なお、火山噴火は事前に想定したとおりに発生するとは限らないことから、住民及び登山者等が避難するための警戒区域や避難指示等の発令範囲の決定等の対応にあたっては、必要に応じて最新の火山活動状況の把握や、火山防災協議会における有識者の助言等も踏まえる必要があることに留意することとする。

2 計画の位置づけ

県及び市町は、この計画で定めた内容を、地域防災計画に反映する。

また、火山防災協議会の構成員は、この計画に定めた事項について、連携しながら必要な対策を講じていくものとする。

3 用語の定義

本計画で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

表1-1 本計画で使用する用語の定義

用語	定義
協議会	蔵王山火山防災協議会
県	宮城県、山形県
市町	白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形市、上山市
関係機関	県及び市町を除く、蔵王山火山防災協議会の構成機関
住民等	住民、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時立入者等、居住地域にいるすべての者
登山者等	登山者、観光客、通過者、集客施設や避難促進施設の管理者・従業員、一時

	立入者等，火口周辺にいるすべての者
要配慮者	高齢者，障がい者，乳幼児，妊産婦，外国人，その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち，災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難である者であり，特に支援を要する者
警戒が必要な範囲	噴火警報発表時に明示される，「この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ」範囲のこと
警戒区域	災害対策基本法第63条に基づき，市町長が，災害の発生又は，そのおそれがある場合に，居住者等の生命・身体への危険を防止するために，退去もしくは立ち入りを制限・禁止する地域
避難対象地域	防災対策の対象とする火山現象により直接影響を受ける居住地域，又は直接的に火山現象の影響範囲に含まれなくとも，道路の寸断等により避難が必要となる居住地域
避難促進施設	火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設で，「活火山法」第6条に基づき，市町防災会議が「避難促進施設」として地域防災計画に名称等を定めた施設
緊急退避	噴火直後に緊急に避難すること。火口周辺では，噴石等から身を守るために緊急的に「建物内に入る」，「建物内のより安全な場所へ移動する」，「より安全な別の建物へ移動する」などの行動のこと。居住地域では融雪型火山泥流等から身を守るために緊急的に「川沿いから離れた高台へ移動する」「2階以上の建物に移動する」などの行動のこと。
避難経路	避難対象地域から避難所等までの経路
噴火シナリオ	噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列に整理したもの。
水蒸気噴火	マグマによって加熱された地下水等が爆発的に地表に噴出して発生する噴火
マグマ噴火	地上から上昇してきたマグマが地表へ噴出して発生する噴火
マグマ水蒸気噴火	地上から上昇してきたマグマが地表付近の水と接触することで爆発的に破碎し，火砕物が飛散する噴火

4 蔵王山の概要

蔵王山は，奥羽山脈の南部，宮城・山形両県に位置する玄武岩～安山岩の成層火山である。蔵王火山の噴火活動は約100万年前に始まっていたと考えられ，現在までに6つの活動期があったとされている。地蔵山，熊野岳(最高峰)，刈田岳(かっただけ)などから成る山体の骨格は第V活動期までに形成された。

最新の第VI活動期のはじめに山頂部に直径約2kmの馬の背カルデラが生じ，その後，火口はほぼこのカルデラ内に形成されている。五色岳はカルデラ内に形成された最新の火砕丘で，火口湖御釜(直径360m，別名五色沼)を持つ。五色岳は約2000年前から活動を続けており，火口位置は段階的に西方に移動し，約800年前に御釜の活動が始まった。なお，五色岳活動中にその東部が部分的に崩壊した。有史以降も主に御釜を噴出口とする数多くの活動が記録されており，噴火に伴い泥流を発生することが多

く被害も発生している。現在も活発な噴気孔は、御釜の約1.5km北東に存在する。

1230年の噴火では、噴石による人畜への被害が発生している。また、たびたび泥流が発生し、1694年、1809年、1821年、1867年、1895年の噴火で濁川や白石川で増水や硫黄流入などの被害が発生し、このうち1867年の噴火では洪水による死者が発生している（日本活火山総覧（第4版）による）。

なお、仙台管区気象台では平成22年（2010年）より常時観測（震動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測）を行っている。

5 火山防災協議会の概要

宮城県、山形県の地域防災計画に基づき、県、関係市町並びに関係機関の連携を確立し、平常時から蔵王山の噴火時等の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災対策の推進を図ることを目的として、平成27年3月23日に設置された。

火山防災協議会の構成員は、次のとおり。

表1-2 火山防災協議会の構成員

区分 (法第4条第2項 中該当する号)	所属・役職名及び氏名
都道府県 (第1号)	宮城県知事
	山形県知事
市町村 (第1号)	蔵王町長
	七ヶ宿町長
	川崎町長
	山形市長
	上山市長
地方気象台等 (第2号)	仙台管区気象台長
	山形地方気象台長
地方整備局 (第3号)	東北地方整備局長
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第6師団長
警察 (第5号)	宮城県警察本部長
	山形県警察本部長
消防 (第6号)	仙南地域広域行政事務組合消防長
	山形市消防長
	上山市消防長
火山専門家 (第7号)	東北大学大学院理学研究科 教授 三浦 哲
	山形大学理学部理学科 教授 伴 雅雄
	新潟大学 名誉教授 丸井 英明

その他 (第8号)	白石市長
	一般社団法人白石市観光協会会長
	一般社団法人蔵王町観光物産協会会長
	七ヶ宿町観光協会会長
	川崎町観光協会会長
	一般社団法人山形市観光協会会長
	蔵王温泉観光協会会長
	一般社団法人上山市観光物産協会会長
	蔵王坊平観光協議会長
	国土地理院東北地方測量部長
	仙台森林管理署長
	山形森林管理署長

6 火山防災協議会の構成機関の役割

火山防災協議会の構成機関が、避難に関する防災対応を実施する際の主な役割は次のとおり。

表 1-3 蔵王山の噴火に係る火山防災協議会の構成機関の主な役割

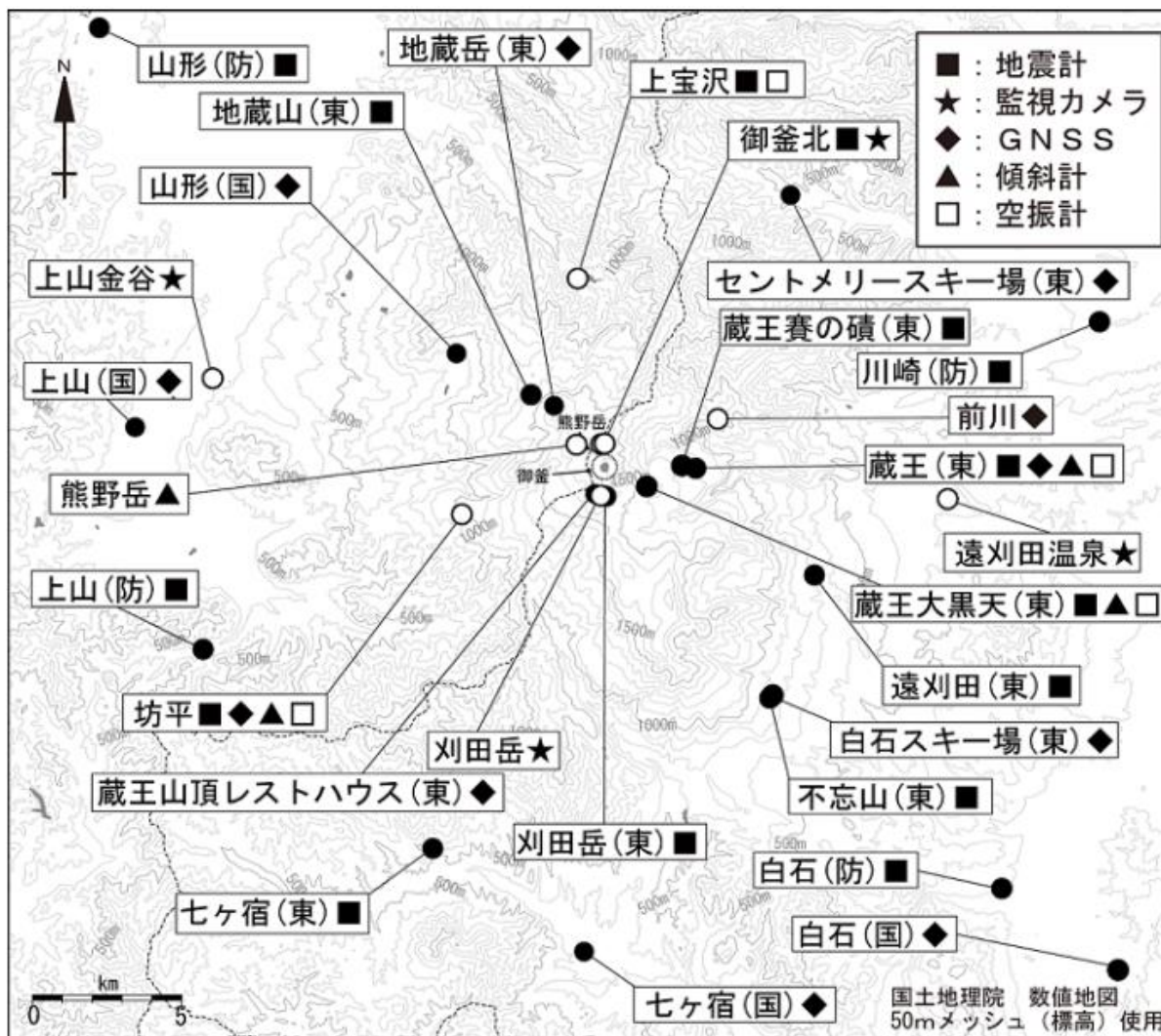
宮城県	山形県	避難に関する防災対応（主な役割）
宮城県	山形県	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報の収集，伝達 登山道及び道路の規制，情報提供 看板の設置 自衛隊災害派遣要請 広域一時滞在時の避難手段の調整 土砂災害対策 登山者等に対する情報提供 登山者等の安全確保対策 風評被害対策 避難道路の整備
蔵王町 七ヶ宿町 川崎町	山形市 上山市	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報，被害状況の収集，通報，伝達 登山道及び道路の規制，情報提供 看板の設置 避難指示等の発令 自衛隊災害派遣要請の依頼 警戒区域の設定 避難所開設，運営 避難誘導 警戒避難体制の強化・拡充 住民等の防災活動の促進 登山者等の安全確保対策 風評被害対策 避難道路の整備
仙台管区气象台	山形地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の監視，観測，情報提供 噴火警報・噴火警戒レベル，噴火速報等の発表 関係機関への情報提供及び解説 噴火時等の現地調査
地方整備局		<ul style="list-style-type: none"> 道路規制情報等の提供
仙台河川国道事務所(道路対応)	山形河川国道事務所 新庄河川国道事務所(土砂法対応)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急調査(概況調査・降灰量調査等)
陸上自衛隊第22即応機動連隊		<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣 避難者の救助，搬送，収容，病院搬送等
宮城県警察本部	山形県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報，被害状況の収集，通報，伝達 救助活動，避難誘導，道路規制
仙南地域広域行政事務組合 消防本部	山形市消防本部 上山市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報，被害状況の収集，通報，伝達 救助活動，避難誘導 林野火災の消火

国土地理院東北地方測量部		<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報，防災関連情報の提供及び地理情報システムの活用支援 ・復旧測量等の実施
仙台森林管理署	山形森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害対策 ・入林者への規制情報の提供，林道への立入規制 ・標識等の設置 ・降灰量調査，森林(国有林)等への影響調査
白石市		<ul style="list-style-type: none"> ・市民への広報 ・看板の設置 ・降灰除去 ・登山者等の安全確保対策
(一社)白石市観光協会 (一社)蔵王町観光物産協会 七ヶ宿町観光協会 川崎町観光協会	(一社)山形市観光協会 蔵王温泉観光協会 (一社)上市市観光物産協会 蔵王坊平観光協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客等の安全確保対策 ・風評被害対策
有識者		<ul style="list-style-type: none"> ・蔵王山の火山活動の状況に関する学術的助言 ・避難指示等の発令に関する助言 ・警戒区域，立入規制範囲等に関する助言 等

※土砂災害に対する緊急ハード・ソフト対策は緊急減災対策砂防計画に基づき実施

7 監視・観測体制

蔵王山周辺の火山監視・観測体制は次のとおり。



小さな白丸（○）は気象庁，小さな黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示す。
 (国)：国土地理院 (東)：東北大学 (防)：防災科学技術研究所

表1-4 蔵王山周辺の気象庁観測機器一覧表（平成30年（2018年）6月1日更新）

測器種類	地点名	位置			設置高 (m)	観測開始日	備考
		緯度	経度	標高(m)			
地震計	坊平	38° 07.33'	140° 23.69'	1012	-100	2010.09.01	
	御釜北	38° 08.62'	140° 26.96'	1761	-2	2016.12.01	広帯域地震計
	上宝沢	38° 11.60'	140° 26.35'	604	-1	2017.03.24	
空振計	坊平	38° 07.33'	140° 23.69'	1012	3	2010.09.01	
	上宝沢	38° 11.60'	140° 26.35'	604	3	2017.03.24	
傾斜計	坊平	38° 07.33'	140° 23.69'	1012	-100	2011.04.01	
	熊野岳	38° 08.59'	140° 26.33'	1825	-15	2016.12.01	
GNSS	坊平	38° 07.33'	140° 23.69'	1012	4	2010.10.01	
	前川	38° 09.06'	140° 29.57'	1124	5	2017.06.07	
監視カメラ	遠刈田温泉	38° 07.60'	140° 34.84'	353		2010.04.01	
	上山金谷	38° 09.79'	140° 17.96'	178		2013.07.26	臨時観測点
	刈田岳	38° 07.67'	140° 26.89'	1752	2	2013.10.22	冬期運用休止 臨時観測点
	御釜北	38° 08.60'	140° 26.89'	1779	4	2015.12.01	可視及び熱映像

8 蔵王山ハザードマップ

蔵王山ハザードマップは、「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画」（平成27年5月、蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会作成）に基づき、作成しています。

図1-1 蔵王山ハザードマップ（2017年1月版）



9 想定される火山現象

(1) 蔵王山の活動に伴い想定される火山現象は、次のとおりである。

表 1-5 蔵王山の火山現象・概要

火山現象	概要
大きな噴石 (水蒸気噴火・マグマ噴火)	大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石（概ね20～30cm以上）等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。 被害は火口周辺の概ね2～4km以内に限られるが、過去には大きな噴石の飛散により、登山者等が死傷したり、建造物が破壊されたりする等の災害が発生している。
火砕流・火砕サージ (水蒸気噴火・マグマ噴火)	規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などの発生により、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。高温・高速で広範囲を覆うため、人的・物的に大きな被害をもたらすこともある。 また、火砕流の先端や周辺は、火山ガスの比率が高くなり、低密度の火砕物と火山ガスの流れである「火砕サージ」が発生することもある。(避難を検討する上では、火砕流と火砕サージを区別する必要性は低く、火砕流に含める。)
融雪型火山泥流 (水蒸気噴火・マグマ噴火)	積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって、斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され、埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。
火口湖決壊型の泥流	火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。蔵王山では御釜由来の泥流を想定している。
溶岩流 (マグマ噴火)	マグマが火口から噴出して、高温で粘性の高い液体のまま地表を流下する現象。流下速度が比較的遅い。
小さな噴石・火山灰 (水蒸気噴火・マグマ噴火)	噴火により噴出した小さな固形物が火口から遠くまで風に流されて降下する現象。直径2mm以上のものを小さな噴石(火山れき)、それ以下のものを火山灰と呼び、粒径が小さいほど遠方まで流されるが、噴出してから地面に降下するまで数分～数十分かかるため、火山の風下側で爆発的噴火に気づいたら屋内に退避すること等で小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時には数百km以上運ばれ広域に降下・堆積し、農作物の被害、水質汚濁、交通麻痺、家屋倒壊など広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。
火山ガス (水蒸気噴火・マグマ噴火)	火口や噴気口からマグマに溶けている様々な成分が気体となって噴出する現象。噴出するガスの成分によっては人体に有毒なガスもあり、過去には死亡事故も発生している。
降灰後の降雨による土石流 (水蒸気噴火・マグマ噴火)	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積した山腹斜面への降雨に伴い、土石流や泥流が発生する現象。高速で斜面を流下し、下流に大きな被害をもたらす。

（２）噴火様式ごとの影響範囲

噴火様式ごとの主な想定影響範囲は以下のとおりである。

なお、実際の噴火では、火口位置や噴火の規模、気象条件等により影響範囲は想定以上に大きくなる場合があることに留意が必要である。

表 1-6 蔵王山の水蒸気噴火による影響範囲

現象の種類	白石市	蔵王町	七ヶ宿町	川崎町	山形市	上山市	登山者等
大きな噴石							○
火砕流・火砕サージ				・濁川上流域			○
融雪型火山泥流（積雪期）		・濁川流域 ・松川流域		・濁川上流域	・須川流域		○
火口湖決壊型の泥流		・濁川流域 ・松川流域		・濁川上流域			○
溶岩流							○
小さな噴石・火山灰	◎		◎				○
火山ガス							○
降灰後の降雨による土石流				・黒岩山地内	・蔵王温泉地区 ・祓川流域一部 ・北川流域一部		○

※ここでは、各現象の影響範囲に含まれる居住地域や温泉施設等が位置する地域を示している。このほか、具体的な影響範囲が特定されていない現象については「◎」、火口周辺の登山道等に影響範囲が及ぶ現象については、「登山者等」の欄に「○」と標記している。

※各現象の影響範囲に関する概略図については、附属資料「各市町個別避難計画」に掲載のとおり。

表1-7 蔵王山のマグマ噴火による影響範囲

現象の種類	白石市	蔵王町	七ヶ宿町	川崎町	山形市	上山市	登山者等
大きな噴石							○
火砕流・火砕サージ				・濁川上流域			○
融雪型火山泥流（積雪期）		・濁川流域 ・松川流域		・濁川上流域	・須川流域	・蔵王川流域一部	○
火口湖決壊型の泥流		・濁川流域 ・松川流域		・濁川上流域			○
溶岩流							○
小さな噴石・火山灰	◎		◎				○
火山ガス							○
降灰後の降雨による土石流				・黒岩山地内 ・手代塚山地内 ・火の塚山地区	・祓川流域一部 ・北川流域一部 ・前川流域一部		○

※ここでは、各現象の影響範囲に含まれる居住地域や温泉施設等が位置する地域を示している。このほか、具体的な影響範囲が特定されていない現象については「◎」、火口周辺の登山道等に影響範囲が及ぶ現象については、「登山者等」の欄に「○」と標記している。

※各現象の影響範囲に関する概略図については、附属資料「各市町個別避難計画」に掲載のとおり。

（3）防災対策の対象とする現象

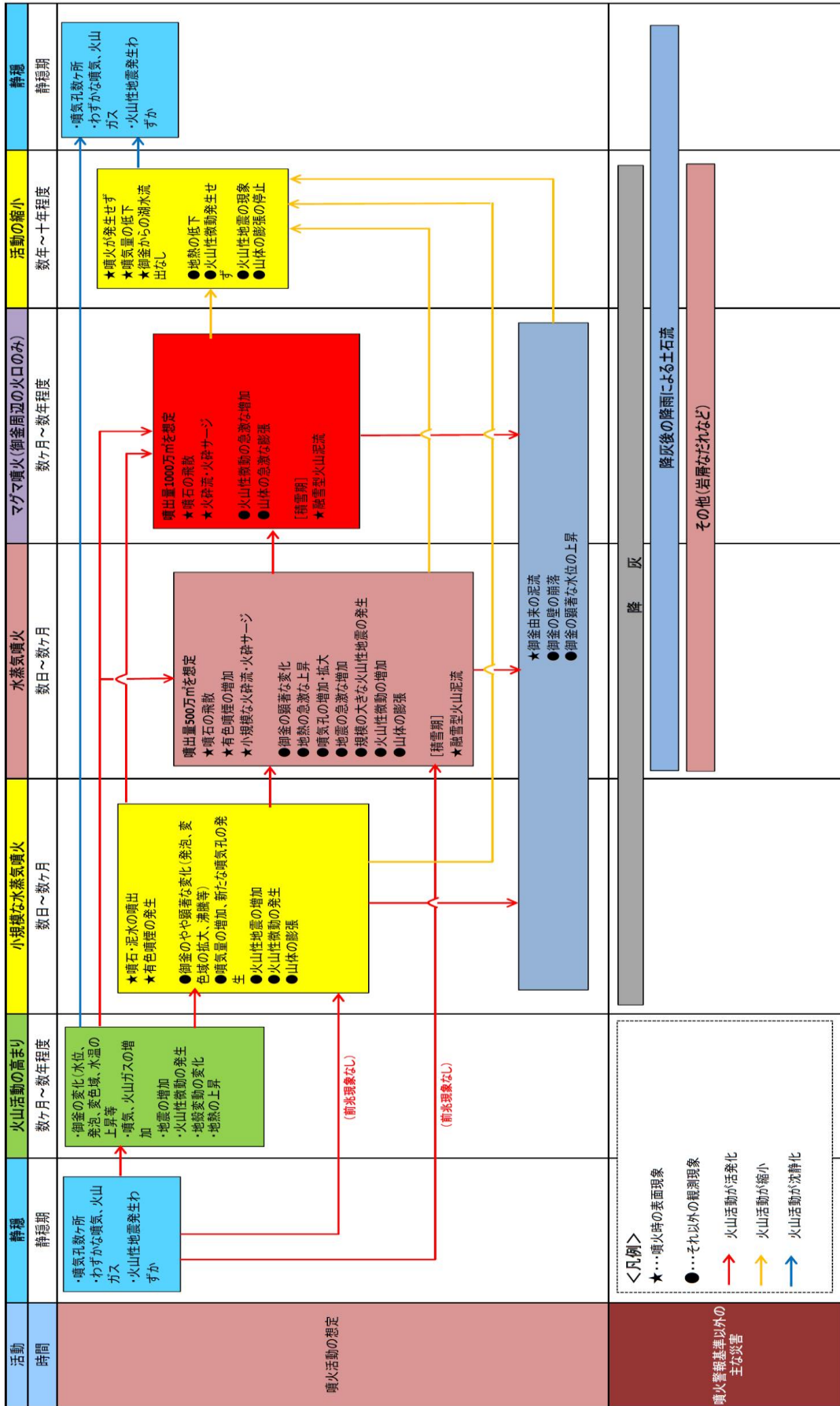
防災対策の対象現象は「大きな噴石」「火砕流・火砕サージ」「融雪型火山泥流」「火口湖決壊型の泥流（御釜由来の泥流）」「降灰後の降雨による土石流」を基本とする。

表1-8 防災対策の対象現象とその理由

現象	対象とする理由
大きな噴石 火砕流・火砕サージ 融雪型火山泥流	噴火警戒レベルの対象現象であり、時間的猶予がほとんどなく、生命に危険を及ぼす火山現象
火口湖決壊型の泥流（御釜由来の泥流） 降灰後の降雨による土石流	居住地域に影響する可能性があり、避難対応が必要になる。

10 噴火シナリオ

図1-2 蔵王山噴火シナリオ



蔵王山噴火シナリオ

注1 この噴火シナリオは、蔵王山火山噴火緊急防災計画における噴火シナリオを元に作成したものである。
 注2 火山活動が低下しても再活発化する可能性があるため、このシナリオどおりに推移するとは限らない。
 注3 マグマ噴火は、御釜で発生すると想定している。
 注4 「御釜由来の泥流」とは、火山活動により御釜の湖水が氾濫し、泥流が発生する現象で、濁川、松川流域の一部の居住地域に被害を及ぼす可能性がある。
 注5 「融雪型火山泥流」は、蔵王山、濁川、澗川、須川流域の一部の居住地域に被害を及ぼす可能性がある。

1.1 噴火警戒レベル

図1-3 噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している。 ●噴火の規模や位置が特定できない噴火が発生し、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流の可能性がある。 <p>過去事例</p> <p>1821年の噴火：鳴動、御釜沸騰・湖水氾濫、河川増水</p> <p>1867年の噴火：御釜沸騰、洪水で死者3名</p> <p>1895～96年の噴火：噴石、火砕サージ、御釜の湖水氾濫、洪水</p>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●融雪型火山泥流または御釜由来の泥流を伴う噴火が予想される。 <p>過去事例</p> <p>1939～43年の活動及び1940年の噴火：御釜の変色、湯気、水温上昇、浮遊物、丸山沢で小規模の噴火、噴気孔生成</p>
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。（状況に応じて特定地域の避難等が必要）	<ul style="list-style-type: none"> ●火口周辺の広い範囲に影響を及ぼす噴火が予想される。 ●融雪型火山泥流及び御釜由来の泥流が予想されない噴火の発生。 <p>過去事例</p> <p>1918年の活動：御釜で白濁及びガス噴出、地震</p> <p>1923年の活動：御釜からガス噴出</p>
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。（状況に応じて特定地域の避難の準備等が必要）	<ul style="list-style-type: none"> ●火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <p>過去事例</p> <p>1949年の活動：丸山沢の噴気活発化</p> <p>1966年の活動：振子沢で噴気発生、温泉噴出</p> <p>2015年の活動：御釜周辺で火山性地震の増加、火山性微動の発生、地殻変動</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口内での少量の噴気や火山ガス等が発生。

1 2 噴火警戒レベルごとの警戒範囲

蔵王山における、噴火警戒レベルごとの警戒範囲は次のとおりとする。

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	警戒範囲
噴火警報 (特別警報)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	融雪型火山泥流：蔵王川，濁川，澄川，松川，須川流域の一部の居住地域 御釜由来の泥流：濁川，松川流域の居住地域 大きな噴石：御釜中心から概ね 3.5km 以内の範囲 火砕流・火砕サージ：御釜中心から概ね 2km 以内および八方沢・濁川上流域の範囲
		4 (高齢者等避難)	融雪型火山泥流：蔵王川，濁川，澄川，松川，須川流域の一部の居住地域 御釜由来の泥流：濁川，松川流域の居住地域 大きな噴石：御釜中心から概ね 3.5km 以内の範囲 火砕流・火砕サージ：御釜中心から概ね 2km 以内および八方沢・濁川上流域の範囲
火口周辺警報 (警報)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	大きな噴石：御釜中心から概ね 3.5km 以内の範囲 火砕流：火砕サージ：御釜中心から概ね 2km 以内および八方沢・濁川上流域の範囲
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	大きな噴石・火砕流・火砕サージ：馬の背カルデラの縁から概ね 1.2km 以内の範囲
噴火予報 (予報)	火口内等	1 (活火山であること に留意)	(活動状況に応じて馬の背カルデラ内の一部)

※各レベルを維持したまま、火山活動状況に応じて警戒範囲を縮小することがある。

1 3 避難対象者と避難対象地域

火山噴火時には、噴石の落下、火砕流・火砕サージの流下等により、住民及び登山者等の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。また、噴火警戒レベルが上がった際に、火口周辺に多数の登山者等がいる可能性もある。

したがって、迅速かつ的確な火山情報の伝達と避難対策を講じ、住民及び登山者等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。

（1）避難対象地域の概要

計画策定時点における避難対象地域及びその地域の居住人口は、次のとおりである。

ただし、地区全体が規制区域に含まれているわけではなく、ここで挙げる人口及び要支援者数全てが、避難対象となるわけではないので留意すること。

表 1-9 水蒸気噴火による融雪型火山泥流に対する避難対象地域と居住者数

県	市町	地区	自治会名	世帯数	人口	要支援者数	備考
宮城県	蔵王町	小妻坂		141	232	32	
		永野西		22	74	2	
		八室		5	17	1	
		宮司		25	86	2	
		向山		12	55	—	
	川崎町	民間観光施設					対象人員 最大45名
山形県	山形市	南山形	黒沢	26	67	5	
			松原	86	230	15	
			南山形住宅	255	684	46	
			県分住宅	81	202	14	
			市営住宅	135	274	18	
			県営住宅	52	113	8	
			新南山形住宅団地	145	440	29	
			蔵王駅前	281	765	51	
			蔵王第二	69	169	11	
			下谷柏	37	134	9	
		片谷地	51	155	10		
		蔵王	桜田西	159	457	32	
			桜田南	113	229	16	
			成沢第2	36	101	7	
			成沢第6	142	399	28	

県	市町	地区	自治会名	世帯数	人口	要支援者数	備考
山形県	山形市	蔵王	成沢西	155	409	29	
		南沼原	吉原	77	208	12	
			沼木新町	23	66	4	
			第2沼木パークタウン	56	164	10	
			東前明石	24	74	4	
		本沢	前明石	7	25	2	
計	10地区		2,215	5,829	397		

表1-10 マグマ噴火による融雪型火山泥流に対する避難対象地域と居住者数

県	市町	地区	自治会名	世帯数	人口	要支援者数	備考
宮城県	蔵王町	上ノ原		22	39	5	
		遠刈田		220	518	21	
		新地		137	261	26	
		小妻坂		177	396	39	
		永野西		24	85	3	
		八室		7	24	1	
		永野		86	207	1	
		矢附		69	218	5	
		曲竹北		95	266	11	
		曲竹南		28	105	6	
		宮司		25	88	5	
		沢内		13	33	3	
		宮		26	80	7	
		向山上		50	185	2	
向山下		88	264	12			
山形県	山形市	南山形	黒沢	26	67	5	
			松原	86	230	15	
			南山形住宅	255	684	46	
			県分住宅	81	202	14	
			市営住宅	135	274	18	
			県営住宅	52	113	8	
			新南山形住宅団地	145	440	29	
			蔵王駅前	281	765	51	
			蔵王第二	69	169	11	

県	市町	地区	自治会名	世帯数	人口	要支援者数	備考
山形県	山形市	南山形	下谷柏	37	134	9	
			片谷地	51	155	10	
		蔵王	桜田西	159	457	32	
			桜田南	113	229	16	
			成沢第2	36	101	7	
			成沢第6	142	399	28	
	上山市※1	高野（一部）		21	72	1	
計	18地区		2,756	7,260	447		

※1 積雪期においてマグマ噴火か水蒸気噴火の判断がつかない事象時も含む。

表1-1-1 御釜由来の火山泥流に対する避難対象地域と居住者数

県	市町	地区	自治会名	世帯数	人口	要支援者数	備考
宮城県	蔵王町	小妻坂		141	232	32	
		永野西		22	74	2	
		八室		5	17	1	
	計	3地区		168	323	35	

表1-1-2 降灰後の降雨による土石流に対する避難対象地域と居住者数

県	市町	地区	自治会名	世帯数	人口	要支援者数	備考
宮城県	川崎町	黒岩山		1	—	—	
		手代塚山		52	57	—	
		火の塚山					
計	3地区		53	57	—		

（2）住民及び登山者等に対する避難対応

県及び市町は、避難行動対応を的確に実施するため、噴火警戒レベルの段階に応じた基本的な対応を以下のとおり定める。

イ 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）時の避難対応

（イ）観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難情報発令等の周知

各市町は、気象庁より噴火警報「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」の発表及び市町が避難情報を発令した場合、警戒が必要な範囲において、緊急速報メール等により周知する。

（ロ）施設の閉鎖

・宮城県は、警戒範囲内の観光施設において、観光客、登山者の避難誘導、避難者受入及びその他の必要な対応を行った上で、施設を閉鎖する。

（ハ）道路の閉鎖等

・宮城県、山形県及び七ヶ宿町は、対象となる県道及び町道のゲート閉鎖等を行う。

(二) 登山口等における入山規制の看板設置

・山形県，白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，山形市及び上山市は，対象箇所に警報発表に係る入山規制の看板を設置する。

(ホ) 火砕流・火砕サージが発生する可能性がある場合の対応

・川崎町は，民間観光施設に対し「高齢者等避難」を発令するとともに，避難所を開設する。

ロ 噴火警戒レベル3（入山規制）時の避難対応

(イ) 観光客，登山者，施設等への警報発表及び避難情報発令等の周知

各市町は，気象庁より噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」の発表及び市町が避難情報を発令した場合，警戒が必要な範囲において，緊急速報メール等により周知する。

(ロ) 施設の閉鎖

・宮城県は，警戒範囲内の観光施設において，観光客，登山者の避難誘導，避難者受入及びその他の必要な対応を行った上で，施設を閉鎖する。

(ハ) 道路の閉鎖等

・宮城県，山形県及び七ヶ宿町は，対象となる県道及び町道のゲート閉鎖等を行う。

(二) 登山口等における入山規制の看板設置

・山形県，白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，山形市及び上山市は，対象箇所に警報発表に係る入山規制の看板を設置する。

(ホ) 観光客等避難対策

・蔵王町，七ヶ宿町，山形市及び上山市は，警報発表後に避難所を開設し，帰宅困難となった観光客，登山者の受け入れを行う。

(ヘ) 火砕流・火砕サージが発生する可能性がある場合の対応

・川崎町は，民間観光施設に対し「避難指示」を発令するとともに，避難所を開設する。

ハ 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）時の避難対応

(イ) 観光客，登山者，施設等への警報発表及び避難情報発令等の周知

・各市町は，気象庁より噴火警報「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」の発表及び市町が避難情報を発令した場合，警戒が必要な範囲において，緊急速報メール等により周知する。

(ロ) 施設の閉鎖

・宮城県は，警戒範囲内の観光施設において，観光客，登山者の避難誘導，避難者受入及びその他の必要な対応を行った上で，施設を閉鎖する。

(ハ) 道路の閉鎖等

・宮城県，山形県，蔵王町，七ヶ宿町及び山形市は，対象となる県道及び町道のゲート閉鎖等を行う。

(二) 登山口等における入山規制の看板設置

・山形県，白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，山形市及び上山市は，対象箇所に警報発表に係る入山規制の看板を設置する。

(ホ) 観光客等避難対策

・蔵王町，七ヶ宿町，山形市及び上山市は，警報発表後に避難所を開設し，帰宅困難となった観光客，登山者の受け入れを行う。

（ヘ）融雪型火山泥流による被害が予想される地域への対応

・蔵王町，川崎町及び山形市は，融雪型火山泥流の影響範囲内の住民等に対し「高齢者等避難」を発令するとともに，避難所を開設する。

（ト）御釜由来の泥流による被害が予想される地域への対応

・蔵王町及び川崎町は，御釜由来の泥流の影響範囲内の住民等に対し「高齢者等避難」を発令するとともに，避難所を開設する。

二 噴火警戒レベル5（避難）時の避難対応

（イ）観光客，登山者，施設等への警報発表及び避難情報等発令の周知

・各市町は，気象庁が噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」の発表及び市町が避難情報を発令した場合，警戒が必要な範囲において，緊急速報メール等により周知する。

（ロ）施設の閉鎖

・宮城県は，警戒範囲内の観光施設において，観光客，登山者の避難誘導，避難者受入及びその他の必要な対応を行った上で，施設を閉鎖する。

（ハ）道路の閉鎖等

・宮城県，山形県，蔵王町，七ヶ宿町及び山形市は，対象となる県道及び町道のゲート閉鎖等を行う。

（ニ）登山口等における入山規制の看板設置

・山形県，白石市，蔵王町，七ヶ宿町，川崎町，山形市及び上山市は，対象箇所に警報発表に係る入山規制の看板を設置する。

（ホ）観光客等避難対策

・蔵王町，七ヶ宿町，山形市及び上山市は，警報発表後に避難所を開設し，帰宅困難となった観光客，登山者の受け入れを行う。

（ヘ）融雪型火山泥流による被害が予想される地域への対応

・蔵王町，川崎町，山形市及び上山市は，融雪型火山泥流の影響範囲内の住民等に対し「避難指示」を発令するとともに，避難所を開設する。

（ト）御釜由来の泥流による被害が予想される地域への対応

・蔵王町及び川崎町は，御釜由来の泥流の影響範囲内の住民等に対し「避難指示」を発令するとともに，避難所を開設する。

ホ 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合の避難対応

市町は，突発的に噴火した場合，速やかに火山活動の状況を把握し，立入規制を実施するとともに，関係機関等と連携しながら，登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなどの対応を行うものとする。

市町は，事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま，居住地域まで影響を及ぼす噴火が発生した場合，その噴火に伴う火山現象が短時間で避難対象地域に到達する恐れがあるため，関

係機関等と連携しながら、速やかな緊急退避の実施や避難指示等の発令、住民等の安全な地域への避難誘導を行う。

市町長は、避難に関する具体的な対応について、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて協議会等を開催し、協議会等から火山活動の状況に関する助言を受け、市町長に対して避難に関する具体的な対応について助言する。

（３）要配慮者の避難対応

市町は、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）の避難対応にあたっては、平時から福祉関係機関等との連携を図り、円滑な避難体制を構築するとともに、特に、避難行動に必要な情報の把握が困難、又は自らの行動等に制約のある避難行動要支援者については、避難準備から避難後の生活までの各段階において、その家族、消防団や自主防災組織、要配慮者利用施設の管理者、関係団体等と協力してきめ細やかな支援策を講ずるものとする。このため、県及び市町が定める地域防災計画の避難行動要支援者への支援等に関する規定に準じて適切に行うことができる体制を確立する。

（４）孤立者等の避難対応

市町は、噴火により避難経路が閉ざされ、避難出来なくなった住民及び登山者等がいる場合には、その状況を確認するとともに、速やかに警察や消防等へ救助要請を行うものとする。

市町は、ヘリコプターの飛来が可能な場合は、県や警察等にヘリコプターの出動を要請する。

県及び警察等は、ヘリコプターの運用にあたっては、特に、噴煙や噴石の飛散等により危険な状態になりやすいことから、火山活動に関する情報を収集し、安全な運航の確保を図る。

第2章 事前対策

1 事前対策における構成機関の役割

表 2-1 火山防災協議会の構成機関の役割

構成機関	県	市町	気象台	国土交通省	陸上自衛隊	警察	消防	有識者	国土地理院東北地方測量部	森林管理署	観光協会
防災体制	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
情報伝達体制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
避難体制	○	○	○	○	○	○	○	○			○
救出救助体制	○	○	○		○	○	○				
防災啓発	○	○	○	○		○	○	○			○
防災訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

防災体制	噴火時等に、各機関が活動体制を確立することを指す。
情報伝達体制	「火山に関する情報の収集と整理」「関係機関との情報共有」「住民及び登山者等への避難に関する情報の周知」「異常現象等の報告」に関する体制を確立することを指す。
避難体制	「噴火警戒レベルと避難指示等の発令基準」「指定緊急避難場所や指定避難所の指定」「避難経路の設定」「避難手段の確保」及びこれらの検討に関する助言等を行うことを指す。
救出救助体制	「救助に関する情報共有体制」「資機材等の配備体制」「医療体制」を確立することを指す。
防災啓発	住民及び登山者等に対し、火山の知識、噴火時等のリスク及び防災対応について周知することを指す。
防災訓練	噴火時等に、避難等の防災対応を円滑に行うための訓練を行うことを指す。

2 防災体制の構築

県、市町及び関係機関は、火山噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、住民及び登山者等の安全確保及び円滑な災害応急対策が実施できるよう、予め情報伝達体制、避難誘導體制を整備する。

特に火山災害の場合、避難に緊急を要する場合もあり得ることから、危険区域へ直ちに情報を伝達できるよう整備を行う。

（1）国、県及び市町の防災体制

イ 災害対策本部等

県及び市町は、火山噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、蔵王山の活動に関する情報等の収集、避難受入れに関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、それぞれの判断に基づき、災害対策本部等を設置する。

噴火警戒レベルに応じた防災体制は、次のとおりである。

表 2-2 噴火警戒レベルに応じた防災体制【レベルが段階的に引き上げられた場合】

噴火警戒レベル	宮城県	蔵王町	七ヶ宿町	川崎町	山形県	山形市	上山市
1（活火山であることに留意）	（なし）	（なし）	（なし）	（なし）	（なし）	（なし）	（なし）
2（火口周辺規制）	警戒配備0号				災害対策連絡室	（なし）	情報連絡体制
3（入山規制）	警戒配備0号				災害対策連絡室	防災対策本部（警戒配備1号）	情報連絡体制
4（高齢者等避難）	災害対策本部（非常配備3号）				災害対策本部	防災対策本部（警戒配備2号）	警戒体制
5（避難）	災害対策本部（非常配備3号）				災害対策本部	防災対策本部（警戒配備2号）	警戒体制

※ 県及び市町の防災体制は、状況に応じて変更する場合がある。

ロ 現地災害対策本部

- (イ) 県は、被害が甚大又はその恐れがある場合で、本部長が必要と認めるときは、災害地に現地災害対策本部を設置する。
- (ロ) 現地災害対策本部は、災害情報の収集や報告及び市町、関係機関との情報交換、連絡・調整等を実施する。

ハ 国の現地対策本部

国（内閣府）は、火山地域における情報の収集・取りまとめなど、地方公共団体等との火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、噴火警戒レベル3に相当する火口周辺警報が発表された場合は「火山災害現地連絡室」を、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報が発表された場合は「緊急災害現地対策本部」、「非常災害現地対策本部」、「特定災害現地対策本部」又は「政府現地災害対策室」を設置する。

また、必要に応じて、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される「火山災害警戒合同会議」または「火山災害対策合同会議」を開催する。

火山防災協議会の構成機関は、上記の合同会議が開催された場合、その会議に参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について、情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

表 2-3 噴火警戒レベルに応じた防災体制

（囲み無し：国が開催， 囲み有り：国， 関係自治体， 火山専門家等が合同で開催）

警報	噴火警戒レベル	現地の体制 （状況に応じて設置）	国の体制 （状況に応じて設置）
噴火警報 （特別警報）	レベル5 （避難）	緊急災害現地対策本部 非常災害現地対策本部 特定災害現地対策本部 政府現地災害対策室 <u>火山災害警戒合同会議</u> <u>火山災害対策合同会議</u>	緊急災害対策本部 非常災害対策本部 特定災害対策本部
	レベル4 （高齢者等避難）		
火口周辺警報	レベル3 （入山規制）	火山災害現地連絡室	関係省庁災害警戒会議

二 合同会議の開催場所

合同会議の開催場所について，以下の条件を踏まえ，選定しておく。

- ・ 噴火現象の影響範囲外
- ・ 施設までのアクセスの良さ
- ・ 情報通信設備が充実している
- ・ 山の眺望が可能なところ

開催場所の候補地は以下のとおり。

表 2-4 合同会議の候補地

県	施設名	所在地	優先順位
宮城県	蔵王町役場	宮城県刈田郡蔵王町円田西浦北10	1
	大河原合同庁舎	宮城県柴田郡大河原町字南129番1号	
山形県	山形県庁	山形県山形市松波2-8-1	2
	山形河川国道事務所	山形県山形市成沢4-3-55	

※実際の火山活動状況等に応じて，開催場所を選定する。

（2）噴火警戒レベルに応じた防災対応

県，市町及び関係機関は，噴火時等において，迅速に，また相互に調整の取れた防災対応が実施できるように，噴火警戒レベルに応じた活動や役割を整理し，平常時から相互の役割を共有する。

イ 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）の対応概要

- （イ）定例会（協議会，幹事会等）の開催（県，市町，関係機関）
- （ロ）火山に関する情報収集・共有（県，市町，関係機関）
- （ハ）異常現象の通報情報の共有（県，市町，関係機関）

- (ニ) 地域防災計画（火山災害対策編）の改訂の検討（県，市町）
- (ホ) 防災訓練の企画・実施（県，市町，関係機関）
- (ヘ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県，市町，関係機関） 等

ロ 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の対応概要

- (イ) 臨時会（協議会，幹事会等）の開催（県，市町，関係機関）
- (ロ) 火山活動の状況と構成機関の態勢確認・協議（県，市町，関係機関）
- (ハ) 構成機関との情報連絡体制の強化（県，市町，関係機関）
- (ニ) 異常現象の通報情報の共有（県，市町，関係機関）
- (ホ) 住民等への情報提供の実施（県，市町）
- (ヘ) 登山者等の避難（県，市町，関係機関）
- (ト) 入山規制範囲の確認と規制の実施（県，市町）
- (チ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県，市町，関係機関） 等

ハ 噴火警戒レベル3（入山規制）の対応概要

- (イ) 臨時会（協議会，幹事会等）の開催（県，市町，関係機関）
- (ロ) 火山活動の状況と構成機関の態勢確認・協議（県，市町，関係機関）
- (ハ) 構成機関との情報連絡体制の強化（県，市町，関係機関）
- (ニ) 異常現象の通報情報の共有（県，市町，関係機関）
- (ホ) 住民等への情報提供の実施（県，市町）
- (ヘ) 登山者等の避難（県，市町，関係機関）
- (ト) 入山規制範囲の確認と規制の実施（県，市町）
- (チ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県，市町，関係機関）
- (リ) 一部の避難所の開設（市町） 等

ニ 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の対応概要

- (イ) 国の火山災害対策合同会議への参加（県，市町，関係機関）
- (ロ) 臨時会（協議会，幹事会等）の開催（県，市町，関係機関）
- (ハ) 火山活動の状況と構成機関の態勢確認・協議（県，市町，関係機関）
- (ニ) 構成機関との情報連絡体制の強化（県，市町，関係機関）
- (ホ) 異常現象の通報情報の共有（県，市町，関係機関）
- (ヘ) 住民等への情報提供の実施（県，市町）
- (ト) 一部住民の避難（県，市町，関係機関）
- (チ) 立入規制範囲の確認と規制の実施（県，市町，関係機関）
- (リ) 道路規制の実施（県，市町，関係機関）
- (ヌ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県，市町，関係機関）
- (ル) 高齢者等避難の発令（県，市町）
- (ヲ) 避難所の開設（市町） 等

ホ 噴火警戒レベル5（避難）の対応概要

- (イ) 国の火山災害対策合同会議への参加（県，市町，関係機関）
- (ロ) 臨時会（協議会，幹事会等）の開催（県，市町，関係機関）
- (ハ) 火山活動の状況と構成機関の態勢確認・協議（県，市町，関係機関）
- (ニ) 構成機関との情報連絡体制の強化（県，市町，関係機関）
- (ホ) 異常現象の通報情報の共有（県，市町，関係機関）
- (ヘ) 住民等への情報提供の実施（県，市町）
- (ト) 立入規制範囲の確認と規制の実施（県，市町，関係機関）
- (チ) 道路規制の実施（県，市町，関係機関）
- (リ) 噴火警戒レベル変動時の対応協議（県，市町，関係機関）
- (ヌ) 避難指示の発令（県，市町）
- (ル) 避難所の運営（市町） 等

(3) 広域一時滞在の体制構築

市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、避難先が県内の市町の場合は当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町の場合は県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで市町に代わって広域一時滞在のための協議を行うものとする。

3 火山に関する予報・警報・情報

(1) 火山に関する予報・警報・情報

仙台管区気象台は、火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受けて異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報・情報を発表する。

表 2-5 火山に関する予報・警報・情報

種類	内容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町に対する火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。
降灰予報（定時）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報（速報）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山^(※)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 <p>※降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</p> <p>※降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p>
降灰予報（詳細）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山^(※)に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。 <p>※降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。</p> <p>※降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p> <p>※降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</p>
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。

種類	内容
火山現象に関する情報等	<p>○火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので定期的又は必要に応じて臨時に発表。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</p> <p>○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <p>○火山活動解説資料 写真や図表等を用いて火山活動の状況や、防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報 主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表。</p>
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。 視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。 以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合。（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。 <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p>

(2) 関係機関の情報伝達・共有

イ 噴火警報・予報等の情報伝達

仙台管区気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、以下のとおりである。

なお、噴火警報等については、有識者等とも情報共有を図る。

図 2-1 気象台からの噴火警報・予報等の情報伝達系統図（宮城県側）

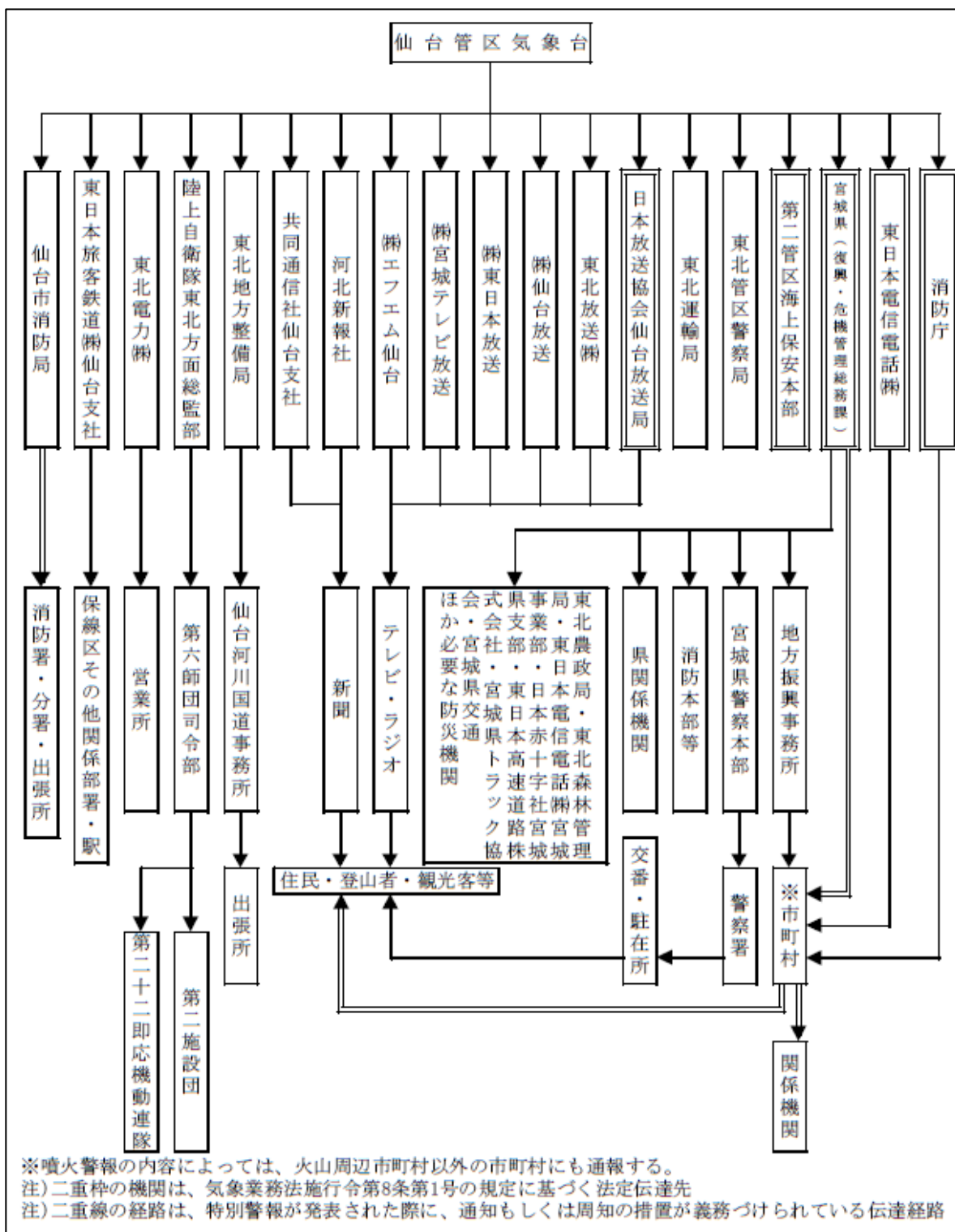
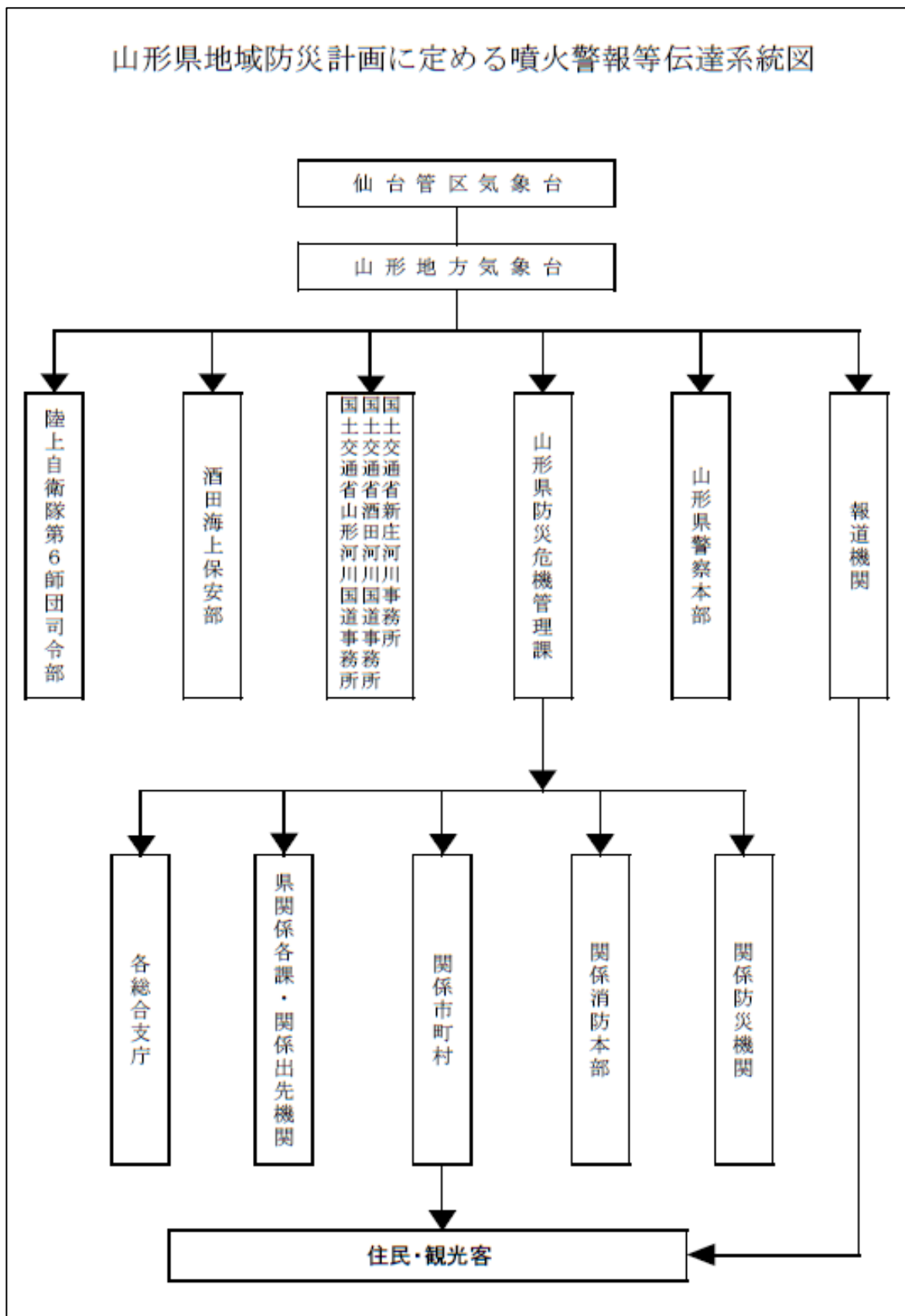


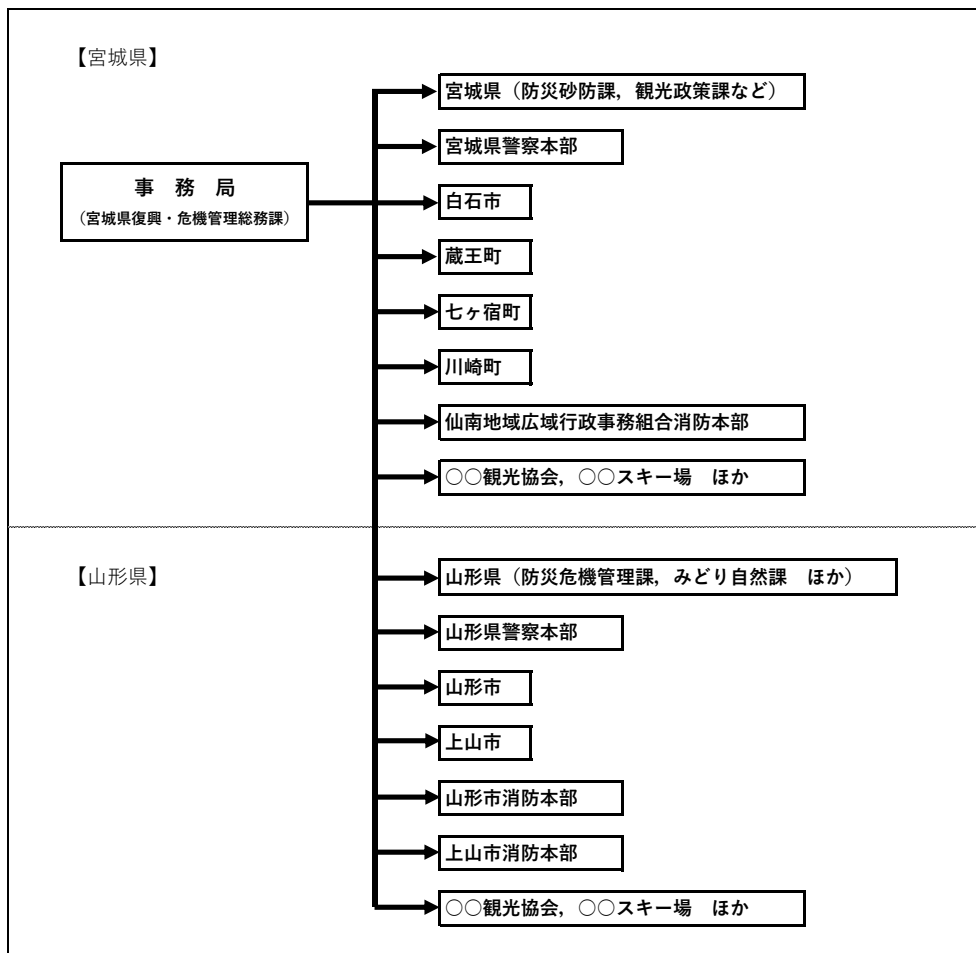
図 2-2 気象台からの噴火警報・予報等の情報伝達系統図（山形県側）



ロ 噴火警報発表等に係る補完的な伝達方法

上記イのほか、防災対応を行う主な防災機関については、以下の系統に基づき、事務局から、「緊急連絡先一覧」に記載の防災担当者等へメールにて直接の噴火警報の発表の情報通知を行う。

図 2-3 補完的な情報伝達ルート



ハ 噴火警報発表時の対応に係る情報提供等

噴火警報が発表された場合、防災対応を行う主な防災機関は、当該対応の実施状況について、以下のとおり取りまとめ等を行う。

(イ) 防災対応状況の報告について

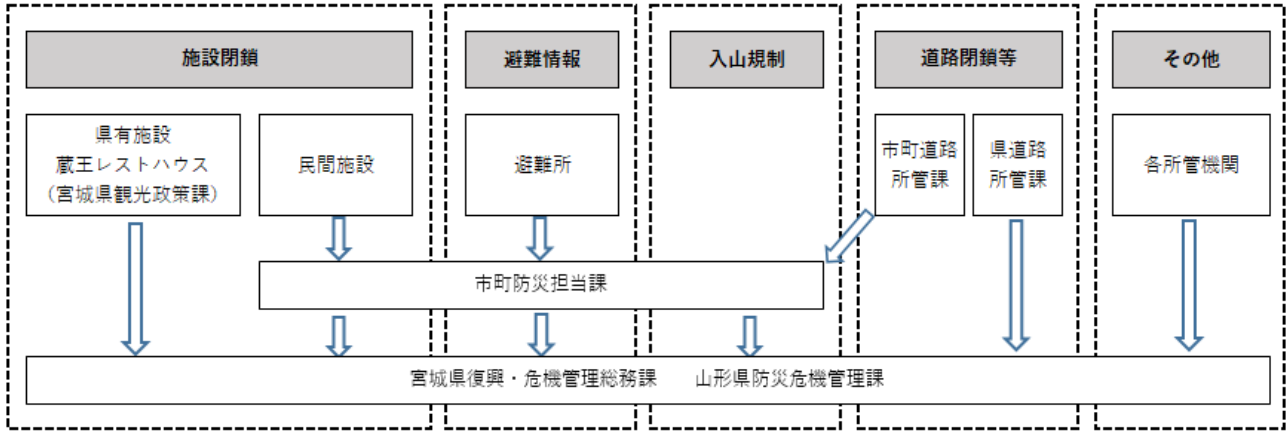
各機関は、蔵王山において噴火警報が発表されたことを覚知したときは、原則として、覚知後1時間以内で可能な限り早く、分かる範囲で、それぞれの防災対応状況について取りまとめた結果の第一報を宮城県復興・危機管理総務課又は山形県防災危機管理課（市防災担当課は村山総合支庁を經由：以下同じ）へ資料編 P7「蔵王山噴火警報に係る対応状況報告」にて報告する。

また、第一報の報告期限等については、宮城県復興・危機管理総務課又は山形県防災危機管理課からファクシミリ等により各機関へ連絡し、各機関は、それぞれの防災対応状況について取りまとめた結果を、宮城県復興・危機管理総務課又は山形県防災危機管理課へ資料編 P7「蔵王山噴火警報に係る対応状況報告」により報告する。なお、報告に際しては、前回報告からの変更箇所を下線

を引いて報告するものとする。

なお、宮城県側の市町については、「市町村被害状況報告要領」に基づき、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）への入力も行うこととする。

図 2-4 防災対応状況の報告ルート



（ロ）防災対応状況の取りまとめについて

宮城県復興・危機管理総務課と山形県防災危機管理課は、上記（イ）により報告された内容について、お互いに情報を共有し実施状況に関する資料を取りまとめ、それぞれ、県ホームページへの掲載、記者クラブへの投げ込みを行う。

二 登山者等への情報伝達体制の確保

市町は、メールや防災行政無線等により、入山規制の実施や早期下山を確実に伝達するための手段を確保する。

また、県及び市町は、県内外から訪れる多くの登山者等に対し、ホームページや報道機関を通じた広報や多様な言語による情報伝達手段の検討を行うほか、観光事業者、観光協会、旅行代理店や輸送事業者等に協力を要請して、観光施設での防災マップの配布や登山道への周知看板の設置など、観光拠点や主要駅等での広報を実施することにより、必要な情報を周知する。

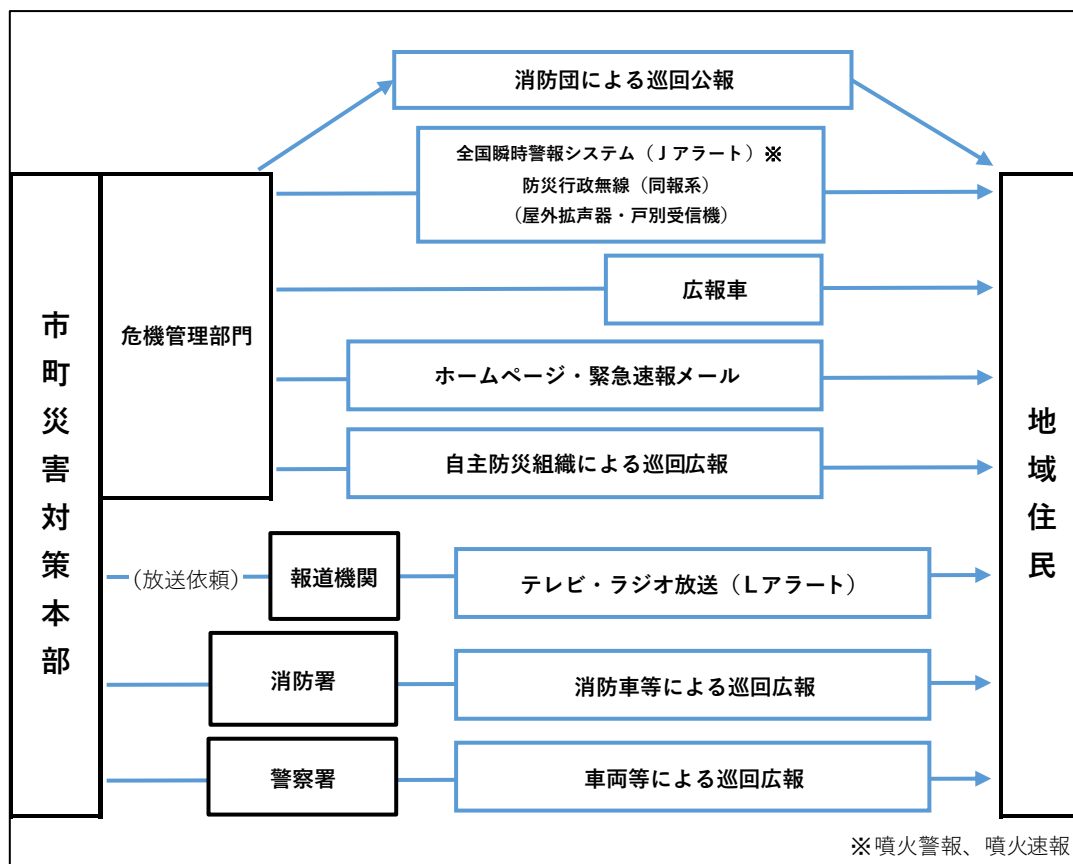
県は、火口周辺の登山者等に対し、ヘリコプターによる上空からの情報伝達体制を確保する。

ホ 住民等への情報伝達体制の確保

市町は、住民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、火山活動の状況に応じた住民等への適切かつ速やかな情報伝達や広報を実施する手段を確保する。

住民等が必要とする情報は、緊急性の高い噴火警報や避難指示をはじめ、施設の復旧情報、生活支援情報など多岐に及ぶが、これらの情報は、火山活動の状況や時間経過に伴い変化することから、県、市町及び関係機関は、状況に応じた的確に情報伝達や広報を行う体制を整備する。

図 2-5 住民等への情報伝達系統図



へ 要配慮者への情報伝達体制の確保

市町は、避難の際に即座に対応することが困難である要配慮者に、防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等を組み合わせて、迅速・確実な情報伝達を実施するための手段を確保する。

また、社会福祉施設等の管理者に対し、避難指示等の情報を確実に伝達するための手段を確保する。

そして、在宅の要配慮者に対し、広報車や防災行政無線による情報伝達だけでは十分に伝わらないことが考えられることから、消防団や自主防災組織等を通じた個別の情報伝達支援を行う。

さらに、火口周辺の要配慮者に対しては、障がいの内容に応じた入山禁止を示す旗やメディアを活用した情報伝達に努める。

ト 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）での情報伝達に係る防災対応

県、市町及び関係機関の、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）における情報伝達に係る防災対応は、次のとおりである。

表 2-6 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）における情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
<p>平常時（噴火警戒レベル1（活火山であることに留意））</p>	
<p>県 ・宮城県 ・山形県</p>	<p><u>（登山者等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや防災メール等による火山情報，防災情報の発信 ・観光ガイド，観光施設等を通じた情報発信，啓発活動 ・報道機関への情報提供 <p><u>（住民等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による火山情報，防災情報を発信 ・教育委員会や火山防災協議会，関係機関等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 <p><u>（要配慮者向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の行う避難行動要支援者の救護体制の整備について，助言 ・助言にあたって関係機関等との調整を支援
<p>市町 ・蔵王町 ・川崎町 ・七ヶ宿町 ・山形市 ・上山市</p>	<p><u>（登山者等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等との情報伝達体制の構築，情報伝達訓練の実施 ・火山防災協議会，関係機関等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 ・ホームページ，看板，パンフレット等による火山情報の周知 ・報道機関への情報提供 <p><u>（住民等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等との情報伝達体制の構築，情報伝達訓練の実施 ・関係機関等との情報伝達体制の構築，情報伝達訓練の実施 ・住民への周知（緊急速報メールや防災行政無線，ホームページ，SNS等による広報） ・消防団，自治会，自主防災組織等を通じた火山情報，避難計画等の周知，講習会の開催 ・火山防災協議会，関係機関等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 <p><u>（要配慮者向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の名簿等の作成 ・避難支援者等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段，巡回体制等） ・自治会，民生委員等による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・自主防災組織，消防団，福祉関係者，患者搬送事業者（福祉タクシー等），地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築
<p>関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等</p>	<p><u>（登山者等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等により火山情報，防災情報を発信 ・報道機関への情報提供 <p><u>（住民等向け）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等により火山情報，防災情報を発信

（3）異常現象等の報告等

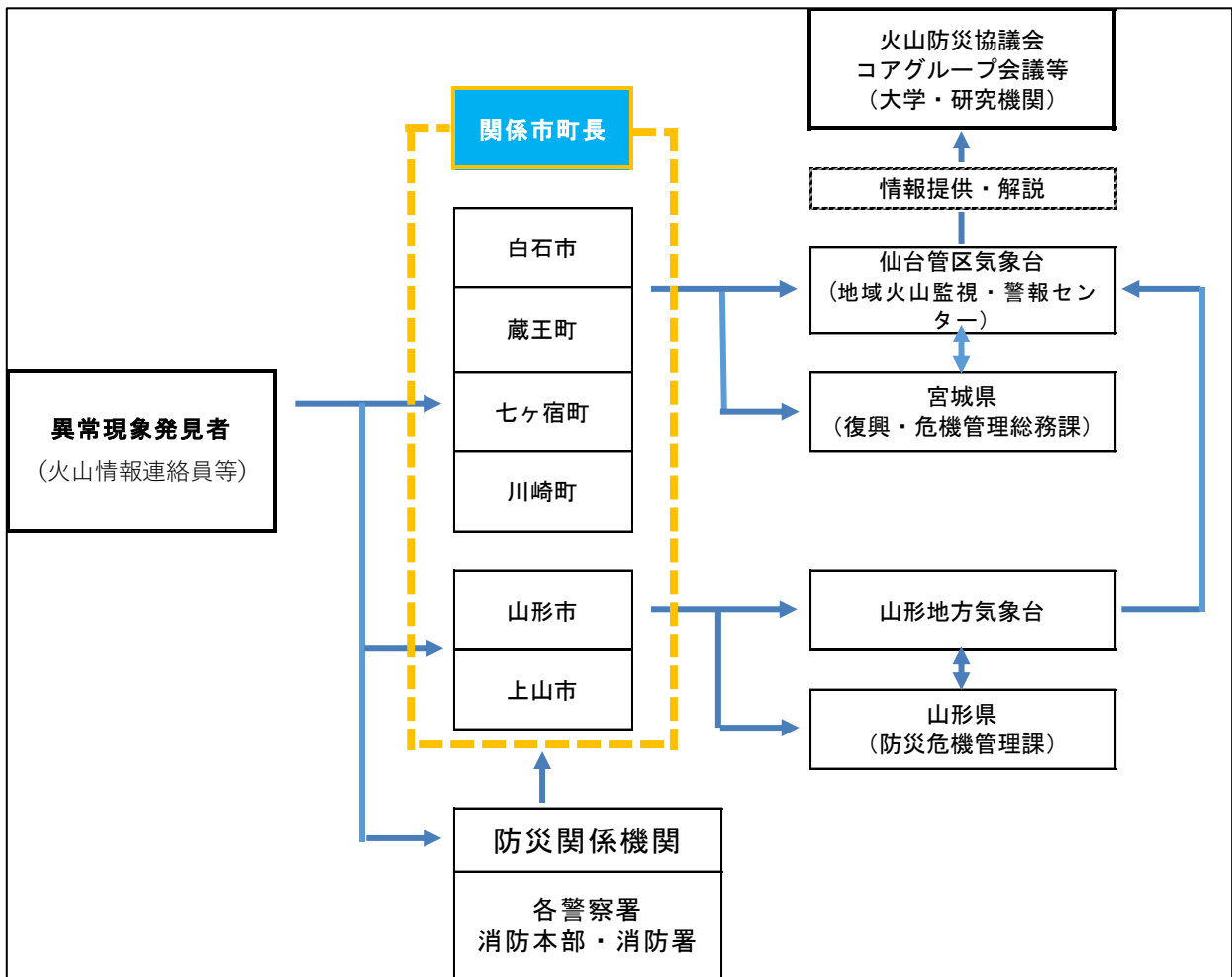
市町及び関係機関は、住民及び登山者等からの、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合の通報体制や、関係機関への情報伝達体制を構築するとともに、必要に応じて、避難の誘導、入山規制等の措置を講じる。

イ 通報体制

住民、登山者及び火口周辺の施設管理者等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合の、通報体制は次のとおりとする。

県、市町及び関係機関は、異常現象が発見された場合、電話連絡で情報共有を図り、必要に応じて、火山防災協議会を開催するものとする。

図 2-2 住民及び登山者等からの通報体制系統図



ロ 異常現象の通報事項

登山者等が、通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりである。

市町、警察及び消防は、登山者等から通報があった際は、発生場所（発見場所）について正確な情報を把握するよう努める。

表 2-7 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	山頂付近での有感地震及び揺れ
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発
○その他	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

ハ 異常現象の調査と速報

市町、警察及び消防は、登山者等からの通報後、次の内容をそれぞれの通報体制にしたがって情報提供し、必要に応じ現場を確認し、その結果を速報する。

連絡を受けた仙台管区気象台は、必要に応じて火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

【速報の内容】

- 発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- 発生場所（どの火口で確認されたか）
- 発生による影響（住民、登山者、動植物、施設等への影響）

4 避難のための事前対策

(1) 噴火警戒レベルと高齢者等避難や避難指示の発令基準

市町は、気象庁から噴火警戒レベルが発表され、噴火により被害が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合の、警戒区域の設定による立入規制、高齢者等避難及び避難指示発令のための目安を以下のとおり定める。

なお、市町長は、警戒区域（立入規制区域）の設定や避難情報の発令等を行うにあたって、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて協議会等を開催し、協議会等から火山活動の状況等に関する助言を受け、市町長に対して設定や発令等について助言する。

イ 立入規制（災対法第 63 条）の基準

市町長は、噴火警戒レベルに合わせて警戒区域（立入規制区域）を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

ロ 高齢者等避難の発令の基準

市町長は、噴火警戒レベル 4（高齢者等避難）が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まっている）場合、「高齢者等避難」を、規制区域内にある避難対象地域に発令する。

また、多くの住民等が避難を希望する場合等に、住民の安全確保のため必要と判断した地域にも発令する。

ハ 避難指示の発令（災対法第 60 条）の基準

市町長は、噴火警戒レベル 5（避難）が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合、「避難指示」を規制区域内にある避難対象地域に発令する。

また、多くの住民等が自主的に避難した場合等に、住民の安全確保のため必要と判断した地域にも発令する。

二 降灰後の土石流に関する避難情報発令の基準

降灰後の土石流は速度が速いことに加え、通常よりも弱い雨で発生することにより、避難の判断をする暇がないため、降雨（雨量）の状況を踏まえながら、現象発生前に避難するよう対処しなければならない。

大雨警報（土砂災害）は、高齢者等避難の材料となる土砂災害警戒情報の基準から概ね 1 時間前に達する土壌雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える 2～6 時間前に発表されることから、この情報の発表と予想される降雨量を判断基準の基本とする。

表2-8 降灰後の土石流に関する避難情報発令基準の設定

高齢者等避難	
状況	<p>ア～エのいずれかに該当する場合に発令する。</p> <p>ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合</p> <p>イ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>ウ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>エ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
発信内容	<p>危険の状況（上記「状況」）、避難行動要支援者等（特に避難行動に時間を要する者）に計画された避難所へ早期の避難を勧めること、避難行動要支援者以外は家族等の連絡や非常用持出品の用意等の高齢者等避難を開始すること、開設した避難所、現状で把握している危険情報（今後の雨の見込み）</p>
避難指示	
状況	<p>ア～エのいずれかに該当する場合に発令する。</p> <p>ア 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>イ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、更に降雨が継続する見込みである場合</p> <p>ウ 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化、斜面のはらみ、擁壁や道路へのクラック発生など）が発見された場合</p> <p>エ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p>
発信内容	<p>危険の状況（上記「状況」）、避難行動要支援者以外の者にも早期避難を勧めること、開設した避難所、現状で把握している危険情報（今後の雨の見込み）</p>

（2）避難時の構成機関の役割

県、市町及び構成機関の、避難時における役割は次のとおりであり、それぞれ必要な体制、資機材等を整備する。

表 2-9 住民及び登山者等の避難における構成機関の役割

機関	役割
<p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県 ・山形県 	<ul style="list-style-type: none"> ○知事は、災害の発生により市町がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示等に関する措置の全部、又は一部を当該市町長に代わって実施する。 ○市町を通じて要配慮者の被災状況、避難状況等を把握する。 ○関係部局と連携し、要配慮者が保健医療や福祉サービスが受けられるよう、市町を支援する。 ○市町の行う関係機関・団体との連携を支援し、社会福祉施設等への要配慮者の入所の調整を行う。 ○居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。 ○避難行動要支援者の搬送体制（搬送手段）を確保する。 ○語学ボランティアの協力による外国人の避難誘導を行う。 ○外国人への情報提供（提供情報の多言語対応）を行う。
<p>市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王町 ・七ヶ宿町 ・川崎町 ・山形市 ・上山市 	<ul style="list-style-type: none"> ○火山現象により災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、住民及び登山者等の生命、身体を災害から保護するとともに、その他の災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市町長は、地元警察署長と連絡の上、住民及び登山者等に対して、避難のための立退きの勧告、又は指示を行う。また、必要に応じて、避難のための立退き先を定めて避難指示等を行う。この場合、市町長は速やかに県に報告する。 ○火山災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、市町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ○避難指示を発令した場合、地元警察署等の協力を得て、指定避難所（以下、本文中「避難所」という。）に誘導する。この場合、市町は避難所に職員を派遣するか、又は避難所の管理責任者と連絡を密にして避難所開設を円滑に行い、その適正な運営を図る。 ○避難経路については、事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。 ○避難所を開設したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等について県に報告する。 ○避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・災害時要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。 ○自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、予め社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。 ○指定した福祉避難所の所在地等については、県に報告する。 ○福祉避難所を開設したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等について県に報告する。 ○要配慮者に対する避難行動要支援者名簿等に基づく、速やかな安否確認を実施する。 ○居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。 ○地域住民や民生委員・児童委員等の協力による要配慮者の避難所への速やかな避難誘導を行う。
<p>次頁に続く</p>	

機関	役割
前頁の続き 市町 ・葦王町 ・七ヶ宿町 ・川崎町 ・山形市 ・上市市	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障がいや視覚障がい、外国人に対応した情報伝達手段を確保する。 ○避難行動要支援者の搬送体制（搬送手段）を確保する。 ○語学ボランティアの協力による外国人の避難誘導，安否確認を行う。 ○外国人への情報提供（提供情報の多言語対応）を行う。 ○火山現象により災害が発生，又は発生する恐れがある場合において，登山者情報を関係機関で共有し，避難状況の確認を行う。
警察	<ul style="list-style-type: none"> ○危険が切迫した場合において，市町長が避難の指示を行うことができないと認めるとき，又は市町長から要求のあったときは，警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合，警察官は直ちに市町長に通知する。 ○避難指示が出された場合には，市町に協力し，予め指定された避難所等へ避難誘導する。 ○自治体等や地域住民と連携し，住民及び登山者等の安否確認・救助活動を実施する。 ○火山現象により災害が発生，又は発生する恐れがある場合において，登山計画書（届）を速やかに回収するとともに，登山者情報を関係機関で共有し，避難状況の確認を行う。
消防	<ul style="list-style-type: none"> ○危険が切迫した場合において，市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき，又は市町長から要求のあったときは，消防長又は消防署長が居住者等に避難の指示を行う。この場合は直ちに市町長に通知する。

（3）指定緊急避難場所の指定

市町は，火山現象の影響を受けない所で，かつ，住民及び登山者等が短時間で避難が可能な場所を指定緊急避難場所に指定する。

なお，登山口から火口周辺までの間には指定緊急避難場所がないことから，県，市町及び関係機関は，火山防災協議会の場を活用して退避壕及び退避舎等の必要性等，避難施設の整備等について検討する。

また，県及び市町は，噴火の際の緊急退避について住民及び登山者等に周知するよう努める。

（4）指定避難所の指定

市町は，火山ハザードマップを踏まえ，安全な地域に指定避難所を指定し，地域防災計画に定める。

また，避難対象地域の人口を試算し，施設として収容可能かどうかを確認するとともに，収容できない場合は近隣市町と協議のうえ，すべての避難者が避難できるよう予め定める。

※ 市町ごとの避難所の詳細は【資料編】に掲載

（5）避難経路の設定

市町は、火山災害時に避難が必要になる地区ごとに避難経路を設定することとし、避難経路は、融雪型火山泥流や土石流の影響範囲を可能な限り避けるよう設定する。

（6）避難手段の確保

県及び市町は、広域一時滞在による集団避難を行う場合は、バス等の避難手段を確保する。

市町は、噴火が切迫している場合など必要に応じて、県を通じて自衛隊のヘリコプターや車両による輸送を依頼する。

表 2-10 バス（輸送手段）保有機関一覧（令和3年1月現在）

県	機関名	所在地	連絡先	備考
宮城県	公益社団法人宮城県バス協会	仙台市宮城野区鉄炮町1-2	022-295-9894	
山形県	一般社団法人山形県バス協会	山形市大字漆山字行段1422	023-686-6135	

5 救出救助体制の構築

県、市町及び関係機関は、火山災害時には、局地的に多数の救出救助を必要とする事象が発生することから、対応の遅れが避難行動や救出活動を困難にする事態に発展しかねないため、万全の初動体制を確立し、協力体制を確保した上で、迅速かつ的確な救出救助体制を構築する。

（1）救出救助に関する構成機関等の役割

救出救助における構成機関等の役割は、次のとおりである。

表 2-1 1 住民及び登山者等の救出救助における構成機関等の役割

機関	役割
県 ・宮城県 ・山形県	○効率的な救出救助活動が展開されるよう、関係機関等との調整を行い、噴火時の火山現象や天候等の状況に応じて、発災後速やかに活動基準を作成し、救助部隊間で基準を共有する。 ○県の防災ヘリコプターによる情報収集や救助活動を行う。 ○救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、医療機関及び関係機関等との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。 ○市町から応援を求められた場合に、以下の対応を行う。 ・他の市町長に対し応援を指示 ・自衛隊に対し、災害派遣要請を行う。 ・緊急消防援助隊、他の都道府県、消防機関等所有のヘリコプターの派遣等の要請を行う。
市町 ・蔵王町 ・七ヶ宿町 ・川崎町 ・山形市 ・上山市	○119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握して初動体制を整える。 ○災害後、多発すると予想される救急・救助要請に対して、予め定めた救急・救助計画に基づき組織的な対策をとる。 ○家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。 ○孤立化した地域における救助、救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認められた場合は、県に出動を要請する。
警察	○救出救助活動は、保有する資機材を有効に活用する。 ○関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救急・救助活動を実施する。 ○ヘリコプターによる情報収集や救助活動を行う。
消防	○消防長又は消防署長は、災害の状況を市町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。 ○災害に対応した救急・救助資機材を活用して、組織的な救出救助及び救命活動を行う。 ○救急・救助活動にあたっては、必要に応じ応急救護所を設置し、現地の行政機関、医療機関等と連携し、高度救急資機材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。
自衛隊	○噴火等の災害が発生、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認められたときは、知事からの要請を受け、災害派遣を行う。
医療機関	○災害現場では必要に応じて応急救護所を設置し、消防（救急隊等）や自衛隊等の関係機関、その他医療機関、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急処置を行う。 ○応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急処置を行い後方医療機関に搬送する。搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

（2）救助資機材等の確保

警察、消防、自衛隊は、救助活動等に必要となる資機材の確保・配備に努める。

なお、火山噴火に係る主な救助資機材等は、以下のとおりである。

○ 火山性ガス検知器	○ スパッツ（ケイター）/ストック	○ 無線機
○ 防毒マスク	○ バックパック	○ GPS発信機
○ 軽量救助担架	○ ヘルメット	○ 耐熱、耐衝撃性の高いグローブ
○ スコープ（大・小）	○ ゴーグル	○ ドローン（無人ヘリ）
○ ゾンデ棒（プローブ）	○ デジタル温度計	

（3）医療・救護体制の確立

県は、火山災害等により多数の傷病者が発生した場合、救急告示施設及び災害拠点病院と連携

し、医療・救護体制を確立する。

蔵王山周辺の救急告示施設及び災害拠点病院については、次のとおりである。

表 2-1 2 蔵王山周辺の救急告示施設及び災害拠点病院

県	市町村	病院名	所在地	連絡先	救急	地域	基幹
宮城県	仙台市	国立病院機構 仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野 2丁目11-12	022-293-1111			○
	蔵王町	蔵王町国民健康保険蔵王 病院	刈田郡蔵王町大字円田 字和田130	0224-33-2260	○		
	川崎町	国保川崎病院	柴田郡川崎町大字前川 字北原23-1	0224-84-2119	○		
山形県	山形市	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800	023-685-2626	○		○
		山形市立病院済生館	山形市七日町1-3-26	023-625-5555	○	○	
		社会福祉法人恩賜財団済 生会山形済生病院	山形市沖町79-1	023-682-1111	○	○	
		公立学校共済組合東北中 央病院	山形市和合町3-2-5	023-623-5111	○		
		医療法人篠田好生会篠田 総合病院	山形市桜町2-68	023-623-1711	○		
		医療法人社団松柏会至誠 堂総合病院	山形市桜町7-44	023-622-7181	○		
		国立大学法人山形大学医 学部附属病院	山形市飯田西2-2-2	023-633-1122	○		
		医療法人社団小白川至誠 堂病院	山形市東原町1-12-26	023-641-6075	○		
	医療法人徳洲会 山形徳洲会病院	山形市清住町2-3-51	023-647-3434	○			
上山市	みゆき会病院	上山市弁天2-2-11	023-672-8282	○			

救急：救急告示病院，地域：地域災害拠点病院，基幹：基幹災害拠点病院

（４）自衛隊の災害派遣要請・受入れ

県及び市町は、火山噴火時の救出・救助活動等について自衛隊に災害派遣要請を行うにあたり、予め以下の事項について自衛隊等との調整を図る。

イ 自衛隊との連絡体制

- （イ）災害派遣要請前における連絡体制
- （ロ）連絡調整員等との連携・協力体制
- （ハ）災害現場における派遣部隊との連絡・調整

ロ 派遣部隊の受入れ体制

- （イ）派遣部隊の集結場所
- （ロ）臨時ヘリポート
- （ハ）資機材等の保管場所

6 避難促進施設

（１）避難促進施設の指定

市町は、協議会での協議を踏まえて、避難確保計画を作成すべき集客施設等を避難促進施設として市町村地域防災計画に指定する。

避難促進施設の指定にあたっては、以下の条件を参考とするとともに、火口からの距離、影響する火山現象、利用者数、施設の規模、施設所有者等の営業時間中の常駐の有無、その他地域の実情等を考慮し、当該施設の所有者等と十分に調整を行うものとする。

イ 火口近くに位置する施設

火口近くに位置する施設^{*}は、突発的な噴火が発生した場合、市町からの避難指示等の具体的な防災対応の指示が、噴火後、現場に届くまでにはしばらく時間がかかることから、自らの判断で速やかに防災対応を開始する必要がある。

また、突発的な噴火の場合、水蒸気噴火等は前兆現象が捉えにくく、かつ、比較的小規模な噴火であることが多いことから、このような噴火に伴う噴石の飛散で、過去にもたびたび人的被害が発生しており、以上のようなケースを想定した「避難確保計画」を作成しておく必要がある。

ロ 利用者が多い大規模な施設

利用者数が多い大規模な施設では、マグマ噴火等の居住地域へ影響が及ぶ比較的大規模な噴火が発生した場合、避難にあたり混乱が生じることを防ぐよう、施設内の利用者に対する情報伝達や円滑な避難誘導を行うことが必要となる。このようなケースを想定した「避難確保計画」を作成しておく必要がある。

（２）避難確保計画の作成

市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地が定められた避難促進施設の所有者又は管理者は、

避難確保計画を作成・公表するとともに、計画に基づき訓練を実施し、これらについて市町長に報告する。

避難確保計画には、次の事項について記載する。

- ①火山現象の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ②火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- ③火山現象の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④①から③までに掲げるもののほか、火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

避難確保計画の章構成案は次のとおり。

表 2-13 避難確保計画に掲載すべき項目

避難確保計画の章構成案	
1 計画の目的	
2 施設の位置	
3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	
4 防災体制	
5 情報伝達及び避難誘導	
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合	(1) 情報収集・伝達 (2) 避難誘導対応
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	(1) 情報収集・伝達 (2) 避難誘導対応
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	(1) 情報収集・伝達
6 資器材の配備等	
7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察	

(3) 避難確保計画作成の支援

市町は、避難促進施設の所有者等に対して必要な助言や情報提供を行うとともに、「避難確保計画」の作成を支援し、所有者等から報告を受けた際に取組みが不十分な場合には助言・勧告を行うことで、避難確保計画を実効性の高いものとする。

また、市町は、避難確保計画が地域防災計画と整合のとれた計画となるよう、計画作成の段階から施設と十分な連携・協力体制を構築する。

なお、市町は、実際に噴火時等の防災対応を行う際には、立入規制範囲外への避難のタイミングや避難誘導等について施設と十分に連携をとり、適切に情報を伝達するとともに、迅速に情報を共有するため、施設との情報伝達ルートや具体的な情報伝達手段、連絡先を予め確認し定めておく。

第3章 災害応急対策

1 災害応急対策における構成機関の役割

表 3-1 火山防災協議会の構成機関の役割

構成機関	県	市町	気象台	国土交通省	陸上自衛隊	警察	消防	有識者	国土地理院東北地方測量部	森林管理署	観光協会
情報伝達等	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
規制等発令	○	○	○		○	○	○	○			
避難誘導	○	○			○	○	○				○
救助活動	○	○	○	○	○	○	○				

情報伝達等	「火山に関する情報の収集と整理」「関係機関との情報共有」「住民及び登山者等への避難に関する情報の周知」「異常現象等の報告」を行うことを指す。
規制等発令	「立入規制及び通行規制の実施」「逃げ遅れた者の有無の確認」「警戒が必要な範囲や規制箇所に関する助言」を行うことを指す。
避難誘導	規制範囲内にいる登山者又は住民等を規制範囲外へ避難させることを指す。
救助活動	「住民及び登山者等の救助活動、医療活動」「活動体制（活動範囲や基準の設定、協力・支援体制等）の確立」を行うことを指す。

2 エコーライン開通期の噴火警戒レベル及び火山現象ごとの防災対応

（1）噴火警戒レベル2（火口周辺規制）発表時の対応

警戒事象	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合 若しくは、小規模の噴火の発生が後になって確認された場合	
警戒範囲	大きな噴石	馬の背カルデラの縁から概ね1.2km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	馬の背カルデラの縁から概ね1.2km以内の範囲

表 3-2 噴火警戒レベル2の場合の防災対応（エコーライン開通期）

《観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知》		
	宮城県	山形県
対応策	◆対応者：市町 ・緊急速報メールにより警報発表及び避難指示等発令を周知。	◆対応者：市 ・緊急速報メール、防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難指示等発令の周知 ・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡

<p>(例) こちらは〇〇〇町です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「火口周辺警報（噴火警戒レベル2，火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇町は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（120文字）</p>	<p>(例) こちらは〇〇市です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「火口周辺警報（噴火警戒レベル2，火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（119文字）</p>
<p>◆対応者：蔵王レストハウス ・近傍に設置のサイレン及び放送設備により、観光客・登山者に避難を呼びかける。</p>	<p>◆対応者：索道事業者 （蔵王ロープウェイ(株)） ・蔵王ロープウェイ地蔵山頂駅に設置のスピーカーからの警報発表及び避難指示等発令の周知（刈田リフト 蔵王ライザワールド(株)） ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難指示等発令の周知</p>
<p>(例) こちらは蔵王レストハウスです。 ×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。 すみやかに近くの建物に避難してください。自分の身を守る行動をとってください。落ち着いて行動してください。 （※ 数回繰り返し）</p>	<p>◆対応者：県防災危機管理課 ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）</p>
<p>◆対応者：県消防課 ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）</p>	
<p>《施設の閉鎖》</p>	
<p>宮城県</p>	<p>山形県</p>
<p>対象</p> <p>◆七ヶ宿町 ・蔵王レストハウス（県有） ・蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ・蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通(株)）</p> <p>◆蔵王町 ○商業施設・その他 ・刈田嶺神社（民有） ・こまくさ平売店（民有）</p>	<p>◆山形市 ・蔵王山神社避難小屋（民有）</p> <p>◆上山市 ・刈田リフト（民有/蔵王ライザワールド(株)）</p>

	<p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ・熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ・東北大学佐工門小屋（民有/錠なし） ・刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ・清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ・仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ・聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ・T・Gヒュッテ「栄光」 （民有/東北学院大/錠あり） <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すみかわスノーパーク（民有）※夏季閉鎖 	
<p>対応策</p>	<p>○蔵王レストハウス</p> <p>対応者：県観光政策課（管理会社，売店・軽食運営者）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理会社は，サイレン，館外放送及び館内放送により，レストハウス内外の観光客・登山者に避難を呼びかけるとともに，1階売店／軽食及び2階レストランの従業員は，客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理会社／売店／軽食／レストランの従業員は，防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し，誘導用の視認ベストや懐中電灯を身につける。 ・従業員は，避難者にヘルメット，マスク，飲料水等を配付するとともに，避難者のおおよその数とけが人の数を把握する。合わせて，身体障害者，重度の慢性疾患患者，妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は，備え付けの衛星携帯電話により，消防，警察，自衛隊，町，県など関係機関との連絡調整を行うとともに，避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・避難が長時間に及ぶ場合は，管理会社は防災倉庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに，軽食／レストランの従業員は，食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の指示の下，避難客を順次下山させる。下山する方向は，安全を考慮して山形側とする。（大黒天/駒草平は火口に近いため） ・レストハウスの従業員は，観光客・登山者とともに順次下山する。 ・避難客が概ね退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残っている観光客・登山者がいる可能性があるため，原則として施錠しない。 	<p>○蔵王山神社避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○刈田リフト</p> <p>対応者：蔵王ライザワールド(株)</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト従業員は，各リフト乗り場からの乗席を停止し，観光客・屋外の観光客・登山者に乗降場の放送設備及び器具にて避難をよびかける。また，リフト乗客については降席毎に下山を呼びかけ，最終乗客が降りるのを確認後，運転を停止する。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突発的な爆発等の場合を除き，受入れは不可能。出来る限り早く下山するよう呼びかける。 ・管理会社は，警察・消防・県などの関係機関に連絡調整を行う。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフトに乗席している観光客がいないのを確認し，また施設内に残っている観光客・登山者がいない事を確認後，施設を閉鎖し順次下山する。

<p>・レストハウス閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）</p> <p>○蔵王ハイライン料金所 対応者：宮城交通㈱営業推進課（料金所従業員） 【避難誘導】 ・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天/駒草平は火口に近いため） 【避難者受入】（避難誘導後） ・なし 【施設閉鎖】 ・原則として施錠しない。（山に残っている登山者がいる可能性があるため） ・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）</p> <p>○刈田嶺神社 対応者：刈田嶺神社（宮司，売店従業員） 【避難誘導】 ・宮司は、屋外の観光客・登山者にレストハウス内への避難を呼びかける。 ・管理者も、最後に残った観光客・登山者とともにレストハウス内に避難する。 【避難者受入】（避難誘導後） ・宮司は、レストハウス従業員と協力し、避難者にヘルメット，マスク，飲料水を配付するとともに、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者，重度の慢性疾患患者，妊産婦など要配慮者の把握を行う。 【施設閉鎖】 ・救助機関の指示の下，避難客を順次下山させる。下山する方向は，安全を考慮して山形側とする。（大黒天/駒草平は火口に近いため） ・宮司も，最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。 ・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残っている登山者がいる可能性があるため，原則として施錠しない。 ・刈田嶺神社閉鎖は，ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）</p> <p>○こまくさ平売店 対応者：相沢呉服店（売店従業員） 【避難誘導】 ・売店従業員は，屋外の観光客・登山者に避難を呼びかける。 ・車の客には宮城側へ下山するよう誘導する。 ・車で避難できない状況の場合は，店内へ避難させる。 ・売店従業員も，最後に残った観光客・登山者とともに車で宮城側へ下山する。 【避難者受入】（避難誘導後） ・従業員は，避難者のおおよその数を把握する。合わせて，身体障害者，重度の慢性疾患患者，妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p>	
---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・売店従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、被害の状況に応じて宮城側、もしくは山形側とする。 ・売店従業員も、最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。 ・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 ・売店閉鎖は、ハイラインやエコライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整） <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有形態や施錠の有無に関わらず、閉鎖する。通信手段のない小屋がほとんどであるため、携帯電話が受信できるエリアはアラートにより周知するとともに、県防災ヘリによる上空からの広報を行う。 	
《道路の閉鎖（ゲート閉鎖）》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <p>白石上山線（県道）・・・澄川ゲート</p> <p>◆町道（七ヶ宿町）</p> <p>不忘舟引線・・・町道硯石線交点</p> <p>吉沼線・・・長老 123 番地 1 先</p> <p>不忘線・・・長老 174 番地 40 先</p> <p>硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	<p>◆県道</p> <p>白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲートから 1.4 km宮城県側</p>
対応策	<p>◆県道</p> <p>対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、火山現象による閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 <p>（＝県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応）</p> <p>※ゲート位置には転回場所あり</p>	<p>◆県道</p> <p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、火山現象による閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 <p>（＝県消防防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応）</p> <p>※ゲート位置には転回場所あり</p>

	◆町道（七ヶ宿町） 対応者：七ヶ宿町 ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。	
《注意喚起規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対 象	資料編「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」の とおり	資料編「施設等位置図（山形県）」のとおり
対 応 策	対応者：県大河原土木事務所 ・警報発表に係る注意喚起の看板を設置。	対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 するとともに、道路情報板への表示を行う。
《登山口等における入山規制の看板設置》		
	宮城県	山形県
対 象	<p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大黒天登山口（大黒天～刈田岳） ・賽の磧登山口（かもしか温泉跡～追分） ・えぼしスキー場（倉石～股窪） ・ " " （石子～後烏帽子岳） ・ " " （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ・ " " （七日原～後烏帽子岳） <p>◆川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳） ・紅葉台（青根）登山口（名号峰～熊野岳） ・ぶどう沢登山口（八方平～名号峰） ・笹谷温泉登山口（笹雁新道～北雁戸山） ・坂元沢登山口（有耶無耶関～雁戸山） ・笹谷峠登山口（雁戸山～八方平～名号峰） <p>◆白石市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白石スキー場（ジャンボリーコース） ・ " " （水引入道コース） ・ " " （不忘山コース） ・神嶺林道入口（ジャンボリーコース） ・南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース） <p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南蔵王（不忘山）登山口（硯石） 	<p>◆県管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中丸山登山口 （仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂） <p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> （蔵王温泉地区 一索道一） ・蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅・地蔵山頂駅） ・蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） ・蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅） ・夏山リフト（ユートピア） （蔵王温泉地区 一登山口一） ・ユートピアゲレンデ登山口 ・祓川コース登山口 ・中央高原北側入口 （宝沢地区 一登山口一） ・上宝沢登山口 ・蔵王ダムゲート登山口 （関沢地区 一登山口一） ・笹谷峠登山口 ・関沢登山口 ・新山登山口 <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南蔵王橋登山口（南蔵王橋～仙人沢～中丸山登山口～御清水）

		・御田ノ神登山口（坊平お清水～刈田岳）
対応策	対応者：登山口所在市町 ・対象箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置。	対応者：登山口所在市，索道事業者 ・対象箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置。
《施設等への高齢者等避難の発令》		
	宮城県	山形県
対象	民間観光施設（対象人員 最大45名）	なし
対応策	対応者：川崎町 ・対象者に対する 高齢者等避難 の発令 ・周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，緊急速報メール ・避難所の開設：前川小学校旧青根分校	なし

（2）噴火警戒レベル3（入山規制）発表時の対応

警戒事象	火口周辺の広い範囲まで影響が及ぶ噴火が予想される場合，若しくは融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が予想されない噴火が発生した場合	
警戒範囲	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内及び八万沢・濁川上流域の範囲

表 3-3 噴火警戒レベル3の場合の防災対応（エコーライン開通期）

《観光客，登山者，施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知》		
	宮城県	山形県
対応策	◆対応者：市町 ・緊急速報メールにより警報発表及び避難指示等発令を周知。 （例） こちらは〇〇町です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「火口周辺警報（噴火警戒レベル3，入山規制）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇町は，火口から〇〇kmの範囲内に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（98文字）	◆対応者：市 ・緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難指示等発令の周知 ・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 （例） こちらは〇〇市です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「火口周辺警報（噴火警戒レベル3，入山規制）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇市は，火口から〇〇kmの範囲内に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（117文字）

	<p>◆対応者：蔵王レストハウス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に設置のサイレン及び放送設備により、観光客・登山者に避難を呼びかける。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（例）</p> <p>こちらは蔵王レストハウスです。</p> <p>×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されました。</p> <p>すみやかに近くの建物に避難してください。</p> <p>自分の身を守る行動をとってください。</p> <p>落ち着いて行動してください。</p> <p>（※ 数回繰り返し）</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） 	<p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> （蔵王観光開発(株)、蔵王ロープウェイ(株) ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難指示等発令の周知 （刈田リフト 蔵王ライザワールド(株) （蔵王ライザワールド 蔵王ライザワールド(株) ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>◆対応者：県防災危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）
《施設の閉鎖》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王レストハウス（県有） ・蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ・蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通(株)） <p>◆蔵王町</p> <p>○商業施設・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田嶺神社（民有） ・こまくさ平売店（民有） ※駒草平 ・蔵王寺（民有） ※賽の碓 <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ・熊野岳避難小屋（県有/錠なし） 	<p>◆山形市</p> <p>○レストハウス等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王山神社避難小屋（民有） ・コーボルトヒュッテ（民有） ・山形大学蔵王山寮（民有） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設 ・夏山リフト（ユートピア） <p>◆上山市</p> <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/蔵王ライザワールド(株)）

	<ul style="list-style-type: none"> ・東北大学佐工門小屋（民有/錠なし） ・刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ・清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ・仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ・聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ・T・Gヒュッテ「栄光」（民有/東北学院大/錠あり） <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すみかわスノーパーク（民有）※夏季閉鎖 <p>※火砕流発生の可能性がある場合の施設閉鎖箇所等については別途記載</p>	<p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド（民有/蔵王ライザワールド(株)）※夏季閉鎖
<p>対応策</p>	<p>○蔵王レストハウス 対応者：県観光政策課（管理会社，売店・軽食運営者）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理会社は，サイレン，館外放送及び館内放送により，レストハウス内外の観光客・登山者に避難を呼びかけるとともに，1階売店／軽食及び2階レストランの従業員は，客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理会社／売店／軽食／レストランの従業員は，防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し，誘導用の視認ベストや懐中電灯を身につける。従業員は避難者にヘルメット，マスク，飲料水等を配付するとともに，避難者のおおよその数とけが人の数を把握する。合わせて，身体障害者，重度の慢性疾患患者，妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は，備え付けの衛星携帯電話により，消防，警察，自衛隊，町，県など関係機関との連絡調整を行うとともに，避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・避難が長時間に及ぶ場合は，管理会社は防災倉庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに，軽食／レストランの従業員は，食 	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○山形大学蔵王山寮 <u>※現在休業中</u>（山形市より連絡する施設） 対応者：山形大学</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に退避（下山）を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に，外へ出ず，屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残っている観光客等がいる可能性があるため，原則として施錠しない。 <p>○蔵王ロープウェイ山頂線，夏山リフト</p>

<p>材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天/駒草平は火口に近いため） ・レストハウスの従業員は、観光客・登山者とともに順次下山する。 ・避難客が概ね退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客・登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 ・レストハウス閉鎖は、ハイラインやエコライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整） <p>○蔵王ハイライン料金所</p> <p>対応者：宮城交通(株)営業推進課（料金所従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天/駒草平は火口に近いため） <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として施錠しない。（山に残っている登山者がいる可能性があるため） ・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整） <p>○刈田嶺神社</p> <p>対応者：刈田嶺神社（宮司、売店従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮司は、屋外の観光客・登山者にレストハウス内への避難を呼びかける。 ・管理者も、最後に残った観光客・登山者とともにレストハウス内に避難する。 	<p>対応者：蔵王ロープウェイ(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し、その後施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者には下山を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに避難する。 <p>②噴火発生時</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者には、索道駅等への退避を呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・索道利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。 ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>○御田ノ神避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山者の安全確保のため現状のまま施錠しない。 <p>○刈田リフト</p> <p>対応者：蔵王ライザワールド(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト乗降場の放送設備、器具等から警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し、リフト乗客については降席毎に下山を呼びかけ、最終乗客が降りるのを確認後、運転を停止し、施設を閉鎖する。 <p>○蔵王ライザワールド</p> <p>ライザエクスプレス、ライザペアⅡ</p>
---	---

<p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮司は、レストハウス従業員と協力し、避難者にヘルメット、マスク、飲料水を配付するとともに、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天/駒草平は火口に近いため） ・宮司も、最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。 ・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 ・刈田嶺神社閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整） <p>〇こまくさ平売店</p> <p>対応者：相沢呉服店（売店従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売店従業員は、屋外の観光客・登山者に避難を呼びかける。 ・車の客には宮城側へ下山するよう誘導する。 ・車で避難できない状況の場合は、店内へ避難させ外に出ないように呼びかける。 ・売店従業員も、最後に残った観光客・登山者とともに車で宮城側へ下山する。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 	<p>対応者：蔵王ライザワールド(株)</p> <p>※夏季閉鎖</p>
--	--------------------------------------

<p>・売店従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、被害の状況に応じて宮城側、もしくは山形側とする。</p> <p>・売店従業員も、最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。</p> <p>・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>・売店閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）</p> <p>○蔵王寺</p> <p>対応者：蔵王寺 住職</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・住職は、屋外の参拝客に避難を呼びかける。</p> <p>・車の客には宮城側（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）へ下山するよう誘導する。</p> <p>・車で避難できない状況の場合は、建物内へ避難させ、外に出ないよう呼びかける。</p> <p>・住職も、最後に残った参拝者とともに車で宮城側へ下山（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）する。</p> <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <p>・住職は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p> <p>・住職は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・救助機関の指示の下、避難者を順次下山させる。</p>	
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住職も、最後に残った参拝客とともに順次下山する。 ・ 避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>○避難小屋・山小屋 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有形態や施錠の有無にかかわらず、原則として閉鎖する。なお、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。ただし、民間所有の山小屋等については、所在市町が管理責任者に対し、警報内容の周知を行う。また、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メールにより周知するとともに、県防災ヘリコプターによる上空からの広報を行う。 <p>○すみかわスノーパーク 夏季閉鎖中のため対応なし</p>	
--	--	--

《道路の閉鎖（ゲート閉鎖）》

	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道 白石上山線・・・除雪基地ゲート（既設）</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老 123 番地 1 先 不忘線・・・長老 174 番地 40 先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲートから 1.4 km宮城県側</p> <p>◆市道（山形市） 市道蔵王ドッコ沼線・・・蔵王ライン入口</p>
対応策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・ 異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、火山現象による閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・ 異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、火山現象による閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。

	(=県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応) ※ゲート位置には転回場所あり ◆町道（七ヶ宿町） 対応者：七ヶ宿町 ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。	(=県消防防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応) ※ゲート位置には転回場所あり ◆市道（山形市） 対応者：山形市 ・蔵王ライン入口からの入口をバリケード等で閉鎖
《注意喚起規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	資料編「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」のとおり	資料編「施設等位置図（山形県）」のとおり
対応策	対応者：県大河原土木事務所 ・警報発表に係る注意喚起の看板を設置。	対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。
《登山口等における入山規制の看板設置》		
	宮城県	山形県
対象	◆蔵王町 ・えぼしスキー場（倉石～股窪） ・ " " （石子～後烏帽子岳） ・ " " （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ・ " " （七日原～後烏帽子岳） ◆川崎町 ・峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳） ・紅葉台（青根）登山口（名号峰～熊野岳） ・ぶどう沢登山口（八方平～名号峰） ・笹谷温泉登山口（笹雁新道～北雁戸山） ・坂元沢登山口（有耶無耶関～雁戸山） ・笹谷峠登山口（雁戸山～八方平～名号峰） ◆白石市 ・白石スキー場（ジャンボリーコース） ・ " " （水引入道コース） ・ " " （不忘山コース） ・神嶺林道入口（ジャンボリーコース） ・南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース）	◆県管理 ・中丸山登山口 （仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂） ◆山形市 （蔵王温泉地区 一索道一） ・蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅） ・蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） ・蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅） （蔵王温泉地区 一登山口一） ・祓川コース登山口 ・中央高原北側入口 （宝沢地区 一登山口一） ・上宝沢登山口 ・蔵王ダムゲート登山口 （関沢地区 一登山口一） ・笹谷峠登山口 ・関沢登山口 ・新山登山口

	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南蔵王（不忘山）登山口（硯石） 	<p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南蔵王橋登山口（南蔵王橋～仙人沢～中丸山登山口～御清水） ・御田ノ神登山口（坊平お清水～刈田岳）
対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置。
《観光客等避難対策》		
	宮城県	山形県
対象	<p>警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者</p>	<p>警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者</p>
対応策	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田地区公民館 七ヶ宿町：必要に応じて避難所の開設</p>	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校 上山市：ZAOたいらぐら ※状況に応じて体育文化センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
《施設等への避難指示の発令》※火砕流・火砕サージが発生する可能性がある場合に限る		
	宮城県	山形県
対象	<p>民間観光施設（対象人員 最大45名）</p>	なし
対応策	<p>対応者：川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，緊急速報メール ・避難所の開設：前川小学校旧青根分校 <p>※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路 <p>【避難経路1】 民間観光施設～蔵王エコーライン～国道457号（青根温泉経由）～前川小学校旧青根分校</p>	なし

<p>（前川小学校旧青根分校～国道457号～国道286号～山村開発センター又は公民館など）</p> <p>【避難経路2】</p> <p>民間観光施設～蔵王エコーライン～国道457号（遠刈田温泉経由）～県道47号～山村開発センター又は公民館など</p> <p>・避難用車両について</p> <p>施設所有車（10人乗ワゴン車1台）</p> <p>施設利用者の車両（自家用車）</p> <p>川崎町役場バス（定員27名，35名，役場から片道40分程度）又はバス事業者への輸送依頼</p>	
---	--

（3）噴火警戒レベル4（高齢者等避難）発表時の対応

警戒事象	御釜由来の泥流などを伴う噴火が予想される場合	
警戒範囲	御釜由来の泥流	濁川，松川流域の一部の居住地域
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内及び八方沢・濁川上流域の範囲

※山形県側は「御釜由来の泥流」は発生しないため，噴火警戒レベル3（入山規制）の対応を実施する。

表 3-4 噴火警戒レベル4の場合の防災対応（エコーライン開通期）

《観光客，登山者，施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知》		
	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <p>・緊急速報メールにより警報発表及び避難指示等発令を周知</p> <p>。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（例）</p> <p>こちらは〇〇〇町です。</p> <p>××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル4，高齢者等避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇町は，火口から〇〇kmの範囲に避難指示を，〇〇川流域の一部の地区に高齢</p> </div>	<p>◆対応者：市</p> <p>・緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難指示等発令の周知</p> <p>・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（例）</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル4，高齢者等避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇市は，火口から〇〇kmの範囲内に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（117文字）</p> </div>

	<p>者等避難を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（134文字）</p> <p>◆対応者：蔵王レストハウス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に設置のサイレン及び放送設備により、観光客・登山者に避難を呼びかける。 <p>（例）</p> <p>こちらは蔵王レストハウスです。</p> <p>×月×日○時○○分に蔵王山において「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」が発表されました。</p> <p>すみやかに近くの建物に避難してください。</p> <p>自分の身を守る行動をとってください。</p> <p>落ち着いて行動してください。</p> <p>（※ 数回繰り返し）</p> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <p>（蔵王観光開発(株)、蔵王ロープウェイ(株)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>（刈田リフト 蔵王ライザワールド(株)）</p> <p>（蔵王ライザワールド 蔵王ライザワールド(株)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>◆対応者：県防災危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）
《施設の閉鎖》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王レストハウス（県有） ・蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ・蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通(株)） <p>◆蔵王町</p>	<p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レストハウス等 ・蔵王山神社避難小屋（民有） ・コーボルトヒュッテ（民有） ・山形大学蔵王山寮（民有） ○索道事業者施設

	<p>○商業施設・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田嶺神社（民有） ・こまくさ平売店（民有） ※駒草平 ・蔵王寺（民有） ※賽ノ碓 <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ・熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ・東北大学佐工門小屋（民有/錠なし） ・刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ・清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ・仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ・聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ・T・Gヒュッテ「栄光」（民有/東北学院大/錠あり） <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すみかわスノーパーク（民有）※夏季閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設 ・夏山リフト（ユートピア） <p>◆上山市</p> <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/蔵王ライザワールド(株)） <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド（民有/蔵王ライザワールド(株)）※夏季閉鎖
<p>対応策</p>	<p>○蔵王レストハウス</p> <p>対応者：県観光政策課（管理会社，売店・軽食運営者）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理会社は，サイレン，館外放送及び館内放送により，レストハウス内外の観光客・登山者に避難を呼びかけるとともに，1階売店／軽食及び2階レストランの従業員は，客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理会社／売店／軽食／レストランの従業員は，防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し，誘導用の視認ベストや懐中電灯を身につける。従業員は避難者にヘルメット，マスク，飲料水等を配付するとともに，避難者のおおよその数とけが人の数を把握する。合わせて，身体障害者，重度の慢性疾患患者，妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は，備え付けの衛星携帯電話により，消防，警察，自衛隊，町，県など関係機関との連絡調整を行うとともに，避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○山形大学蔵王山寮 ※<u>現在休業中</u>（山形市より連絡する施設）</p> <p>対応者：山形大学</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者に退避（下山）を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに退避する。 <p>②噴火発生時</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者に，外へ出ず，屋内にとどまるよう呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残って

<p>・避難が長時間に及ぶ場合は、管理会社は防災倉庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに、軽食／レストランの従業員は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天/駒草平は火口に近いため）</p> <p>・レストハウスの従業員は、観光客・登山者とともに順次下山する。</p> <p>・避難客が概ね退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客・登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>・レストハウス閉鎖は、ハイラインやエコライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）</p> <p>○蔵王ハイライン料金所 対応者：宮城交通(株)営業推進課（料金所従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天/駒草平は火口に近いため）</p> <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <p>・なし</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・原則として施錠しない。（山に残っている登山者がいる可能性があるため）</p> <p>・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）</p> <p>○刈田嶺神社 対応者：刈田嶺神社（宮司、売店従業員）</p> <p>【避難誘導】</p>	<p>いる観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>○蔵王ロープウェイ山頂線、夏山リフト 対応者：蔵王ロープウェイ(株)</p> <p>・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し、その後施設を閉鎖する。</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに避難する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に、索道駅等への退避を呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・索道利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。</p> <p>・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>○御田ノ神避難小屋 対応者：なし</p> <p>・原則閉鎖するが、登山者の安全確保のため現状のまま施錠しない。</p> <p>○刈田リフト 対応者：蔵王ライザワールド(株)</p> <p>・リフト乗降場の放送設備、器具等から警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し、リフト乗客については降席毎</p>
--	---

<p>・宮司は、屋外の観光客・登山者にレストハウス内への避難を呼びかける。</p> <p>・管理者も、最後に残った観光客・登山者とともにレストハウス内に避難する。</p> <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <p>・宮司は、レストハウス従業員と協力し、避難者にヘルメット、マスク、飲料水を配付するとともに、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患、妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天/駒草平は火口に近いため）</p> <p>・宮司も、最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。</p> <p>・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>・刈田嶺神社閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）</p> <p>〇こまくさ平売店 対応者：相沢呉服店（売店従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・売店従業員は、屋外の観光客・登山者に避難を呼びかける。</p> <p>・車の客には宮城側へ下山するよう誘導する。</p> <p>・車で避難できない状況の場合は、店内へ避難させる。</p> <p>・売店従業員も、最後に残った観光客・登山者とともに車で宮城側へ下山する。</p> <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <p>・従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患、妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p>	<p>に下山を呼びかけ、最終乗客が降りるのを確認後、運転を停止し、施設を閉鎖する。</p> <p>〇蔵王ライザワールド ライザエクスプレス、ライザペアⅡ 対応者：蔵王ライザワールド(株) ※夏季閉鎖</p>
--	--

<p>・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。</p> <p>・売店従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、被害の状況に応じて宮城側、もしくは山形側とする。</p> <p>・売店従業員も、最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。</p> <p>・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>・売店閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）</p> <p>○蔵王寺</p> <p>対応者：蔵王寺 住職</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・住職は、屋外の参拝客に避難を呼びかける。</p> <p>・車の客には宮城側（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）へ下山するよう誘導する。</p> <p>・車で避難できない状況の場合は、建物内へ避難させ、外に出ないよう呼びかける。</p> <p>・住職も、最後に残った参拝客とともに車で宮城側へ下山（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）する。</p> <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <p>・住職は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p> <p>・住職は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。</p> <p>【施設閉鎖】</p>	
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助機関の指示の下、避難者を順次下山させる。 ・ 住職も、最後に残った参拝客とともに順次下山する。 ・ 避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有形態や施錠の有無にかかわらず、原則として閉鎖する。なお、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。ただし、民間所有の山小屋等については、所在市町が管理責任者に対し、警報内容の周知を行う。また、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メールにより周知するとともに、県防災ヘリコプターによる上空からの広報を行う。 <p>○すみかわスノーパーク 夏季閉鎖中のため対応なし</p>	
---	--

《道路の閉鎖（ゲート閉鎖）》

	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・北山中央線（町道） 交差点 青根蔵王線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆県道（橋梁） 457号（国道） 蔵王町遠刈田温泉地内 遠刈田大橋前後区間 白石上山線（県道） 蔵王町清水原地内 清水原橋前後区間、 蔵王町円田地内 松川橋前後区間 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内 宮大橋前後区間</p> <p>◆県道（冠水）</p>	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲートから 1.4 km宮城県側</p> <p>◆市道（山形市） 蔵王ドッコ沼線・・・蔵王ライン入口</p>

	<p>457号（国道） 川崎町青根温泉～蔵王町遠刈田温泉 約4,450m区間 （青根蔵王線（県道）交差点～北山中央線（町道）交差点） 白石上山線（県道） 蔵王町小妻坂地内～円田字棚村道上地内 約3,680m区間 （蔵王川崎線（県道）交差点～堀内棚村線（町道）交差点） 蔵王町円田地内～曲竹地内 約1,250m区間 （蔵王大河原線（県道）交差点～宮曲竹線（町道）交差点） 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内～三軒茶屋地内 約1,220m区間 （白石上山線（県道）交差点～4号（国道）交差点）</p> <p>◆町道（蔵王町） 町道通行止対象路線一覧（御釜由来の泥流）に記載の路線</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老123番地1先 不忘線・・・長老174番地40先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	
<p>対応策</p>	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象ゲート位置で閉鎖する。 ・避難勧告等が出された場合、泥流の影響を受ける可能性のある橋梁及び道路の冠水のおそれのある路線において、閉鎖とする。 （維持管理業者による閉鎖。） ・なお、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業は行わない。 	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、火山現象による閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。

	<p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置（避難所への避難確認後） <p>◆町道（七ヶ宿町） 対応者：七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。 	<p>（＝県消防防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応）</p> <p>◆市道（山形市） 対応者：山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライン入口からの入口をバリケード等で閉鎖
《注意喚起規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	資料編「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」、「注意喚起看板設置箇所概要図（蔵王町）」のとおり	資料編「施設等位置図（山形県）」のとおり
対応策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。
《登山口等における入山規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えぼしスキー場（倉石～股窪） ・ " " （石子～後烏帽子岳） ・ " " （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ・ " " （七日原～後烏帽子岳） <p>◆川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳） ・紅葉台（青根）登山口（名号峰～熊野岳） ・ぶどう沢登山口（八方平～名号峰） ・笹谷温泉登山口（笹雁新道～北雁戸山） ・坂元沢登山口（有耶無耶関～雁戸山） ・笹谷峠登山口（雁戸山～八方平～名号峰） 	<p>◆県管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中丸山登山口（仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂） <p>◆山形市</p> <p>（蔵王温泉地区 ー索道ー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅） ・蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） ・蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅） <p>（蔵王温泉地区 ー登山口ー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祓川コース登山口 ・中央高原北側入口 <p>（宝沢地区 ー登山口ー）</p>

	<p>◆白石市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白石スキー場（ジャンボリーコース） ・ “ ” （水引入道コース） ・ “ ” （不忘山コース） ・神嶺林道入口（ジャンボリーコース） ・南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース） <p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南蔵王（不忘山）登山口（硯石） 	<ul style="list-style-type: none"> ・上宝沢登山口 ・蔵王ダムゲート登山口 （関沢地区 ー登山口ー） ・笹谷峠登山口 ・関沢登山口 ・新山登山口 <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南蔵王橋登山口（南蔵王橋～仙人沢～中丸山登山口～御清水） ・御田ノ神登山口（坊平お清水～刈田岳）
対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置。
《観光客等避難対策》		
	宮城県	山形県
対象	<p>警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者</p>	<p>警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者</p>
対応策	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田地区公民館 七ヶ宿町：必要に応じて避難所の開設</p>	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校 上山市：ZAOたいらぐら ※状況に応じて体育文化センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
《住民等への高齢者等避難・避難指示等の発令》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <p>小妻坂，永野西，八室各地区の住民 小妻坂地区の別荘滞在者及び別荘法人従業員</p> <p>◆川崎町</p> <p>民間観光施設（対象人員 最大45名）</p>	なし

対応策	<p>対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者に対する高齢者等避難・避難指示等の発令 <p>周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，緊急速報メール</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田中学校，小妻坂公民館，永野西公民館，宮地区指定避難所</p> <p>川崎町：前川小学校旧青根分校</p> <p>※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。</p>	なし
-----	---	----

（4）噴火警戒レベル5（避難）発表時の対応

警戒事象	火山活動により御釜由来の泥流が発生，あるいは切迫している場合	
警戒範囲	御釜由来の泥流	濁川，松川流域の一部の居住地域
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5 km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2 km以内及び八方沢・濁川上流域の範囲

※山形県側は「御釜由来の泥流」は発生しないため，噴火警戒レベル3（入山規制）の対応を実施する。

表 3-5 噴火警戒レベル5の場合の防災対応（エコーライン開通期）

《観光客，登山者，施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知》		
	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メールにより警報発表及び避難指示等発令を周知。 <p>(例) こちらは〇〇〇町です。</p>	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難指示等発令の周知 蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡

<p>××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル5，避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇町は，火口から〇〇kmの範囲と〇〇川流域の一部の地区に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> <p>（125文字）</p>	<p>（例） こちらは〇〇市です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル5，避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇市は，火口から〇〇kmの範囲内に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（113文字）</p>	
<p>◆対応者：蔵王レストハウス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に設置のサイレン及び放送設備により，観光客・登山者に避難を呼びかける。 	<p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知 	
<p>（例） こちらは蔵王レストハウスです。 ×月×日〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警戒レベル5（避難）」が発表されました。すみやかに近くの建物に避難してください。 自分の身を守る行動をとってください。 落ち着いて行動してください。 （※ 数回繰り返し）</p>	<p>◆対応者：索道事業者</p> <p>（蔵王観光開発株，蔵王ロープウェイ株）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>（刈田リフト 蔵王ライザワールド株）</p> <p>（蔵王ライザワールド 蔵王ライザワールド株）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難指示等発令の周知 	
<p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後，警戒範囲内に取り残された登山者，観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<p>◆対応者：県防災危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後，警戒範囲内に取り残された登山者，観光客等に対する周知を主な目的とする。） 	
<p>《施設の閉鎖》</p>		
<p>宮城県</p>	<p>山形県</p>	
<p>対象</p>	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王レストハウス（県有） 	<p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レストハウス等

	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ・蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通株） <p>◆蔵王町</p> <p>○商業施設・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田嶺神社（民有） ・こまくさ平売店（民有） ※駒草平 ・蔵王寺（民有） ※賽ノ碓 <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ・熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ・東北大学佐工門小屋（民有/錠なし） ・刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ・清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ・仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ・聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ・T・Gヒュッテ「栄光」（民有/東北学院大/錠あり） <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すみかわスノーパーク（民有）※夏季閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵王山神社避難小屋（民有） ・コーボルトヒュッテ（民有） ・山形大学蔵王山寮（民有） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設 ・夏山リフト（ユートピア） <p>◆上山市</p> <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/蔵王ライザワールド株） <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド（民有/蔵王ライザワールド株）※夏季閉鎖
<p>対応策</p>	<p>○蔵王レストハウス</p> <p>対応者：県観光政策課（管理会社、売店・軽食運営者）</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・管理会社は、サイレン、館外放送及び館内放送により、レストハウス内外の観光客・登山者に避難を呼びかけるとともに、1階売店／軽食及び2階レストランの従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <p>・管理会社／売店／軽食／レストランの従業員は、防災倉庫からヘルメット等の防災用品を運び出し、誘導用の視認ベストや懐中電灯を身につける。</p> <p>従業員は避難者にヘルメット、マスク、飲料水等を配付するとともに、避難者のおおよその数とけが人の数を把握する。合わせて、身</p>	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○山形大学蔵王山寮（山形市より連絡する施設）</p> <p>対応者：山形大学</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、利用者に、外へ出ず、屋内にとどまるよう呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p>

<p>体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理会社は、備え付けの衛星携帯電話により、消防、警察、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・避難が長時間に及ぶ場合は、管理会社は防災倉庫から保存用ビスケット等の保存食を運び出すとともに、軽食／レストランの従業員は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数が多い時は小分けする <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天/駒草平は火口に近いため） ・レストハウスの従業員は、観光客・登山者とともに順次下山する。 ・避難客が概ね退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客・登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 ・レストハウス閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整） <p>○蔵王ハイライン料金所 対応者：宮城交通(株)営業推進課（料金所従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金所従業員は、道路利用者に対し避難を呼びかけるとともに順次下山する。下山させる方向は、安全を考慮して山形側とする。（大黒天/駒草平は火口に近いため） <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【施設閉鎖】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>○蔵王ロープウェイ山頂線、夏山リフト 対応者：蔵王ロープウェイ(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し、その後施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、利用者に、索道駅等への退避を呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・索道利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。 ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>○御田ノ神避難小屋 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則閉鎖するが、登山者の安全確保のため現状のまま施錠しない。 <p>○刈田リフト 対応者：蔵王ライザワールド(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト乗降場の放送設備、器具等から警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し、リフト乗客については降席毎に下山を呼びかけ、最終乗客が降りるのを確認後、運転を停止し、施設を閉鎖する。
--	--

<p>・原則として施錠しない。（山に残っている登山者がいる可能性があるため）</p> <p>・ハイライン閉鎖は、レストハウスやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）</p> <p>○刈田嶺神社 対応者：刈田嶺神社（宮司，売店従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・宮司は、屋外の観光客・登山者にレストハウス内への避難を呼びかける。</p> <p>・管理者も、最後に残った観光客・登山者とともにレストハウス内に避難する。</p> <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <p>・宮司は、レストハウス従業員と協力し、避難者にヘルメット，マスク，飲料水を配付するとともに、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者，重度の慢性疾患者，妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・救助機関の指示の下，避難客を順次下山させる。下山する方向は，安全を考慮して山形側とする。（大黒天/駒草平は火口に近いため）</p> <p>・宮司も，最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。</p> <p>・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残っている登山者がいる可能性があるため，原則として施錠しない。</p> <p>・刈田嶺神社閉鎖は，ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）</p> <p>○こまくさ平売店 対応者：相沢呉服店（売店従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・売店従業員は，屋外の観光客・登山者に避難を呼びかける。</p>	<p>○蔵王ライザワールド ライザエクスプレス，ライザペアⅡ 対応者：蔵王ライザワールド(株) ※夏季閉鎖</p>
--	--

<p>・車の客には宮城側（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）へ下山するよう誘導する。</p> <p>・車で避難できない状況の場合は、店内へ避難させる。</p> <p>・売店従業員も、最後に残った観光客・登山者とともに車で宮城側へ下山（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）する。</p> <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <p>・従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p> <p>・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。</p> <p>・売店従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。下山する方向は、被害の状況に応じて宮城側、もしくは山形側とする。</p> <p>・売店従業員も、最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。</p> <p>・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>・売店閉鎖は、ハイラインやエコーライン閉鎖と連動させる。（閉鎖日時は要調整）</p> <p>○蔵王寺 対応者：蔵王寺 住職</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・住職は、屋外の参拝客に避難を呼びかける。</p> <p>・車の客には宮城側（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）へ下山するよう誘導する。</p>	
---	--

<p>・車で避難できない状況の場合は、建物内へ避難させ、外に出ないように呼びかける。</p> <p>・住職も、最後に残った参拝客とともに車で宮城側へ下山（重大時はみやぎ蔵王高原ホテルへ避難）する。</p> <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <p>・住職は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p> <p>・住職は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救援救助の状況等を必要に応じて伝える。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・救助機関の指示の下、避難者を順次下山させる。</p> <p>・住職も、最後に残った参拝客とともに順次下山する。</p> <p>・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>○避難小屋・山小屋 対応者：なし</p> <p>・所有形態や施錠の有無にかかわらず、原則として閉鎖する。なお、登山者の安全確保のため、施錠は行わない。ただし、民間所有の山小屋等については、所在市町が管理責任者に対し、警報内容の周知を行う。また、携帯電話が受信できるエリアは緊急速報メールにより周知するとともに、県防災ヘリコプターによる上空からの広報を行う。</p> <p>○すみかわスノーパーク 夏季閉鎖中のため対応なし</p>	
---	--

《道路の閉鎖（ゲート閉鎖）》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・北山中央線（町道） 交差点 青根蔵王線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆県道（橋梁） 457号（国道） 蔵王町遠刈田温泉地内 遠刈田大橋前後区 間 白石上山線（県道） 蔵王町清水原地内 清水原橋前後区間、 蔵王町円田地内 松川橋前後区間 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内 宮大橋前後区間</p> <p>◆県道（冠水） 457号（国道） 川崎町青根温泉～蔵王町遠刈田温泉 約4,450m区間 （青根蔵王線（県道）交差点～北山中央線 （町道）交差点） 白石上山線（県道） 蔵王町小妻坂地内～円田字棚村道上地内 約3,680m区間 （蔵王川崎線（県道）交差点～堀内棚村線 （町道）交差点） 蔵王町円田地内～曲竹地内 約1,250m区間 （蔵王大河原線（県道）交差点～宮曲竹線 （町道）交差点） 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内～三軒茶屋地内 約1,220m区間 （白石上山線（県道）交差点～4号（国道） 交差点）</p>	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲートから 1.4 km宮城県側</p> <p>◆市道（山形市） 蔵王ドッコ沼線・・・蔵王ライン入口</p>

	<p>◆町道（蔵王町） 町道通行止対象路線一覧（御釜由来の泥流）に記載の路線</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老 123 番地 1 先 不忘線・・・長老 174 番地 40 先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	
対応策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・対象ゲート位置で閉鎖する。 ・避難指示等が出された場合、泥流の影響を受ける可能性のある橋梁及び道路の冠水または冠水のおそれのある路線において、閉鎖とする。（維持管理者による閉鎖。） ・なお、維持管理者の安全を確保するため、追い出し作業は行わない。</p> <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町 ・対象路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置（避難所への避難確認後）</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 対応者：七ヶ宿町 ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。</p>	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理者による車両の追い出し作業を実施しているが、火山現象による閉鎖の場合は、維持管理者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 （＝県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応）</p> <p>◆市道（山形市） 対応者：山形市 ・蔵王ライン入口からの入口をバリケード等で閉鎖</p>
《注意喚起規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	資料編「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」、「注意喚起看板設置箇所概要図（蔵王町）」のとおり	資料編「施設等位置図（山形県）」のとおり
対応策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・規制に係る注意喚起のための看板を設置</p>	<p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。</p>

	<p>◆町道（蔵王町）</p> <p>対応者：蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 	
《登山口等における入山規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えぼしスキー場（倉石～股窪） ・ “ ” （石子～後烏帽子岳） ・ “ ” （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ・ “ ” （七日原～後烏帽子岳） <p>◆川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳） ・紅葉台（青根）登山口（名号峰～熊野岳） ・ぶどう沢登山口（八方平～名号峰） ・笹谷温泉登山口（笹雁新道～北雁戸山） ・坂元沢登山口（有耶無耶関～雁戸山） ・笹谷峠登山口（雁戸山～八方平～名号峰） <p>◆白石市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白石スキー場（ジャンボリーコース） ・ “ ” （水引入道コース） ・ “ ” （不忘山コース） ・神嶺林道入口（ジャンボリーコース） ・南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース） <p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南蔵王（不忘山）登山口（硯石） 	<p>◆県管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中丸山登山口 （仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂） <p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> （蔵王温泉地区 ー索道ー） ・蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅） ・蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） ・蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅） （蔵王温泉地区 ー登山口ー） ・祓川コース登山口 ・中央高原北側入口 （宝沢地区 ー登山口ー） ・上宝沢登山口 ・蔵王ダムゲート登山口 （関沢地区 ー登山口ー） ・笹谷峠登山口 ・関沢登山口 ・新山登山口 <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南蔵王橋登山口（南蔵王橋～仙人沢～中丸山登山口～御清水） ・御田ノ神登山口（坊平お清水～刈田岳）
対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所に警報発表に係る入山規制のための看板を設置。

《観光客等避難対策》		
	宮城県	山形県
対象	警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者	警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者
対応策	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田地区公民館 七ヶ宿町：必要に応じて避難所の開設</p>	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校 上山市：ZAOたいらぐら ※状況に応じて体育文化センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
《住民等への避難指示の発令》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町 小妻坂，永野西，八室各地区の住民 小妻坂地区の別荘滞在者及び別荘法人従業員。</p> <p>◆川崎町 民間観光施設（対象人員 最大45名）</p>	なし
対応策	<p>対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する避難指示の発令 <p>周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，緊急速報メール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田中学校，小妻坂公民館，永野西公民館，宮地区指定避難所 川崎町：前川小学校旧青根分校 ※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。</p>	なし

3 エコーライン閉鎖期の噴火警戒レベル及び火山現象ごとの防災対応

(1) 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）発表時の対応

警戒事象	火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合、 若しくは小規模の噴火の発生が後になって確認された場合	
警戒範囲	大きな噴石	馬の背カルデラの縁から概ね1.2km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	馬の背カルデラの縁から概ね1.2km以内の範囲

表 3-6 噴火警戒レベル2の場合の防災対応（エコーライン閉鎖期）

《観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知》		
	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警報発表及び避難指示等発令を周知。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇〇町です。</p> <p>××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「火口周辺警報（噴火警戒レベル2，火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇町は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（120文字）</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難指示等発令の周知 ・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「火口周辺警報（噴火警戒レベル2，火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（119文字）</p> </div> <p>◆対応者：県防災危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。）
		<ul style="list-style-type: none"> ・冬季は、蔵王エコーラインが中腹（すみかわ）から通行止めになるなど、一般の観光客は少なくなるが、「すみかわスノーパーク」から「御釜」方向へ運行する「雪上車」を利用する観光客・スキー客が増加するため、これらの観光客・スキー客等に対する周知は、雪上車に常備されている無線設備や携帯電話の緊急速報メール，県消防ヘリによる上空から広報などにより周知する。 ・また、すみかわスノーパーク後見ゲレンデについては、スキー場の放送設備のほか、従業員が直接避難を呼びかける。

《施設の閉鎖》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王レストハウス（県有） ※冬季閉鎖 ・蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ・蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通(株) ※冬季閉鎖 <p>◆蔵王町</p> <p>○商業施設・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田嶺神社（民有） ※冬季閉鎖 ・こまくさ平売店（民有） ※冬季閉鎖 <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ・熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ・東北大学佐工門小屋（民有/錠なし） ・刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ・清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ・仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ・聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ・T・Gヒュッテ「栄光」（民有/東北学院大/錠あり） <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すみかわスノーパーク（民有） <p>あとみゲレンデ</p>	<p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王山神社避難小屋（民有） <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/蔵王ライザワールド(株) ※冬季閉鎖
対応策	<p>・冬季閉鎖の施設については、特段の作業は行わない。</p> <p>・避難小屋・山小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わないが、民間所有の山小屋等については、管理責任者に対し警報内容の周知を行う。</p> <p>○すみかわスノーパーク 対応者：(株)せいる（管理会社，スキー場従業員） 【避難誘導】</p>	<p>○蔵王山神社避難小屋 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○刈田リフト 対応者：蔵王ライザワールド(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季閉鎖のため対応なし

	<ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、屋外のスキー客・登山者に、放送設備を使用または直接あとみゲレンデから避難するよう呼びかけるとともに、スキー場従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 ・管理会社は、雪上車に無線で連絡し、安全を確認しながらあとみゲレンデから避難するよう伝える。 ・スキー場従業員は、管理会社に乗車人数、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の有無を報告する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、あとみゲレンデから利用者を避難させ、当該ゲレンデを閉鎖する。 	
《道路の閉鎖（ゲート閉鎖）》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・澄川ゲート（既設）</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老 123 番地 1 先 不忘線・・・長老 174 番地 40 先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p>
対応策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖） ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 <p>（＝県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応）</p> <p>※ゲート位置には転回場所あり</p>	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季閉鎖位置で閉鎖済み

	<p>◆町道 対応者：七ヶ宿町建設課 ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。</p>	
《注意喚起規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	資料編「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」のとおり	資料編「施設等位置図（山形県）」のとおり
対応策	<p>対応者：県大河原土木事務所 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置</p>	<p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。</p>
《登山口等における入山規制の看板設置》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町 ・えぼしスキー場（倉石～股窪） ・ “ ” （石子～後烏帽子岳） ・ “ ” （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ・ “ ” （七日原～後烏帽子岳）</p> <p>◆川崎町 ・峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳）</p> <p>◆白石市 ・白石スキー場（ジャンボリーコース） ・ “ ” （水引入道コース） ・ “ ” （不忘山コース） ・南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース）</p>	<p>◆県管理 ・中丸山登山口 （仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂）</p> <p>◆山形市 （蔵王温泉地区 一索道一） ・蔵王ロープウェイ （樹氷高原駅・地蔵山頂駅） （宝沢地区 一登山口一） ・上宝沢登山口 ・蔵王ダムゲート登山口 （関沢地区 一登山口一） ・笹谷峠登山口 ・関沢登山口 ・新山登山口</p> <p>◆上山市 ・蔵王ライザワールド（ライザエクスプレス・ライザペアⅡ乗場）</p>

対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。 ※蔵王温泉スキー場・蔵王ライザワールドスキー場各ゲレンデ，コースは規制区域対象外であることから，閉鎖は行わない。
《施設等への高齢者等避難の発令》		
	宮城県	山形県
対象	民間観光施設（対象人員 最大 45 名）	なし
対応策	<p>対応者：川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者に対する高齢者等避難の発令 ・ 周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，緊急速報メール ・ 避難所の開設：前川小学校旧青根分校 	なし

（2）噴火警戒レベル3（入山規制）発表時の対応

警戒事象	火口周辺の広い範囲に影響を及ぼす噴火が予想される場合，若しくは融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が予想されない噴火が発生した場合	
警戒範囲	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内及び八方沢・濁川上流域の範囲

表 3-7 噴火警戒レベル3の場合の防災対応（エコーライン閉鎖期）

《観光客，登山者，施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知》		
	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急速報メールにより警報発表及び避難指示等発令を周知。 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難指示等発令の周知 ・ 蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡

<p>(例) こちらは〇〇〇町です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「火口周辺警報（噴火警戒レベル3，入山規制）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇〇町は，火口から〇〇kmの範囲内に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（119文字）</p>	<p>(例) こちらは〇〇市です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「火口周辺警報（噴火警戒レベル3，入山規制）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇市は，火口から〇〇kmの範囲内に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（117文字）</p>
<p>◆対応者：県消防課 ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後，警戒範囲内に取り残された登山者，観光客等に対する周知を主な目的とする。）</p>	<p>◆対応者：蔵王温泉観光協会 ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知</p> <p>◆対応者：索道事業者 （蔵王観光開発(株)，蔵王ロープウェイ(株)） ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難指示等発令の周知 （蔵王ライザワールド 蔵王ライザワールド(株)） ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難指示等発令の周知</p> <p>◆対応者：県防災危機管理課 ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後，警戒範囲内に取り残された登山者，観光客等に対する周知を主な目的とする。）</p>
<p>・冬季は，蔵王エコーラインが中腹（すみかわ）から通行止めになるなど，一般の観光客は少なくなるが，「すみかわスノーパーク」から「御釜」方向へ運行する「雪上車」を利用する観光客・スキー客が増加するため，これらの観光客・スキー客等に対する周知は，雪上車に常備されている無線設備や携帯電話の緊急速報メール，県消防ヘリによる上空から広報などにより周知する。</p> <p>・また，すみかわスノーパーク後見ゲレンデについては，スキー場の放送設備のほか，従業員が直接避難を呼びかける。</p>	

《施設の閉鎖》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王レストハウス（県有） ※冬季閉鎖 ・蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ・蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通(株)） ※冬季閉鎖 <p>◆蔵王町</p> <p>○商業施設・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田嶺神社（民有） ※冬季閉鎖 ・こまくさ平売店（民有） ※冬季閉鎖 ・蔵王寺（民有） ※冬季閉鎖 <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ・熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ・東北大学佐エ門小屋（民有/錠なし） ・刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ・清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ・仙合一高避難小屋（民有/錠あり） ・聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ・T・Gヒュッテ「栄光」（民有/東北学院大/錠あり） <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すみかわスノーパーク（民有） <p>※火砕流発生の可能性がある場合の施設閉鎖箇所等については別途記載</p>	<p>◆山形市</p> <p>○レストハウス等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王山神社避難小屋（民有） ・コーボルトヒュッテ（民有） ・山形大学蔵王山寮（民有） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設 <p>○その他，ゲレンデのリフト及び付随する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユートピアゲレンデ ・菖蒲沼ゲレンデ ・パラダイスゲレンデ ・コタンゲレンデ ・ザンゲ坂，樹氷原コース ・連絡コース <p>◆上山市</p> <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/蔵王ライザワールド(株)） ※冬季閉鎖 <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド（民有/蔵王ライザワールド(株)）
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季閉鎖の施設については，特段の作業は行わない。 ・避難小屋・山小屋については，冬季のため，所有形態や施錠の有無にかかわらず，特段の作業は行わないが，民間所有の山小屋等については，管理責任者に対し警報内容の周知を行う。 ・残る一部の施設（別荘等）については，管理責任者に対し，警報内容の周知を行い，閉鎖を要請する。 	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○山形大学蔵王山寮 ※現在休業中（山形市より連絡する施設） 対応者：山形大学</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p>

<p>〇すみかわスノーパーク 対応者：(株)せいる（管理会社，スキー場従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は，屋外のスキー客・登山者に，放送設備を使用または直接，すみかわレストハウスへ避難するよう呼びかけるとともに，スキー場従業員は，客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 ・管理会社は，雪上車に無線で連絡し，安全を確認しながらすみかわレストハウスまで下山するよう伝える。 ・スキー場従業員は，管理会社に乗車人数，身体障害者，重度の慢性疾患患者，妊産婦など要配慮者の有無を報告する。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は，避難者のおおよその数を把握する。合わせて，身体障害者，重度の慢性疾患患者，妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は，警察，消防，自衛隊，町，県など関係機関との連絡調整を行うとともに，避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・軽食／レストランの従業員は，避難が長時間に及ぶ場合は，食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の指示の下，避難客を順次下山させる。 ・スキー場従業員も，最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。 ・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残っている登山者がいる可能性があるため，原則として施錠しない。 	<p>利用者に退避（下山）を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時</p> <p>利用者に，外へ出ず，屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残っている観光客等がいる可能性があるため，原則として施錠しない。 <p>〇蔵王ロープウェイ山頂線，ゲレンデリフト 対応者：蔵王ロープウェイ(株)，蔵王観光開発(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知，避難の呼びかけを行い，観光客等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <p>利用者に下山を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに避難する。</p> <p>②噴火発生時</p> <p>利用者に，索道駅等への退避を呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・索道利用者が全て降りたことを確認し，運転を停止する。 ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残ってい
---	---

		<p>る観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>○御田ノ神避難小屋 対応者：なし ・登山者の安全確保のため現状のまま施錠しない。</p> <p>○刈田リフト 対応者：冬季閉鎖のため対応なし</p> <p>○蔵王ライザワールド 対応者：蔵王ライザワールド(株) ・各リフトから、警報音を吹鳴後、避難の放送をする。 ・スキーパトロール隊はスノーモービルで警報音を鳴らしながら避難を呼びかける。 ・ライザレストランからゲレンデに向け避難を呼びかける。 ・施設内に残っている利用者がいないか確認後各施設を閉鎖する。 ※ライザレストランが一時避難場所となり、その後状況に応じ「ZAOたいらぐら」へ避難、又は下山してもらう。</p>
《道路の閉鎖（ゲート閉鎖）》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道 白石上山線・・・除雪基地ゲート（既設）</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老 123 番地 1 先 不忘線・・・長老 174 番地 40 先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆市道（山形市） 市道蔵王ドッコ沼線・・・冬季通行不可</p>
対応策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・雨量規制時等の道路管理計画に基づく閉鎖方法で実施。（維持管理業者による閉鎖）</p>	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・冬季閉鎖位置で閉鎖済み</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・異常気象に伴う閉鎖時は、維持管理業者による車両の追い出し作業を実施しているが、今回の閉鎖の場合は、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業はしない。 （＝県防災ヘリコプターによる上空からの広報により対応） ※ゲート位置には転回場所あり <p>◆町道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。 	
《注意喚起規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	資料編「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」のとおり	資料編「施設等位置図（山形県）」のとおり
対応策	<p>対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。
《登山口等における入山規制の看板設置》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えぼしスキー場（倉石～股窪） ・ " " （石子～後烏帽子岳） ・ " " （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ・ " " （七日原～後烏帽子岳） <p>◆川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳） <p>◆白石市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白石スキー場（ジャンボリーコース） ・ " " （水引入道コース） ・ " " （不忘山コース） ・南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース） 	<p>◆県管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中丸山登山口（仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂） <p>◆山形市</p> <p>（蔵王温泉地区 ー索道ー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅） ・蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） ・蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅） <p>その他、各リフト小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百万人ゲレンデ ・横倉ゲレンデ ・中央ゲレンデ ・黒姫ゲレンデ ・樹氷原コース ・大平コース <p>（宝沢地区 ー登山口ー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上宝沢登山口

		<ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ダムゲート登山口 (関沢地区 ー登山ロー) ・笹谷峠登山口 ・関沢登山口 ・新山登山口 <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド（ライザエクスプレス乗場）
対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る入山規制のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る入山規制のための看板を設置。
《観光客等避難対策》		
	宮城県	山形県
対象	警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者	ゲレンデ内スキー客，警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者
対応策	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田地区公民館 七ヶ宿町：必要に応じて避難所の開設</p>	<p>対応者：索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は，警報発表等について索道事業者へ連絡する。 ・索道事業者は，施設に設置のスピーカー等により避難誘導又は一時的な避難者の受け入れを行う。 <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに避難する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に，索道駅等への退避を呼びかける。 ※利用者が全て降りたことを確認し，運転を停止する。</p> <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市・上山市に連絡する。 <p>対応者：スキーパトロール</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・市は、警報発表等についてスキーパトロールに連絡する。 ・スキーパトロールは、索道事業者と連携し、スキー客の避難誘導を行う。 <p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校</p> <p>上山市：ZAOたいらぐら</p> <ul style="list-style-type: none"> ※一時避難場所として「ライザレストラン」 ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
《施設等への避難指示の発令》※火砕流が発生する可能性がある場合に限る		
	宮城県	山形県
対象	民間観光施設（対象人員 最大45名）	なし
対応策	<p>対応者：川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する避難指示の発令 ・周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，緊急速報メール ・避難所の開設：前川小学校旧青根分校 <p>※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路について <p>【避難経路1】 民間観光施設～蔵王エコーライン～国道457号（青根温泉経由）～前川小学校旧青根分校（前川小学校旧青根分校～国道457号～国道286号～山村開発センター又は公民館など）</p> <p>【避難経路2】</p>	なし

<p>民間観光施設～蔵王エコーライン～国道457号（遠刈田温泉経由）～県道47号～山村開発センター又は公民館など</p> <p>・避難用車両について 施設所有車（10人乗ワゴン車1台） 施設利用者の車両（自家用車） 川崎町役場バス（定員27名，35名，役場から片道40分程度）又はバス事業者への輸送依頼</p>	
---	--

（3）噴火警戒レベル4（高齢者等避難）発表時の対応

イ 御釜由来の泥流などを伴う噴火が予想される場合

警戒事象	御釜由来の泥流などを伴う噴火が予想される場合	
警戒範囲	御釜由来の泥流	濁川，松川流域の一部の居住地域
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内及び八方沢・濁川上流域の範囲

※山形県側は「御釜由来の泥流」は発生しないため，噴火警戒レベル3（入山規制）の対応を実施する。

表 3-8 噴火警戒レベル4の場合の防災対応（エコーライン閉鎖期【御釜由来の泥流】）

《観光客，登山者，施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知》		
	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <p>・緊急速報メールにより警報発表及び避難指示等発令を周知</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（例） こちらは〇〇〇町です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル4，高齢者等避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇〇町は，火口から〇〇kmの範囲に避難指示を，〇〇川流域の一部の地区に<u>高齢者等避難</u>を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（135文字）</p> </div>	<p>◆対応者：市</p> <p>・緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難指示等発令の周知</p> <p>・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（例） こちらは〇〇市です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル4，高齢者等避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇市は，火口から〇〇kmの範囲内に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（117文字）</p> </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p>

<p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後，警戒範囲内に取り残された登山者，観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> （蔵王観光開発(株)，蔵王ロープウェイ(株) ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難指示等発令の周知 （蔵王ライザワールド 蔵王ライザワールド(株) ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>◆対応者：県防災危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後，警戒範囲内に取り残された登山者，観光客等に対する周知を主な目的とする。） 	
<p>・冬季は，蔵王エコラインが中腹（すみかわ）から通行止めになるなど，一般の観光客は少なくなるが，「すみかわスノーパーク」から「御釜」方向へ運行する「雪上車」を利用する観光客・スキー客が増加するため，これらの観光客・スキー客等に対する周知は，雪上車に常備されている無線設備や携帯電話の緊急速報メール，県消防ヘリによる上空から広報などにより周知する。</p> <p>・また，すみかわスノーパーク後見ゲレンデについては，スキー場の放送設備のほか，従業員が直接避難を呼びかける。</p>		
<p>《施設の閉鎖》</p>		
	<p>宮城県</p>	<p>山形県</p>
<p>対象</p>	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王レストハウス（県有） ※冬季閉鎖 ・蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ・蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通(株)） <p>※冬季閉鎖</p>	<p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レストハウス等 ・蔵王山神社避難小屋（民有） ・コーボルトヒュッテ（民有） ・山形大学蔵王山寮（民有） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設

<p>◆蔵王町</p> <p>○商業施設・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田嶺神社（民有） ※冬季閉鎖 ・こまくさ平売店（民有） ※冬季閉鎖 ・蔵王寺（民有） ※冬季閉鎖 <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ・熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ・東北大学佐工門小屋（民有/錠なし） ・刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ・清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ・仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ・聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ・T・Gヒュッテ「栄光」（民有/東北学院大/錠あり） <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すみかわスノーパーク（民有） 	<p>○その他，ゲレンデのリフト及び付随する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユートピアゲレンデ ・菖蒲沼ゲレンデ ・パラダイスゲレンデ ・コタンゲレンデ ・ザンゲ坂，樹氷原コース ・連絡コース <p>◆上山市</p> <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/蔵王ライザワールド(株)） <p>※冬季閉鎖</p> <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド（民有/蔵王ライザワールド(株)）
<p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季閉鎖の施設については，特段の作業は行わない。 ・避難小屋・山小屋については，冬季のため，所有形態や施錠の有無にかかわらず，特段の作業は行わないが，民間所有の山小屋等については，管理責任者に対し警報内容の周知を行う。 <p>○すみかわスノーパーク</p> <p>対応者：(株)せいる（管理会社，スキー場従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は，屋外のスキー客・登山者に，放送設備を使用または直接，すみかわレストハウスへ避難するよう呼びかけるとともに，スキー場従業員は，客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 ・管理会社は，雪上車に無線で連絡し，安全を確認しながらゲレンデハウスまで下山するよう伝える。 	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○山形大学蔵王山寮 ※<u>現在休業中</u>（山形市より連絡する施設）</p> <p>対応者：山形大学</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <p>利用者に退避（下山）を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時</p> <p>利用者に，外へ出ず，屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p>

<p>・スキー場従業員は、管理会社に乗車人数、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の有無を報告する。</p> <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <p>・スキー場従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p> <p>・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。</p> <p>・軽食／レストランの従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。</p> <p>・スキー場従業員も、最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。</p> <p>・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>	<p>・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>○蔵王ロープウェイ山頂線，ゲレンデリフト 対応者：蔵王ロープウェイ(株)，蔵王観光開発(株)</p> <p>・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知，避難の呼びかけを行い，観光客等の避難を誘導し施設を閉鎖する。</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに避難する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に，索道駅等への退避を呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>・避難者の数などを把握し，山形市に連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・索道利用者が全て降りたことを確認し，運転を停止する。</p> <p>・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残っている観光客等がいる可能性があるため，原則として施錠しない。</p> <p>○御田ノ神避難小屋 対応者：なし</p> <p>・登山者の安全確保のため現状のまま施錠しない。</p> <p>○刈田リフト 対応者：冬季閉鎖のため対応なし</p> <p>○蔵王ライザワールド</p>
---	---

		<p>対応者：蔵王ライザワールド(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各リフトから、警報音を吹鳴後、避難の放送をする。 ・スキーパトロール隊はスノーモービルで警報音を鳴らしながら避難を呼びかける。 ・ライザレストランからゲレンデに向け避難を呼びかける。 ・施設内に残っている利用者がいないか確認後各施設を閉鎖する。 <p>※「ライザレストラン」が一時避難場所となり、その後状況に応じ「ZAOたいらぐら」へ避難、又は下山してもらう。</p>
《道路の閉鎖（ゲート閉鎖）》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・北山中央線（町道） 交差点 青根蔵王線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆県道（橋梁） 457号（国道） 蔵王町遠刈田温泉地内 遠刈田大橋前後区間 白石上山線（県道） 蔵王町清水原地内 清水原橋前後区間、 蔵王町円田地内 松川橋前後区間 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内 宮大橋前後区間</p> <p>◆県道（冠水） 457号（国道） 川崎町青根温泉～蔵王町遠刈田温泉 約4,450m区間 （青根蔵王線（県道）交差点～北山中央線（町道）交差点） 白石上山線（県道） 蔵王町小妻坂地内～円田字棚村道上地内 約3,680m区間</p>	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆市道（山形市） 蔵王ドッコ沼線・・・冬季通行不可</p>

	<p>（蔵王川崎線（県道）交差点～堀内棚村線（町道）交差点） 蔵王町円田地内～曲竹地内 約1,250m区間</p> <p>（蔵王大河原線（県道）交差点～宮曲竹線（町道）交差点） 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内～三軒茶屋地内 約1,220m区間</p> <p>（白石上山線（県道）交差点～4号（国道）交差点）</p> <p>◆町道（蔵王町） 町道通行止対象路線一覧（御釜由来の泥流）に記載の路線</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老123番地1先 不忘線・・・長老174番地40先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	
<p>対応策</p>	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・対象ゲート位置で閉鎖する。 ・避難指示等が出された場合、泥流の影響を受ける可能性のある橋梁及び道路冠水のおそれのある路線において、閉鎖とする。 （維持管理業者による閉鎖。） ・なお、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業は行わない。</p> <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町 ・対象路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置（避難所への避難確認後）</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 対応者：七ヶ宿町</p>	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・冬季閉鎖位置で閉鎖済み</p>

	・対象箇所において道路の閉鎖を行う。	
《注意喚起規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	資料編「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」、「注意喚起看板設置箇所概要図（蔵王町）」のとおり	資料編「施設等位置図（山形県）」のとおり
対応策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・規制に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町 ・規制に係る注意喚起のための看板を設置</p>	<p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。</p>
《登山口等における入山規制の看板設置》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町 ・えぼしスキー場（倉石～股窪） ・ “ ” （石子～後烏帽子岳） ・ “ ” （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ・ “ ” （七日原～後烏帽子岳）</p> <p>◆川崎町 ・峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳）</p> <p>◆白石市 ・白石スキー場（ジャンボリーコース） ・ “ ” （水引入道コース） ・ “ ” （不忘山コース） ・南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース）</p>	<p>◆県管理 ・中丸山登山口 （仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂）</p> <p>◆山形市 （蔵王温泉地区 ー索道ー） ・蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅） ・蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） ・蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅）</p> <p>その他、各リフト小屋 ・百万人ゲレンデ ・横倉ゲレンデ ・中央ゲレンデ ・黒姫ゲレンデ ・樹氷原コース ・大平コース （宝沢地区 ー登山口ー） ・上宝沢登山口 ・蔵王ダムゲート登山口 （関沢地区 ー登山口ー） ・笹谷峠登山口 ・関沢登山口</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・新山登山口 <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド（ライザエクスプレス乗場）
対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。
《観光客等避難対策》		
	宮城県	山形県
対象	警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者	ゲレンデ内スキー客，警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者
対応策	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田地区公民館 七ヶ宿町：必要に応じて避難所の開設</p>	<p>対応者：索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は，警報発表等について索道事業者へ連絡する。 ・索道事業者は，施設に設置のスピーカー等により避難誘導又は一時的な避難者の受け入れを行う。 <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに避難する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に，索道駅等への退避を呼びかける。 ※利用者が全て降りたことを確認し，運転を停止する。</p> <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市・上山市に連絡する。 <p>対応者：スキーパトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は，警報発表等についてスキーパトロールに連絡する。 ・スキーパトロールは，索道事業者と連携し，スキー客の避難誘導を行う。

		<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校</p> <p>上山市：ZAOたいらぐら</p> <p>※一時避難場所として「ライザレストラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
《住民等への高齢者等避難・避難指示等の発令》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町 小妻坂，永野西，八室各地区の住民 小妻坂地区の別荘滞在者及び別荘法人従業員</p> <p>◆川崎町 民間観光施設（対象人員 最大45名）</p>	なし
対応策	<p>対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する高齢者等避難・避難指示等の発令周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，緊急速報メール ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田中学校，小妻坂公民館，永野西公民館，宮地区指定避難所</p> <p>川崎町：前川小学校旧青根分校</p> <p>※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。</p>	なし

ロ 融雪型火山泥流（水蒸気噴火）を伴う噴火が予想される場合

警戒事象	融雪型火山泥流を伴う噴火が予想される場合	
警戒範囲	融雪型火山泥流	蔵王川，濁川，澄川，松川，須川流域の一部の居住地域
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5 km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2 km以内及び八方沢・濁川上流域の範囲

※エコーライン開通期であっても，積雪がある状況で融雪型火山泥流を伴う水蒸気噴火が予想される場合は，（表3-9）と同様の対応を行うこととする。

表 3-9 噴火警戒レベル4の場合の防災対応（エコーライン閉鎖期【融雪型火山泥流（水蒸気噴火）】）

《観光客，登山者，施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知》		
	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メールにより警報発表及び避難指示等発令を周知。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇〇町です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル4，高齢者等避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇〇町は，火口から〇〇kmの範囲に避難指示を，〇〇川流域の一部の地区に<u>高齢者等避難</u>を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（135文字）</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> 県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後，警戒範囲内に取り残された登山者，観光客等に対する周知を主な目的とする。） 県防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難指示等発令の周知 蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設，大規模集客施設等へ連絡 融雪型火山泥流の避難区域に広報車を巡回 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇市です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル4，高齢者等避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇市は，火口から〇〇kmの範囲に避難指示を，〇〇川流域の一部の地区に<u>高齢者等避難</u>を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（133文字）</p> </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <p>（蔵王観光開発株，蔵王ロープウェイ株）</p> <ul style="list-style-type: none"> ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警

		<p>報発表及び避難指示等発令の周知 （蔵王ライザワールド 蔵王ライザワールド 株）</p> <p>・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び 避難指示等発令の周知</p> <p>◆対応者：県防災危機管理課</p> <p>・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付 近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された 登山者、観光客等に対する周知を主な目的と する。）</p> <p>・県消防防災ヘリコプターによる融雪型火山泥 流避難区域での警報発表及び避難指示等発令 の周知。（＝避難区域内に居住する住民等へ の避難の呼びかけを主な目的とする。）</p>
	<p>・冬季は、蔵王エコーラインが中腹（すみかわ）から通行止めになるなど、一般の観光客は少 なくなるが、「すみかわスノーパーク」から「御釜」方向へ運行する「雪上車」を利用する観光 客・スキー客が増加するため、これらの観光客・スキー客等に対する周知は、雪上車に常備さ れている無線設備や携帯電話の緊急速報メール、県消防ヘリによる上空から広報などにより周 知する。</p> <p>・また、すみかわスノーパーク後見ゲレンデについては、スキー場の放送設備のほか、従業員 が直接避難を呼びかける。</p>	
<p>《施設の閉鎖》</p>		
	<p>宮城県</p>	<p>山形県</p>
<p>対 象</p>	<p>◆七ヶ宿町</p> <p>・蔵王レストハウス（県有） ※冬季閉鎖</p> <p>・蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠な し）</p> <p>・蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通株） ※冬季閉鎖</p> <p>◆蔵王町</p> <p>○商業施設・その他</p> <p>・刈田嶺神社（民有） ※冬季閉鎖</p> <p>・こまくさ平売店（民有） ※冬季閉鎖</p> <p>・蔵王寺（民有） ※冬季閉鎖</p> <p>○避難小屋・山小屋</p>	<p>◆山形市</p> <p>○レストハウス等</p> <p>・蔵王山神社避難小屋（民有）</p> <p>・コーボルトヒュッテ（民有）</p> <p>・山形大学蔵王山寮（民有）</p> <p>○索道事業者施設</p> <p>・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設</p> <p>○その他、ゲレンデのリフト及び付随する施設</p> <p>・ユートピアゲレンデ</p> <p>・菖蒲沼ゲレンデ</p> <p>・パラダイスゲレンデ</p> <p>・コタンゲレンデ</p> <p>・ザンゲ坂、樹氷原コース</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ・熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ・東北大学佐工門小屋（民有/錠なし） ・刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ・清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ・仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ・聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ・T・Gヒュッテ「栄光」 （民有/東北学院大/錠あり） <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すみかわスノーパーク（民有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡コース <p>◆上山市</p> <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/蔵王ライザワールド(株)） <p>※冬季閉鎖</p> <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド （民有/蔵王ライザワールド(株)）
<p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季閉鎖の施設については、特段の作業は行わない。 ・避難小屋・山小屋については、冬季のため、所有形態や施錠の有無にかかわらず、特段の作業は行わないが、民間所有の山小屋等については、管理責任者に対し警報内容の周知を行う。 <p>○すみかわスノーパーク</p> <p>対応者：(株)せいる（管理会社，スキー場従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、屋外のスキー客・登山者に、放送設備を使用または直接，すみかわレストハウスへ避難するよう呼びかけるとともに，スキー場従業員は、客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 ・管理会社は，雪上車に無線で連絡し，安全を確認しながらゲレンデハウスまで下山するよう伝える。 ・スキー場従業員は，管理会社に乗車人数，身体障害者，重度の慢性疾患者，妊産婦など要配慮者の有無を報告する。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p>	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○山形大学蔵王山寮 ※現在休業中（山形市より連絡する施設）</p> <p>対応者：山形大学</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <p>利用者に退避（下山）を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時</p> <p>利用者に，外へ出ず，屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残っている観光客等がいる可能性があるため，原則として施錠しない。 <p>○蔵王ロープウェイ山頂線，ゲレンデリフト</p> <p>対応者：蔵王ロープウェイ(株)，蔵王観光開発(株)</p>

<p>・スキー場従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患、妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p> <p>・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。</p> <p>・軽食／レストランの従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・救援機関の指示の下、避難客を順次下山させる。</p> <p>・スキー場従業員も、最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。</p> <p>・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>	<p>・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し施設を閉鎖する。</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに避難する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に、索道駅等への退避を呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・索道利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。</p> <p>・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>○御田ノ神避難小屋 対応者：なし</p> <p>・登山者の安全確保のため現状のまま施錠なしとする。</p> <p>○刈田リフト 対応者：冬季閉鎖のため対応なし</p> <p>○蔵王ライザワールド 対応者：蔵王ライザワールド(株)</p> <p>・各リフトから、警報音を吹鳴後、避難の放送をする。</p> <p>・スキーパトロール隊はスノーモービルで警報音を鳴らしながら避難を呼びかける。</p> <p>・ライザレストランからグレンデに向け避難を呼びかける。</p>
--	--

		<p>・施設内に残っている利用者がいないか確認後各施設を閉鎖する。</p> <p>※「ライザレストラン」が一時避難場所となり、その後状況に応じ「ZAOたいらぐら」へ避難、又は下山してもらう。</p>
《道路の閉鎖（ゲート閉鎖）》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・北山中央線（町道） 交差点 青根蔵王線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆県道（橋梁） 457号（国道） 蔵王町遠刈田温泉地内 遠刈田大橋前後区間 白石上山線（県道） 蔵王町清水原地内 清水原橋前後区間、 蔵王町円田地内 松川橋前後区間 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内 宮大橋前後区間</p> <p>◆県道（冠水） 457号（国道） 川崎町青根温泉～蔵王町遠刈田温泉 約4,450m区間 （青根蔵王線（県道）交差点～北山中央線（町道）交差点） 白石上山線（県道） 蔵王町小妻坂地内～円田字棚村道上地内 約3,680m区間 （蔵王川崎線（県道）交差点～堀内棚村線（町道）交差点） 蔵王町円田地内～曲竹地内 約1,250m区間 （蔵王大河原線（県道）交差点～宮曲竹線（町道）交差点） 蔵王町曲竹字上原田地内～曲竹字川原田地内 約1,550m区間</p>	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆県道（橋梁） 山形永野線（県道） 上山市蔵王地内 南蔵王橋前後区間 白石上山線（県道） 上山市蔵王地内 高原橋前後区間、 上山市高野地内 永野橋前後区間 （但し、永野橋前後区間の規制は、道路冠水区間に含まれる。） 上山蔵王公園線（県道） 上山市高野～権現堂地内 権現堂橋前後区間</p> <p>◆県道（冠水） 白石上山線（県道） 上山市高野地内 （永野川原線（市道）交差点～上山蔵王公園線（県道）交差点） 蔵王成沢長谷堂線（県道） 山形市蔵王成沢地内 睦合橋前後区間 （国道13号交差点～旧山形上山線（市道）交差点）</p> <p>◆市道（山形市） 蔵王ドッコ沼線・・・冬季通行不可 半郷黒沢線（福田橋） 台谷柏中谷柏線（JR奥羽本線アンダーパス） 南館黒沢線（常盤橋） その他融雪型火山泥流による道路冠水のおそれのある路線</p>

	<p>（下別当1号線（町道）交差点～山田沢線（町道）交差点） 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内～三軒茶屋地内 約1,220m区間 （白石上山線（県道）交差点～4号（国道）交差点）</p> <p>◆町道（蔵王町） 町道通行止対象路線一覧（水蒸気噴火融雪型火山泥流）に記載の路線</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老123番地1先 不忘線・・・長老174番地40先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	
<p>対応策</p>	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・対象ゲート位置で閉鎖する。 ・避難指示等が出された場合、泥流の影響を受けられる可能性のある橋梁及び道路の冠水または冠水のおそれのある路線において、閉鎖とする。（維持管理業者による閉鎖。） ・なお、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業は行わない。</p> <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町 ・対象路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置（避難所への避難確認後）</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 対応者：七ヶ宿町 ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。</p>	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・冬季閉鎖位置で閉鎖済み。</p> <p>◆県道（橋梁） 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・避難指示が発令された場合、泥流の影響を受けられる可能性のある橋梁部前後区間で、通行止め規制とする。（泥流流下の終息後または少量の流下や流下しなかった場合、通行に支障がないことを確認し、交通開放。）</p> <p>◆県道（冠水） 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・避難指示が発令された場合、閉鎖する。 ・バリケード設置、誘導員配置（維持管理業者）（冠水終息後または冠水が発生しなかった場合、通行に支障がないことを確認し、交通開放。）</p> <p>◆市道（山形市）</p>

		<p>対応者：山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融雪型火山泥流による道路冠水のおそれのある路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置
《注意喚起規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	資料編「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」、「注意喚起看板設置箇所概要図（蔵王町）」のとおり	資料編「施設等位置図（山形県）」、「通行規制概要図（山形県）」、「通行規制概要図（山形市）」のとおり
対応策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表等に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。 <p>◆市道（山形市） 対応者：山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示が発令された場合、警報発表等に係る注意喚起のための看板を設置
《登山口等における入山規制の看板設置》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えぼしスキー場（倉石～股窪） ・ " " （石子～後烏帽子岳） ・ " " （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ・ " " （七日原～後烏帽子岳） <p>◆川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳） <p>◆白石市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白石スキー場（ジャンボリーコース） ・ " " （水引入道コース） ・ " " （不忘山コース） ・南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース） 	<p>◆県管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中丸山登山口（仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂） <p>◆山形市</p> <p>（蔵王温泉地区 ー索道ー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅） ・蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） ・蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅） <p>その他、各リフト小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百万人ゲレンデ ・横倉ゲレンデ ・中央ゲレンデ ・黒姫ゲレンデ ・樹氷原コース ・大平コース <p>（宝沢地区 ー登山口ー）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・上宝沢登山口 ・蔵王ダムゲート登山口 (関沢地区 ー登山ロー) ・笹谷峠登山口 ・関沢登山口 ・新山登山口 <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド（ライザエクスプレス乗場）
対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。
《観光客等避難対策》		
	宮城県	山形県
対象	警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者	グレンデ内スキー客，警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者
対応策	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田地区公民館 七ヶ宿町：必要に応じて避難所の開設</p>	<p>対応者：索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は，警報発表等について索道事業者へ連絡する。 ・索道事業者は，施設に設置のスピーカー等により避難誘導又は一時的な避難者の受け入れを行う。 <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに避難する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に，索道駅等への退避を呼びかける。 ※利用者が全て降りたことを確認し，運転を停止する。</p> <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市・上山市に連絡する。

		<p>対応者：スキーパトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、警報発表等についてスキーパトロールに連絡する。 ・スキーパトロールは、索道事業者と連携し、スキー客の避難誘導を行う。 <p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校</p> <p>上山市：ZAOたいらぐら</p> <p>※一時避難場所として「ライザレストラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
《住民等への高齢者等避難・避難指示等の発令》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <p>小妻坂，永野西，八室，宮司，向山各地区の住民</p> <p>小妻坂地区の別荘滞在者及び別荘法人従業員</p> <p>◆川崎町</p> <p>民間観光施設（対象人員 最大45名）</p>	<p>融雪型火山泥流の避難区域内の住民等</p> <p>◆山形市</p> <p>南山形，蔵王，南沼原，本沢各地区の一部の区域の住民等</p>
対応策	<p>対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する高齢者等避難・避難指示等の発令 <p>周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，緊急速報メール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田中学校，小妻坂公民館，永野西公民館，宮司生活センター，宮地区指定避難所，向山生活センター</p> <p>川崎町：前川小学校旧青根分校</p>	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する高齢者等避難等の発令 <p>・周知方法：緊急速報メール，メールマガジン，ホームページ，広報車，電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>山形市：第九中学校，みはらしの丘小学校，蔵王コミュニティセンター，蔵王第一小学校，蔵王第一中学校，桜田小学校，元木公民館，南沼原コミュニティセンター，南沼原小学校，第十中学校，本沢コミュニティセンター</p>

※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて、避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。	
---	--

ハ 融雪型火山泥流（マグマ噴火）を伴う噴火が予想される場合

警戒事象	融雪型火山泥流を伴う噴火が予想される場合	
警戒範囲	融雪型火山泥流	蔵王川，濁川，澄川，松川，須川流域の一部の居住地域
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5 km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2 km以内及び八方沢・濁川上流域の範囲

※エコーライン開通期であっても、積雪がある状況で融雪型火山泥流を伴うマグマ噴火が予想される場合は、（表3-10）と同様の対応を行うこととする。

表 3-10 噴火警戒レベル4の場合の防災対応（エコーライン閉鎖期【融雪型火山泥流（マグマ噴火）】）

《観光客，登山者，施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知》		
	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メールにより警報発表及び避難指示等発令を周知。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇〇町です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル4，高齢者等避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇〇町は、火口から〇〇kmの範囲に避難指示を、〇〇川流域の一部の地区に高齢者等避難を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（135文字）</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> 県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者，観光客等に対する周知を主な目的とする。） 県防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難指示等発令の周知 蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設，大規模集客施設等へ連絡 融雪型火山泥流避難区域に広報車を巡回 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇市です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル4，高齢者等避難）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇市は、火口から〇〇kmの範囲に避難指示を、〇〇川流域の一部の地区に高齢者等避難を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（133文字）</p> </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知

<p>難の呼びかけを主な目的とする。)</p>	<p>◆対応者：索道事業者 (蔵王観光開発(株), 蔵王ロープウェイ(株)) ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難指示等発令の周知 (蔵王ライザワールド 蔵王ライザワールド(株)) ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難指示等発令の周知</p> <p>◆対応者：県防災危機管理課 ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 (=警報発表後, 警戒範囲内に取り残された登山者, 観光客等に対する周知を主な目的とする。) ・県消防防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。(=避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。)</p>
<p>・冬季は, 蔵王エコーラインが中腹(すみかわ)から通行止めになるなど, 一般の観光客は少なくなるが, 「すみかわスノーパーク」から「御釜」方向へ運行する「雪上車」を利用する観光客・スキー客が増加するため, これらの観光客・スキー客等に対する周知は, 雪上車に常備されている無線設備や携帯電話の緊急速報メール, 県消防ヘリによる上空から広報などにより周知する。</p> <p>・また, すみかわスノーパーク後見ゲレンデについては, スキー場の放送設備のほか, 従業員が直接避難を呼びかける。</p>	
<p>《施設の閉鎖》</p>	
	<p>宮城県</p>
<p>対象</p> <p>◆七ヶ宿町 ・蔵王レストハウス(県有) ※冬季閉鎖 ・蔵王レストハウス内避難小屋(県有/錠なし) ・蔵王ハイライン料金所(民有/宮城交通(株)) ※冬季閉鎖</p> <p>◆蔵王町 ○商業施設・その他 ・刈田嶺神社(民有) ※冬季閉鎖</p>	<p>山形県</p> <p>◆山形市 ○レストハウス等 ・蔵王山神社避難小屋(民有) ・コーボルトヒュッテ(民有) ・山形大学蔵王山寮(民有) ○索道事業者施設 ・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設 ○その他, ゲレンデのリフト及び付随する施設 ・ユートピアゲレンデ ・菖蒲沼ゲレンデ</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・こまくさ平売店（民有） ※冬季閉鎖 ・蔵王寺（民有） ※冬季閉鎖 <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ・熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ・東北大学佐工門小屋（民有/錠なし） ・刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ・清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ・仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ・聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ・T・Gヒュッテ「栄光」（民有/東北学院大/錠あり） <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すみかわスノーパーク（民有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・パラダイスゲレンデ ・コタンゲレンデ ・ザンゲ坂，樹氷原コース ・連絡コース <p>◆上山市</p> <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/蔵王ライザワールド(株)） <p>※冬季閉鎖</p> <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド（民有/蔵王ライザワールド(株)）
<p>対応策</p>	<p>・冬季閉鎖の施設については，特段の作業は行わない。</p> <p>・避難小屋・山小屋については，冬季のため，所有形態や施錠の有無にかかわらず，特段の作業は行わないが，民間所有の山小屋等については，管理責任者に対し警報内容の周知を行う。</p> <p>・残る一部の施設（別荘等）については，管理責任者に対し，警報内容の周知を行い，閉鎖を要請する。</p> <p>○すみかわスノーパーク</p> <p>対応者：(株)せいる（管理会社，スキー場従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は，屋外のスキー客・登山者に，放送設備を使用または直接，すみかわレストハウスへ避難するよう呼びかけるとともに，スキー場従業員は，客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 ・管理会社は，雪上車に無線で連絡し，安全を確認しながらすみかわレストハウスまで下山するよう伝える。 	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○山形大学蔵王山寮 ※<u>現在休業中</u>（山形市より連絡する施設）</p> <p>対応者：山形大学</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前</p> <p>利用者に退避（下山）を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに退避する。</p> <p>②噴火発生時</p> <p>利用者に，外へ出ず，屋内にとどまるよう呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残っている観光客等がいる可能性があるため，原則として施錠しない。

<p>・スキー場従業員は、管理会社に乗車人数、身体障害者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の有無を報告する。</p> <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <p>・スキー場従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p> <p>・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。</p> <p>・軽食／レストランの従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。</p> <p>・スキー場従業員も、最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。</p> <p>・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>	<p>○蔵王ロープウェイ山頂線，ゲレンデリフト 対応者：蔵王ロープウェイ(株)，蔵王観光開発(株)</p> <p>・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知，避難の呼びかけを行い，観光客等の避難を誘導し施設を閉鎖する。</p> <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに避難する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に，索道駅等への退避を呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>・避難者の数などを把握し，山形市に連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・索道利用者が全て降りたことを確認し，運転を停止する。</p> <p>・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残っている観光客等がいる可能性があるため，原則として施錠しない。</p> <p>○御田ノ神避難小屋 対応者：なし</p> <p>・登山者の安全確保のため現状のまま施錠しない。</p> <p>○刈田リフト 対応者：冬季閉鎖のため対応なし</p> <p>○蔵王ライザワールド 対応者：蔵王ライザワールド(株)</p> <p>・各リフトから，警報音を吹鳴後，避難の放送をする。</p>
---	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・スキーパトロール隊はスノーモービルで警報音を鳴らしながら避難を呼びかける。 ・ライザレストランからゲレンデに向け避難を呼びかける。 ・施設内に残っている利用者がいないか確認後各施設を閉鎖する。 <p>※「ライザレストラン」が一時避難場所となり、その後状況に応じ「ZAOたいらぐら」へ避難、又は下山してもらう。</p>
《道路の閉鎖（ゲート閉鎖）》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・北山中央線（町道）交差点 青根蔵王線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆県道（橋梁） 457号（国道） 蔵王町遠刈田温泉地内 遠刈田大橋前後区間 白石上山線（県道） 蔵王町清水原地内 清水原橋前後区間、 蔵王町円田地内 松川橋前後区間 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内 宮大橋前後区間</p> <p>◆県道（冠水） 457号（国道） 川崎町青根温泉～蔵王町遠刈田温泉 約4,450m区間 （青根蔵王線（県道）交差点～北山中央線（町道）交差点） 白石上山線（県道） 蔵王町小妻坂地内～西浦北地内 約6,070m区間</p>	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆県道（橋梁） 山形永野線（県道） 上山市蔵王地内 南蔵王橋前後区間 白石上山線（県道） 上山市蔵王地内 高原橋前後区間 上山市高野地内 永野橋前後区間 （但し、永野橋前後区間の規制は、道路冠水区間に含まれる。） 上山蔵王公園線（県道） 上山市高野～権現堂地内 権現堂橋前後区間</p> <p>◆県道（冠水） 白石上山線（県道） 上山市高野地内 （永野川原線（市道）交差点～上山蔵王公園線（県道）交差点） 蔵王成沢長谷堂線（県道） 山形市蔵王成沢地内 睦合橋前後区間 （国道13号交差点～旧山形上山線（市道）交差点）</p>

	<p>（蔵王川崎線（県道）交差点～永野山ノ入平沢線（町道）交差点） 蔵王町永野地内～宮地内 約4,310m区間</p> <p>（岩沼蔵王線（県道）交差点～山田沢線（町道）交差点） 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内～三軒茶屋地内 約1,220m区間</p> <p>（白石上山線（県道）交差点～4号（国道）交差点） 蔵王大河原線（県道） 蔵王町永野地内～矢付地内 約2,140m区間</p> <p>（白石上山線（県道）交差点～藪川橋）</p> <p>◆町道（蔵王町） 町道通行止対象路線一覧（マグマ噴火融雪型火山泥流）に記載の路線</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老123番地1先 不忘線・・・長老174番地40先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	<p>◆市道（山形市） 蔵王ドッコ沼線・・・冬季通行不可 半郷黒沢線（福田橋） 台谷柏中谷柏線（JR奥羽本線アンダーパス） 南館黒沢線（常盤橋） その他融雪型火山泥流による道路冠水のおそれのある路線</p>
<p>対応策</p>	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・対象ゲート位置で閉鎖する。 ・高齢者等避難等が出された場合、泥流の影響を受ける可能性のある橋梁及び道路の冠水のおそれのある路線において、閉鎖とする。 （維持管理業者による閉鎖。） ・なお、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業は行わない。</p> <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町 ・対象路線を必要な範囲で閉鎖する。</p>	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・冬季閉鎖位置で閉鎖済み。</p> <p>◆県道（橋梁） 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・避難指示が発令された場合、火山泥流の影響を受ける可能性のある橋梁部前後区間で、通行止め規制とする。（泥流流下の終息後または少量の流下や流下しなかった場合、通行に支障がないことを確認し、交通開放。）</p> <p>◆県道（冠水）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・バリケード設置（避難所への避難確認後） <p>◆町道（七ヶ宿町） 対応者：七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。 	<p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示が発令された場合，閉鎖する。 ・バリケード設置，誘導員配置（維持管理業者）（冠水終息後または冠水が発生しなかった場合，通行に支障がないことを確認の後，交通開放。） <p>◆市道（山形市） 対応者：山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示が発令された場合，融雪型火山泥流による道路冠水のおそれのある区間を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置
《注意喚起規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	資料編「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」、「注意喚起看板設置箇所概要図（蔵王町）」のとおり	資料編「施設等位置図（山形県）」、「通行規制概要図（山形県）」、「通行規制概要図（山形市）」のとおり
対応策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表等に係る注意喚起のための看板を設置するとともに，道路情報板への表示を行う。 <p>◆市道（山形市） 対応者：山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示が発令された場合，警報発表等に係る注意喚起のための看板を設置
《登山口等における入山規制の看板設置》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えぼしスキー場（倉石～股窪） ・ " " （石子～後烏帽子岳） ・ " " （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ・ " " （七日原～後烏帽子岳） <p>◆川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳） 	<p>◆県管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中丸山登山道入口（仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂） <p>◆山形市</p> <p>（蔵王温泉地区 一索道一）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅） ・蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅）

	<p>◆白石市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白石スキー場（ジャンボリーコース） ・ “ ” （水引入道コース） ・ “ ” （不忘山コース） ・南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース） 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅） その他、各リフト小屋 ・百万人ゲレンデ ・横倉ゲレンデ ・中央ゲレンデ ・黒姫ゲレンデ ・樹氷原コース ・大平コース （宝沢地区 ー登山ロー） ・上宝沢登山口 ・蔵王ダムゲート登山口 （関沢地区 ー登山ロー） ・笹谷峠登山口 ・関沢登山口 ・新山登山口 <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド（ライザエクスプレス乗場）
対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る入山規制のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市、索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る入山規制のための看板を設置。
《観光客等避難対策》		
	宮城県	山形県
対象	<p>警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者</p>	<p>ゲレンデ内スキー客，警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者</p>
対応策	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田地区公民館</p> <p>七ヶ宿町：必要に応じて避難所の開設</p>	<p>対応者：索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、警報発表等について索道事業者へ連絡する。 ・索道事業者は、施設に設置のスピーカー等により避難誘導又は一時的な避難者の受け入れを行う。 <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに避難する。</p> <p>②噴火発生時</p>

		<p>利用者に、索道駅等への退避を呼びかける。 ※利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。</p> <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市・上山市に連絡する。 <p>対応者：スキーパトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、警報発表等についてスキーパトロールに連絡する。 ・スキーパトロールは、索道事業者と連携し、スキー客の避難誘導を行う。 <p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校</p> <p>上山市：ZAOたいらぐら</p> <p>※一時避難場所として「ライザレストラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
《住民等への高齢者等避難・避難指示等の発令》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町 上ノ原，遠刈田，新地，小妻坂，永野西，八室，永野，矢附，曲竹北，曲竹南，宮司，沢内，宮，向山各地区の住民 上ノ原，小妻坂，新地各地区の別荘滞在者及び別荘法人従業員</p> <p>◆川崎町 民間観光施設（対象人員 最大45名）</p>	<p>融雪型火山泥流の避難区域内の住民等</p> <p>◆山形市 南山形，蔵王，南沼原，本沢各地区の一部の区域の住民等</p> <p>◆上山市 高野地区の一部の区域の住民等</p>

<p>対応策</p>	<p>対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者に対する高齢者等避難・避難指示等の発令 <p>周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，緊急速報メール</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田幼稚園，遠刈田公民館，遠刈田小学校，七日原集会所，遠刈田中学校，小妻坂公民館，永野西公民館，ふるさと文化会館，矢附公民館，曲竹公民館，曲竹南集会所，宮司生活センター，宮地区指定避難所，宮地区公民館，向山生活センター</p> <p>川崎町：前川小学校旧青根分校</p> <p>※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。</p>	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者に対する高齢者等避難等の発令 <p>周知方法：緊急速報メール，メールマガジン，ホームページ，広報車，電話</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設 <p>山形市：第九中学校，みはらしの丘小学校，東北文教大学，蔵王コミュニティセンター，蔵王第一小学校，蔵王第一中学校，桜田小学校，元木公民館，南沼原コミュニティセンター，南沼原小学校，第十中学校，本沢コミュニティセンター</p> <p>上山市：中川地区公民館， 中川農業者等トレーニングセンター</p>
------------	--	--

（４）噴火警戒レベル５（避難）発表時の対応

イ 御釜由来の泥流などを伴う噴火が予想される場合

警戒事象	火山活動により御釜由来の泥流が発生，あるいは切迫している場合	
警戒範囲	御釜由来の泥流	濁川，松川流域の一部の居住地域
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内及び八方沢・濁川上流域の範囲

※山形県側は「御釜由来の泥流」は発生しないため，噴火警戒レベル3（入山規制）の対応を実施する。

表 3-11 噴火警戒レベル5の場合の防災対応（エコーライン閉鎖期【御釜由来の泥流】）

《観光客，登山者，施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知》		
	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メールにより警報発表及び避難指示等発令を周知。 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難指示等発令の周知 観光協会及び索道事業者へ連絡

<p>(例) こちらは〇〇〇町です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル5，避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇〇町は，火口から〇〇kmの範囲と〇〇川流域の一部の地区に対し，<u>避難指示</u>を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。 （126文字）</p>	<p>(例) こちらは〇〇市です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル5，避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇市は，火口から〇〇kmの範囲に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。 （112文字）</p>
<p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝警報発表後，警戒範囲内に取り残された登山者，観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県防災ヘリコプターによる御釜由来の泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難勧告等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> （蔵王観光開発(株)，蔵王ロープウェイ(株) ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難指示等発令の周知 （蔵王ライザワールド 蔵王ライザワールド(株) ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>◆対応者：県防災危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝警報発表後，警戒範囲内に取り残された登山者，観光客等に対する周知を主な目的とする。）
<p>・冬季は，蔵王エコーラインが中腹（すみかわ）から通行止めになるなど，一般の観光客は少なくなるが，「すみかわスノーパーク」から「御釜」方向へ運行する「雪上車」を利用する観光客・スキー客が増加するため，これらの観光客・スキー客等に対する周知は，雪上車に常備されている無線設備や携帯電話の緊急速報メール，県消防ヘリによる上空から広報などにより周知する。</p> <p>・また，すみかわスノーパーク後見ゲレンデについては，スキー場の放送設備のほか，従業員が直接避難を呼びかける。</p>	
<p>《施設の閉鎖》</p>	
<p>宮城県</p>	<p>山形県</p>
<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王レストハウス（県有） ※冬季閉鎖 	<p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レストハウス等 ・蔵王山神社避難小屋（民有）

<ul style="list-style-type: none"> ・蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ・蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通株） <p>※冬季閉鎖</p> <p>◆蔵王町</p> <p>○商業施設・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田嶺神社（民有） ※冬季閉鎖 ・こまくさ平売店（民有） ※冬季閉鎖 ・蔵王寺（民有） ※冬季閉鎖 <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ・熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ・東北大学佐工門小屋（民有/錠なし） ・刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ・清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ・仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ・聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ・T・Gヒュッテ「栄光」（民有/東北学院大/錠あり） <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すみかわスノーパーク（民有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーボルトヒュッテ（民有） ・山形大学蔵王山寮（民有） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設 <p>○その他、ゲレンデのリフト及び付随する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユートピアゲレンデ ・菖蒲沼ゲレンデ ・パラダイスゲレンデ ・コタンゲレンデ ・ザンゲ坂，樹氷原コース ・連絡コース <p>◆上山市</p> <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/蔵王ライザワールド株） <p>※冬季閉鎖</p> <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド（民有/蔵王ライザワールド株）
<p>対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季閉鎖の施設については，特段の作業は行わない。 ・避難小屋・山小屋については，冬季のため，所有形態や施錠の有無にかかわらず，特段の作業は行わないが，民間所有の山小屋等については，管理責任者に対し警報内容の周知を行う。 <p>○すみかわスノーパーク</p> <p>対応者：株せいる（管理会社，スキー場従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は，屋外のスキー客・登山者に，放送設備を使用または直接，すみかわレストハウスへ避難するよう呼びかけるとともに，スキー場従業員は，客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○山形大学蔵王山寮 ※現在休業中（山形市より連絡する施設）</p> <p>対応者：山形大学</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，利用者に，外へ出ず，屋内にとどまるよう呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・管理会社は、雪上車に無線で連絡し、安全を確認しながらゲレンデハウスまで下山するよう伝える。 ・スキー場従業員は、管理会社に乗車人数、身体障害者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の有無を報告する。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患者、妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・軽食/レストランの従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。 ・スキー場従業員も、最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。 ・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>○蔵王ロープウェイ山頂線，ゲレンデリフト 対応者：蔵王ロープウェイ(株)，蔵王観光開発(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知，避難の呼びかけを行い，観光客等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，利用者に，索道駅等への退避を呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・索道利用者が全て降りたことを確認し，運転を停止する。 ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残っている観光客等がいる可能性があるため，原則として施錠しない。 <p>○御田ノ神避難小屋 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山者の安全確保のため現状のまま施錠なしとする。 <p>○刈田リフト 対応者：冬季閉鎖のため対応なし</p> <p>○蔵王ライザワールド 対応者：蔵王ライザワールド(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各リフトから，警報音を吹鳴後，避難の放送をする。
--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・スキーパトロール隊はスノーモービルで警報音を鳴らしながら避難を呼びかける。 ・ライザレストランからゲレンデに向け避難を呼びかける。 ・施設内に残っている利用者がいないか確認後各施設を閉鎖する。 <p>※「ライザレストラン」が一時避難場所となり、その後状況に応じ「ZAOたいらぐら」へ避難、又は下山してもらう。</p>
《道路の閉鎖（ゲート閉鎖）》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道</p> <p>白石上山線（県道）・・・北山中央線（町道）交差点</p> <p>青根蔵王線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆県道（橋梁）</p> <p>457号（国道）</p> <p>蔵王町遠刈田温泉地内 遠刈田大橋前後区間</p> <p>白石上山線（県道）</p> <p>蔵王町清水原地内 清水原橋前後区間、</p> <p>蔵王町円田地内 松川橋前後区間</p> <p>岩沼蔵王線（県道）</p> <p>蔵王町宮地内 宮大橋前後区間</p> <p>◆県道（冠水）</p> <p>457号（国道）</p> <p>川崎町青根温泉～蔵王町遠刈田温泉</p> <p>約4,450m区間</p> <p>（青根蔵王線（県道）交差点～北山中央線（町道）交差点）</p> <p>白石上山線（県道）</p> <p>蔵王町小妻坂地内～円田字棚村道上地内</p> <p>約3,680m区間</p> <p>（蔵王川崎線（県道）交差点～堀内棚村線（町道）交差点）</p>	<p>◆県道</p> <p>白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆市道（山形市）</p> <p>蔵王ドッコ沼線・・・冬季通行不可</p>

	<p>蔵王町円田地内～曲竹地内 約1,250m区間 （蔵王大河原線（県道）交差点～宮曲竹線（町道）交差点） 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内～三軒茶屋地内 約1,220m区間 （白石上山線（県道）交差点～4号（国道）交差点）</p> <p>◆町道（蔵王町） 町道通行止対象路線一覧（御釜由来の泥流）に記載の路線</p> <p>町道（七ヶ宿町） 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老123番地1先 不忘線・・・長老174番地40先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	
<p>対応策</p>	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・対象ゲート位置で閉鎖する。 ・避難指示等が出された場合、泥流の影響を受ける可能性のある橋梁及び道路の冠水または冠水のおそれのある路線において、閉鎖とする。（維持管理者による閉鎖。） ・なお、維持管理者の安全を確保するため、追い出し作業は行わない。</p> <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町 ・対象路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置（避難所への避難確認後）</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 対応者：七ヶ宿町 ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。</p>	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・冬季閉鎖位置で閉鎖済み</p>

《注意喚起規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	資料編「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」、「注意喚起看板設置箇所概要図（蔵王町）」のとおり	資料編「施設等位置図（山形県）」のとおり
対応策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・規制に係る注意喚起のための看板を設置</p> <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町 ・規制に係る注意喚起のための看板を設置</p>	<p>対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。</p>
《登山口等における入山規制の看板設置》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町 ・えぼしスキー場（倉石～股窪） ・ “ ” （石子～後烏帽子岳） ・ “ ” （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ・ “ ” （七日原～後烏帽子岳）</p> <p>◆川崎町 ・峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳）</p> <p>◆白石市 ・白石スキー場（ジャンボリーコース） ・ “ ” （水引入道コース） ・ “ ” （不忘山コース） ・南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース）</p>	<p>◆県管理 ・中丸山登山口 （仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂）</p> <p>◆山形市 （蔵王温泉地区 一索道一） ・蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅） ・蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） ・蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅）</p> <p>その他、各リフト小屋 ・百万人ゲレンデ ・横倉ゲレンデ ・中央ゲレンデ ・黒姫ゲレンデ ・樹氷原コース ・大平コース （宝沢地区 一登山口一） ・上宝沢登山口 ・蔵王ダムゲート登山口 （関沢地区 一登山口一） ・笹谷峠登山口 ・関沢登山口 ・新山登山口</p>

		<p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド（ライザエクスプレス乗場）
対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。
《観光客等避難対策》		
	宮城県	山形県
対象	<p>警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者</p>	<p>ゲレンデ内スキー客，警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者</p>
対応策	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田地区公民館 七ヶ宿町：必要に応じて避難所の開設</p>	<p>対応者：索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は，警報発表等について索道事業者へ連絡する。 ・索道事業者は，施設に設置のスピーカー等により避難誘導又は一時的な避難者の受け入れを行う。 <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに避難する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に，索道駅等への退避を呼びかける。 ※利用者が全て降りたことを確認し，運転を停止する</p> <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市・上山市に連絡する。 <p>対応者：スキーパトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は，警報発表等についてスキーパトロールに連絡する。 ・スキーパトロールは，索道事業者と連携し，スキー客の避難誘導を行う。 <p>対応者：市</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校</p> <p>上山市：ZAOたいらぐら</p> <p>※一時避難場所として「ライザレストラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
《住民等への避難指示の発令》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <p>小妻坂，永野西，八室各地区の住民</p> <p>小妻坂地区の別荘滞在者及び別荘法人従業員</p> <p>◆川崎町</p> <p>民間観光施設（対象人員 最大45名）</p>	なし
対応策	<p>対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する避難指示の発令 <p>周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，緊急速報メール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田中学校，小妻坂公民館，永野西公民館，宮地区指定避難所</p> <p>川崎町：前川小学校旧青根分校</p> <p>※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センターは公民館など）。</p>	なし

ロ 融雪型火山泥流（水蒸気噴火）を伴う噴火が予想される場合

警戒事象	火山活動により融雪型火山泥流が発生，あるいは切迫している場合	
警戒範囲	融雪型火山泥流	蔵王川，濁川，澄川，松川，須川流域の一部の居住地域
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5kmの範囲内
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2kmの範囲内及び八方沢・濁川上流域

※エコーライン開通期であっても，積雪がある状況で融雪型火山泥流を伴う水蒸気噴火が予想される場合は，（表3-12）と同様の対応を行うこととする。

表 3-12 噴火警戒レベル5の場合の防災対応（エコーライン閉鎖期【融雪型火山泥流（水蒸気噴火）】）

《観光客，登山者，施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知》		
	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メールにより警報発表及び避難指示等発令を周知。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇〇町です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル5，避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇〇町は，火口から〇〇kmの範囲と〇〇川流域の一部の地区に対し，<u>避難指示</u>を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。 （126文字）</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> 県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 （＝警報発表後，警戒範囲内に取り残された登山者，観光客等に対する周知を主な目的とする。） 県防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難指示等発令の周知 蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設，大規模集客施設等へ連絡 融雪型火山泥流の避難区域に広報車を巡回 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>（例） こちらは〇〇市です。 ××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル5，避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇市は，火口から〇〇kmの範囲と〇〇川流域の一部の地区に対し，<u>避難指示</u>を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（124文字）</p> </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <p>（蔵王観光開発株，蔵王ロープウェイ株）</p> <ul style="list-style-type: none"> ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難指示等発令の周知

		<p>（蔵王ライザワールド 蔵王ライザワールド（株））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>◆対応者：県防災危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝警報発表後、警戒範囲内に取り残された登山者、観光客等に対する周知を主な目的とする。） ・県消防防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） <p>・冬季は、蔵王エコーラインが中腹（すみかわ）から通行止めになるなど、一般の観光客は少なくなるが、「すみかわスノーパーク」から「御釜」方向へ運行する「雪上車」を利用する観光客・スキー客が増加するため、これらの観光客・スキー客等に対する周知は、雪上車に常備されている無線設備や携帯電話の緊急速報メール、県消防ヘリによる上空から広報などにより周知する。</p> <p>・また、すみかわスノーパーク後見ゲレンデについては、スキー場の放送設備のほか、従業員が直接避難を呼びかける。</p>
--	--	--

《施設の閉鎖》

	宮城県	山形県
対象	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王レストハウス（県有） ※冬季閉鎖 ・蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ・蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通株） <p>※冬季閉鎖</p> <p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ○商業施設・その他 ・刈田嶺神社（民有） ※冬季閉鎖 ・こまくさ平売店（民有） ※冬季閉鎖 ・蔵王寺（民有） ※冬季閉鎖 <p>○避難小屋・山小屋</p>	<p>◆山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レストハウス等 ・蔵王山神社避難小屋（民有） ・コーボルトヒュッテ（民有） ・山形大学蔵王山寮（民有） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設 <p>○その他、ゲレンデのリフト及び付随する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユートピアゲレンデ ・菖蒲沼ゲレンデ ・パラダイスゲレンデ ・コタンゲレンデ ・ザンゲ坂、樹氷原コース

	<ul style="list-style-type: none"> ・刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ・熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ・東北大学佐工門小屋（民有/錠なし） ・刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ・清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ・仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ・聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ・T・Gヒュッテ「栄光」 （民有/東北学院大/錠あり） <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すみかわスノーパーク（民有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡コース <p>○融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設，大規模集客施設等</p> <p>◆上山市</p> <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御田ノ神避難小屋（市有/錠なし） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈田リフト（民有/蔵王ライザワールド(株)） <p>※冬季閉鎖</p> <p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド （民有/蔵王ライザワールド(株)）
<p>対応策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季閉鎖の施設については，特段の作業は行わない。 ・避難小屋・山小屋については，冬季のため，所有形態や施錠の有無にかかわらず，特段の作業は行わないが，民間所有の山小屋等については，管理責任者に対し警報内容の周知を行う。 <p>○すみかわスノーパーク</p> <p>対応者：(株)せいる（管理会社，スキー場従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は，屋外のスキー客・登山者に，放送設備を使用または直接，すみかわレストハウスへ避難するよう呼びかけるとともに，スキー場従業員は，客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 ・管理会社は，雪上車に無線で連絡し，安全を確認しながらゲレンデハウスまで下山するよう伝える。 ・スキー場従業員は，管理会社に乗車人数，身体障害者，重度の慢性疾患患者，妊産婦など要配慮者の有無を報告する。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p>	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○山形大学蔵王山寮 ※現在休業中（山形市より連絡する施設）</p> <p>対応者：山形大学</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，利用者に，外へ出ず，屋内にとどまるよう呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残っている観光客等がいる可能性があるため，原則として施錠しない。 <p>○蔵王ロープウェイ山頂線，ゲレンデリフト</p> <p>対応者：蔵王ロープウェイ(株)，蔵王観光開発(株)</p>

<p>・スキー場従業員は、避難者のおおよその数を把握する。合わせて、身体障害者、重度の慢性疾患、妊産婦など要配慮者の把握を行う。</p> <p>・管理会社は、警察、消防、自衛隊、町、県など関係機関との連絡調整を行うとともに、避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。</p> <p>・軽食／レストランの従業員は、避難が長時間に及ぶ場合は、食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・救助機関の指示の下、避難客を順次下山させる。</p> <p>・スキー場従業員も、最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。</p> <p>・避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p>	<p>・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、観光客等の避難を誘導し施設を閉鎖する。</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・噴火発生時は、利用者に、索道駅等への退避を呼びかける。</p> <p>【避難者受入】</p> <p>・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。</p> <p>・避難者の数などを把握し、山形市に連絡する。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・索道利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。</p> <p>・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。</p> <p>○融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p> <p>対応者：施設設置者</p> <p>・館内放送で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。</p> <p>・なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。</p> <p>【施設閉鎖】</p> <p>・施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。</p> <p>○御田ノ神避難小屋</p> <p>対応者：なし</p>
---	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・登山者の安全確保のため現状のまま施錠しない。 <p>○刈田リフト 対応者：冬季閉鎖のため対応なし</p> <p>○蔵王ライザワールド 対応者：蔵王ライザワールド(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各リフトから、警報音を吹鳴後、避難の放送をする。 ・スキーパトロール隊はスノーモービルで警報音を鳴らしながら避難を呼びかける。 ・ライザレストランからゲレンデに向け避難を呼びかける。 ・施設内に残っている利用者がいないか確認後各施設を閉鎖する。 <p>※「ライザレストラン」が一時避難場所となり、その後状況に応じ「ZAOたいらぐら」へ避難、又は下山してもらう。</p>
--	--	---

《道路の閉鎖（ゲート閉鎖）》

	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・北山中央線（町道） 交差点 青根蔵王線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆県道（橋梁） 457号（国道） 蔵王町遠刈田温泉地内 遠刈田大橋前後区間 白石上山線（県道） 蔵王町清水原地内 清水原橋前後区間、 蔵王町円田地内 松川橋前後区間 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内 宮大橋前後区間</p> <p>◆県道（冠水） 457号（国道）</p>	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆県道（橋梁） 山形永野線（県道） 上山市蔵王地内 南蔵王橋前後区間 白石上山線（県道） 上山市蔵王地内 高原橋前後区間、 上山市高野地内 永野橋前後区間 （但し、永野橋前後区間の規制は、道路冠水区間に含まれる。） 上山蔵王公園線（県道） 上山市高野～権現堂地内 権現堂橋前後区間</p> <p>◆県道（冠水） 白石上山線（県道）</p>

<p>川崎町青根温泉～蔵王町遠刈田温泉 約4,450m区間 （青根蔵王線（県道）交差点～北山中央線（町道）交差点） 白石上山線（県道） 蔵王町小妻坂地内～円田字棚村道上地内 約3,680m区間 （蔵王川崎線（県道）交差点～堀内棚村線（町道）交差点） 蔵王町円田地内～曲竹地内 約1,250m区間 （蔵王大河原線（県道）交差点～宮曲竹線（町道）交差点） 蔵王町曲竹字上原田地内～曲竹字川原田地内 約1,550m区間 （下別当1号線（町道）交差点～山田沢線（町道）交差点） 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内～三軒茶屋地内 約1,220m区間 （白石上山線（県道）交差点～4号（国道）交差点）</p> <p>◆町道（蔵王町） 町道通行止対象路線一覧（水蒸気噴火融雪型火山泥流）に記載の路線</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老123番地1先 不忘線・・・長老174番地40先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	<p>上山市高野地内 （永野川原線（市道）交差点～上山蔵王公園線（県道）交差点） 蔵王成沢長谷堂線（県道） 山形市蔵王成沢地内 睦合橋前後区間 （国道13号交差点～旧山形上山線（市道）交差点）</p> <p>◆市道（山形市） 蔵王ドッコ沼線・・・冬季通行不可 半郷黒沢線（福田橋） 台谷柏中谷柏線（JR奥羽本線アンダーパス） 南館黒沢線（常盤橋） その他融雪型火山泥流による道路冠水又は冠水のおそれのある路線</p>
<p>対応策</p> <p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・対象ゲート位置で閉鎖する。 ・避難勧告等が出された場合、泥流の影響を受ける可能性のある橋梁及び道路の冠水または冠水のおそれのある路線において、閉鎖とす</p>	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・冬季閉鎖位置で閉鎖済み。</p> <p>◆県道（橋梁） 対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p>

	<p>る。(維持管理業者による閉鎖。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業は行わない。 <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置（避難所への避難確認後） <p>◆町道（七ヶ宿町） 対応者：七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示が発令された場合、泥流の影響を受ける可能性のある橋梁部前後区間で、通行止め規制とする。(泥流流下の終息後または少量の流下や流下しなかった場合、通行に支障がないことを確認し、交通開放。) <p>◆県道（冠水） 対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示が発令された場合、閉鎖する。 ・バリケード設置、誘導員配置（維持管理業者）(冠水終息後または冠水が発生しなかった場合、通行に支障がないことを確認し、交通開放。) <p>◆市道（山形市） 対応者：山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示が発令された場合、融雪型火山泥流による道路冠水又は冠水のおそれのある路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置
《注意喚起規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	資料編「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」、「注意喚起看板設置箇所概要図（蔵王町）」のとおり	資料編「施設等位置図（山形県）」、「通行規制概要図（山形県）」、「通行規制概要図（山形市）」のとおり
対応策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表等に係る注意喚起のための看板を設置するとともに、道路情報板への表示を行う。 <p>◆市道（山形市） 対応者：山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示が発令された場合、警報発表等に係る注意喚起のための看板を設置

《登山口等における入山規制の看板設置》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えぼしスキー場（倉石～股窪） ・ “ ” （石子～後烏帽子岳） ・ “ ” （前烏帽子岳～後烏帽子岳） ・ “ ” （七日原～後烏帽子岳） <p>◆川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳） <p>◆白石市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白石スキー場（ジャンボリーコース） ・ “ ” （水引入道コース） ・ “ ” （不忘山コース） ・南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース） 	<p>◆県管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中丸山登山道入口 （仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂） <p>◆山形市</p> <p>（蔵王温泉地区 ー索道ー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅） ・蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） ・蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅） <p>その他、各リフト小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百万人ゲレンデ ・横倉ゲレンデ ・中央ゲレンデ ・黒姫ゲレンデ ・樹氷原コース ・大平コース （宝沢地区 ー登山口ー） ・上宝沢登山口 ・蔵王ダムゲート登山口 （関沢地区 ー登山口ー） ・笹谷峠登山口 ・関沢登山口 ・新山登山口 <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド（ライザエクスプレス乗場）
対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る注意喚起のための看板を設置。
《観光客等避難対策》		
	宮城県	山形県
対象	<p>警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者</p>	<p>ゲレンデ内スキー客，警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者</p>

<p>対応策</p>	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田地区公民館 七ヶ宿町：必要に応じて避難所の開設</p>	<p>対応者：索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、警報発表等について索道事業者へ連絡する。 ・索道事業者は、施設に設置のスピーカー等により避難誘導又は一時的な避難者の受け入れを行う。 <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ、管理者も最後に残った利用者とともに避難する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に、索道駅等への退避を呼びかける。 ※利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。</p> <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は、当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し、山形市・上山市に連絡する。 <p>対応者：スキーパトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、警報発表等についてスキーパトロールに連絡する。 ・スキーパトロールは、索道事業者と連携し、スキー客の避難誘導を行う。 <p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校 上山市：ZAOたいらぐら</p> <p>※一時避難場所として「ライザレストラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
------------	--	---

《住民等への避難指示の発令》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町 小妻坂，永野西，八室，宮司，向山各地区の住民 小妻坂地区の別荘滞在者及び別荘法人従業員</p> <p>◆川崎町 民間観光施設（対象人員 最大45名）</p>	<p>融雪型火山泥流の避難区域内の住民等</p> <p>◆山形市 南山形，蔵王，南沼原，本沢各地区の一部の区域の住民等</p>
対応策	<p>対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者に対する避難指示の発令 <p>周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，緊急速報メール</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田中学校，小妻坂公民館，永野西公民館，宮司生活センター，宮地区指定避難所，向山生活センター 川崎町：前川小学校旧青根分校</p> <p>※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。</p>	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者に対する避難指示の発令 <p>周知方法：緊急速報メール，メールマガジン，ホームページ，広報車，電話</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設 <p>山形市：第九中学校，みはらしの丘小学校，東北文教大学，蔵王コミュニティセンター，蔵王第一小学校，蔵王第一中学校，桜田小学校，元木公民館，南沼原コミュニティセンター，南沼原小学校，第十中学校，本沢コミュニティセンター</p>

ハ 融雪型火山泥流（マグマ噴火）を伴う噴火が予想される場合

警戒事象	火山活動により融雪型火山泥流が発生，あるいは切迫している場合	
警戒範囲	融雪型火山泥流	蔵王川，濁川，澄川，松川，須川流域の一部の居住地域
	大きな噴石	御釜中心から概ね3.5km以内の範囲
	火砕流・火砕サージ	御釜中心から概ね2km以内及び八方沢・濁川上流域の範囲

※エコーライン開通期であっても，積雪がある状況で融雪型火山泥流を伴うマグマ噴火が予想される場合は，（表3-13）と同様の対応を行うこととする。

表 3-1 3 噴火警戒レベル5の場合の防災対応（エコーライン閉鎖期【融雪型火山泥流（マグマ噴火）】）

《観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知》		
	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メールにより警報発表及び避難指示等発令を周知。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇〇町です。</p> <p>××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル5，避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇〇町は，火口から〇〇kmの範囲と〇〇川流域の一部の地区に対し，<u>避難指示</u>を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（126文字）</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> 県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝警報発表後，警戒範囲内に取り残された登山者，観光客等に対する周知を主な目的とする。） 県防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。） 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難指示等発令の周知 蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設，大規模集客施設等へ連絡 融雪型火山泥流の避難区域に広報車を巡回 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>××月××日〇〇時〇〇分に蔵王山において「噴火警報（噴火警戒レベル5，避難）」が発表されました。これを踏まえ，〇〇市は，火口から〇〇kmの範囲と〇〇川流域の一部の地区に対し，<u>避難指示</u>を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。（124文字）</p> </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p> <p>（蔵王観光開発株，蔵王ロープウェイ株）</p> <ul style="list-style-type: none"> ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>（蔵王ライザワールド 蔵王ライザワールド株）</p> <ul style="list-style-type: none"> リフト乗降場等の放送設備から警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>◆対応者：県防災危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> 県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝警報発表後，警戒範囲内に取り残された

		<p>登山者，観光客等に対する周知を主な目的とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県消防防災ヘリコプターによる融雪型火山泥流避難区域での警報発表及び避難指示等発令の周知。（＝避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季は，蔵王エコーラインが中腹（すみかわ）から通行止めになるなど，一般の観光客は少なくなるが，「すみかわスノーパーク」から「御釜」方向へ運行する「雪上車」を利用する観光客・スキー客が増加するため，これらの観光客・スキー客等に対する周知は，雪上車に常備されている無線設備や携帯電話の緊急速報メール，県消防ヘリによる上空から広報などにより周知する。 ・ また，すみかわスノーパーク後見ゲレンデについては，スキー場の放送設備のほか，従業員が直接避難を呼びかける。 	
《施設の閉鎖》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆七ヶ宿町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蔵王レストハウス（県有） ※冬季閉鎖 ・ 蔵王レストハウス内避難小屋（県有/錠なし） ・ 蔵王ハイライン料金所（民有/宮城交通株） <p>※冬季閉鎖</p> <p>◆蔵王町</p> <p>○商業施設・その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刈田嶺神社（民有） ※冬季閉鎖 ・ こまくさ平売店（民有） ※冬季閉鎖 ・ 蔵王寺（民有） ※冬季閉鎖 <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刈田岳避難小屋（県有/錠なし） ・ 熊野岳避難小屋（県有/錠なし） ・ 東北大学佐工門小屋（民有/錠なし） ・ 刈田峠避難小屋（町有/錠なし） ・ 清溪小屋（民有/東北大/錠あり） ・ 仙台一高避難小屋（民有/錠あり） ・ 聖山平ヒュッテ（民有/錠あり） ・ T・Gヒュッテ「栄光」（民有/東北学院大/錠あり） <p>○スキー場</p>	<p>◆山形市</p> <p>○レストハウス等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蔵王山神社避難小屋（民有） ・ コーボルトヒュッテ（民有） ・ 山形大学蔵王山寮（民有） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蔵王ロープウェイ山頂線及び付随する施設 <p>○その他，ゲレンデのリフト及び付随する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユートピアゲレンデ ・ 菖蒲沼ゲレンデ ・ パラダイスゲレンデ ・ コタンゲレンデ ・ ザンゲ坂，樹氷原コース ・ 連絡コース <p>○融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設，大規模集客施設等</p> <p>◆上山市</p> <p>○避難小屋・山小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 御田ノ神避難小屋（市有/錠なし） <p>○索道事業者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刈田リフト（民有/蔵王ライザワールド株） <p>※冬季閉鎖</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・すみかわスノーパーク（民有） 	<p>○スキー場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド （民有/蔵王ライザワールド(株)）
<p>対応策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季閉鎖の施設については，特段の作業は行わない。 ・避難小屋・山小屋については，冬季のため，所有形態や施錠の有無にかかわらず，特段の作業は行わないが，民間所有の山小屋等については，管理責任者に対し警報内容の周知を行う。 ・残る一部の施設（別荘等）については，管理責任者に対し，警報内容の周知を行い，閉鎖を要請する。 <p>○すみかわスノーパーク 対応者：(株)せいる（管理会社，スキー場従業員）</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は，屋外のスキー客・登山者に，放送設備を使用または直接，すみかわレストハウスへ避難するよう呼びかけるとともに，スキー場従業員は，客へ落ち着いて行動するよう呼びかける。 ・管理会社は，雪上車に無線で連絡し，安全を確認しながらすみかわレストハウスまで下山するよう伝える。 ・スキー場従業員は，管理会社に乗車人数，身体障害者，重度の慢性疾患患者，妊産婦など要配慮者の有無を報告する。 <p>【避難者受入】（避難誘導後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー場従業員は，避難者のおおよその数を把握する。合わせて，身体障害者，重度の慢性疾患患者，妊産婦など要配慮者の把握を行う。 ・管理会社は，警察，消防，自衛隊，町，県など関係機関との連絡調整を行うとともに，避難者に対し救助の状況等を必要に応じて伝える。 ・軽食／レストランの従業員は，避難が長時間に及ぶ場合は，食材や飲み物等の無償提供を行う。収容人数多い時は小分けする。 	<p>○蔵王山神社避難小屋，コーボルトヒュッテ 対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中の登山道閉鎖により実質利用不可。 <p>○山形大学蔵王山寮 ※現在休業中（山形市より連絡する施設） 対応者：山形大学</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，利用者に，外へ出ず，屋内にとどまるよう呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で，施設を閉鎖するが，山に残っている観光客等がいる可能性があるため，原則として施錠しない。 <p>○蔵王ロープウェイ山頂線，ゲレンデリフト 対応者：蔵王ロープウェイ(株)，蔵王観光開発(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表等の周知，避難の呼びかけを行い，観光客等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，利用者に，索道駅等への退避を呼びかける。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。 ・避難者の数などを把握し，山形市に連絡する。 <p>【施設閉鎖】</p>

<p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救援機関の指示の下、避難客を順次下山させる。 ・ スキー場従業員も、最後に残った観光客・登山者とともに順次下山する。 ・ 避難客が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている登山者がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 索道利用者が全て降りたことを確認し、運転を停止する。 ・ 利用者が全員退避（下山）したことが確認できた段階で、施設を閉鎖するが、山に残っている観光客等がいる可能性があるため、原則として施錠しない。 <p>○融雪型火山泥流の避難区域内にある要配慮者施設、大規模集客施設等</p> <p>対応者：施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 館内放送で警報発表等の周知、避難の呼びかけを行い、施設利用者等の避難を誘導し施設を閉鎖する。 <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用者に、施設が定める避難場所等への避難を呼びかける。 ・ なお、施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、施設利用者等を施設の上層階に移動させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設利用者が全員避難したことが確認できた段階で、施設を閉鎖する。 <p>○御田ノ神避難小屋</p> <p>対応者：なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登山者の安全確保のため現状のまま施錠しない。 <p>○刈田リフト</p> <p>対応者：冬季閉鎖のため対応なし</p> <p>○蔵王ライザワールド</p> <p>対応者：蔵王ライザワールド(株)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各リフトから、警報音を吹鳴後、避難の放送をする。 ・ スキーパトロール隊はスノーモービルで警報音を鳴らしながら避難を呼びかける。
--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・ライザレストランからゲレンデに向け避難を呼びかける。 ・施設内に残っている利用者がいないか確認後各施設を閉鎖する。 <p>※「ライザレストラン」が一時避難場所となり、その後状況に応じ「ZAOたいらぐら」へ避難，又は下山してもらう。</p>
《道路の閉鎖（ゲート閉鎖）》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・北山中央線（町道）交差点 青根蔵王線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆県道（橋梁） 457号（国道） 蔵王町遠刈田温泉地内 遠刈田大橋前後区間 白石上山線（県道） 蔵王町清水原地内 清水原橋前後区間， 蔵王町円田地内 松川橋前後区間 岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内 宮大橋前後区間</p> <p>◆県道（冠水） 457号（国道） 川崎町青根温泉～蔵王町遠刈田温泉 約4,450m区間 （青根蔵王線（県道）交差点～北山中央線（町道）交差点） 白石上山線（県道） 蔵王町小妻坂地内～西浦北地内 約6,070m区間 （蔵王川崎線（県道）交差分～永野山ノ入平沢線（町道）交差点） 蔵王町永野地内～宮地内 約4,310m区間 （岩沼蔵王線（県道）交差点～山田沢線（町道）交差点）</p>	<p>◆県道 白石上山線（県道）・・・冬季閉鎖ゲート</p> <p>◆県道（橋梁） 山形永野線（県道） 上山市蔵王地内 南蔵王橋前後区間 白石上山線（県道） 上山市蔵王地内 高原橋前後区間 上山市高野地内 永野橋前後区間 （但し、永野橋前後区間の規制は、道路冠水区間に含まれる。） 上山蔵王公園線（県道） 上山市高野～権現堂地内 権現堂橋前後区間</p> <p>◆県道（冠水） 白石上山線（県道） 上山市高野地内 （永野川原線（市道）交差点～上山蔵王公園線（県道）交差点） 蔵王成沢長谷堂線（県道） 山形市蔵王成沢地内 睦合橋前後区間 （国道13号交差点～旧山形上山線（市道）交差点）</p> <p>◆市道（山形市） 蔵王ドッコ沼線・・・冬季通行不可 半郷黒沢線（福田橋） 台谷柏中谷柏線（JR奥羽本線アンダーパス） 南館黒沢線（常盤橋）</p>

<p>岩沼蔵王線（県道） 蔵王町宮地内～三軒茶屋地内 約1,220m区間 （白石上山線（県道）交差点～4号（国道）交差点）</p> <p>蔵王大河原線（県道） 蔵王町永野地内～矢付地内 約2,140m区間 （白石上山線（県道）交差点～藪川橋）</p> <p>◆町道（蔵王町） 町道通行止対象路線一覧（マグマ噴火融雪型火山泥流）に記載の路線</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 不忘舟引線・・・町道硯石線交点 吉沼線・・・長老123番地1先 不忘線・・・長老174番地40先 硯石線・・・主要地方道南蔵王七ヶ宿線交点</p>	<p>その他融雪型火山泥流による道路冠水又は冠水のおそれのある路線</p>
<p>対 応 策</p> <p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所 ・対象ゲート位置で閉鎖する。 ・避難指示等が出された場合、泥流の影響を受ける可能性のある橋梁及び道路の冠水または冠水のおそれのある路線において、閉鎖とする。（維持管理業者による閉鎖。） ・なお、維持管理業者の安全を確保するため、追い出し作業は行わない。</p> <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町 ・対象路線を必要な範囲で閉鎖する。 ・バリケード設置（避難所への避難確認後）</p> <p>◆町道（七ヶ宿町） 対応者：七ヶ宿町 ・対象箇所において道路の閉鎖を行う。</p>	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・冬季閉鎖位置で閉鎖済み。</p> <p>◆県道（橋梁） 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・避難指示が発令された場合、火山泥流の影響を受ける可能性のある橋梁部前後区間で、通行止め規制とする。（泥流流下の終息後または少量の流下や流下しなかった場合、通行に支障がないことを確認し、交通開放。）</p> <p>◆県道（冠水） 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・避難指示が発令された場合、閉鎖する。 ・バリケード設置、誘導員配置（維持管理業者）（冠水終息後または冠水が発生しなかった場合、通行に支障がないことを確認の後、交通開放。）</p>

		<p>◆市道（山形市） 対応者：山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難指示が発令された場合，融雪型火山泥流による道路冠水又は冠水のおそれのある区間を必要な範囲で閉鎖する。 バリケード設置
《注意喚起規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	資料編「注意喚起看板設置箇所（宮城県）」、「注意喚起看板設置箇所概要図（蔵王町）」のとおり	資料編「施設等位置図（山形県）」、「通行規制概要図（山形県）」、「通行規制概要図（山形市）」のとおり
対応策	<p>◆県道 対応者：県大河原土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制に係る注意喚起のための看板を設置 <p>◆町道（蔵王町） 対応者：蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制に係る注意喚起のための看板を設置 	<p>◆県道 対応者：県村山総合支庁建設部道路課</p> <ul style="list-style-type: none"> 警報発表等に係る注意喚起のための看板を設置するとともに，道路情報板への表示を行う。 <p>◆市道（山形市） 対応者：山形市</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難指示が発令された場合，警報発表等に係る注意喚起のための看板を設置
《登山口等における入山規制の看板設置》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <ul style="list-style-type: none"> えぼしスキー場（倉石～股窪） 〃 〃 （石子～後烏帽子岳） 〃 〃 （前烏帽子岳～後烏帽子岳） 〃 〃 （七日原～後烏帽子岳） <p>◆川崎町</p> <ul style="list-style-type: none"> 峩々温泉登山口（名号峰～熊野岳） <p>◆白石市</p> <ul style="list-style-type: none"> 白石スキー場（ジャンボリーコース） 〃 〃 （水引入道コース） 〃 〃 （不忘山コース） 南蔵王青少年野営場（ジャンボリーコース） 	<p>◆県管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 中丸山登山口（仙人橋～中丸山山頂～熊野岳山頂） <p>◆山形市</p> <p>（蔵王温泉地区 ー索道ー）</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵王ロープウェイ（山麓駅・樹氷高原駅） 蔵王中央ロープウェイ（温泉駅・鳥兜駅） 蔵王スカイケーブル（上の台駅・中央高原駅） <p>その他，各リフト小屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 百万人ゲレンデ 横倉ゲレンデ 中央ゲレンデ 黒姫ゲレンデ 樹氷原コース

		<ul style="list-style-type: none"> ・大平コース (宝沢地区 ー登山ロー) ・上宝沢登山口 ・蔵王ダムゲート登山口 (関沢地区 ー登山ロー) ・笹谷峠登山口 ・関沢登山口 ・新山登山口 <p>◆上山市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ライザワールド（ライザエクスプレス乗場）
対応策	<p>対応者：登山口所在市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る入山規制のための看板を設置。 	<p>対応者：登山口所在市，索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報発表に係る入山規制のための看板を設置。
《観光客等避難対策》		
	宮城県	山形県
対象	警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者	ゲレンデ内スキー客，警報発表後に帰宅困難となった観光客，登山者
対応策	<p>対応者：市町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田地区公民館 七ヶ宿町：必要に応じて避難所の開設</p>	<p>対応者：索道事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は，警報発表等について索道事業者へ連絡する。 ・索道事業者は，施設に設置のスピーカー等により避難誘導又は一時的な避難者の受け入れを行う。 <p>【避難誘導】</p> <p>①噴火発生前 利用者に下山を呼びかけ，管理者も最後に残った利用者とともに避難する。</p> <p>②噴火発生時 利用者に，索道駅等への退避を呼びかける。 ※利用者が全て降りたことを確認し，運転を停止する。</p> <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火発生時は，当該施設利用者や施設周辺の観光客等を屋内の安全な場所に誘導する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の数などを把握し，山形市・上山市に連絡する。 <p>対応者：スキーパトロール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は，警報発表等についてスキーパトロールに連絡する。 ・スキーパトロールは，索道事業者と連携し，スキー客の避難誘導を行う。 <p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>山形市：蔵王体育館，蔵王第三小学校・第二中学校</p> <p>上山市：ZAOたいらぐら</p> <p>※一時避難場所として「ライザレストラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
《住民等への避難指示の発令》		
	宮城県	山形県
対象	<p>◆蔵王町</p> <p>上ノ原，遠刈田，新地，小妻坂，永野西，八室，永野，矢附，曲竹北，曲竹南，宮司，沢内，宮，向山各地区の住民</p> <p>上ノ原，小妻坂，新地各地区の別荘滞在者及び別荘法人従業員</p> <p>◆川崎町</p> <p>民間観光施設（対象人員 最大45名）</p>	<p>融雪型火山泥流の避難区域内の住民等</p> <p>◆山形市</p> <p>南山形，蔵王，南沼原，本沢各地区の一部の区域の住民等</p> <p>◆上山市</p> <p>高野地区の一部の区域の住民等</p>
対応策	<p>対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する避難勧告・指示の発令 <p>周知方法：電話，ファクシミリ，訪問による伝達，緊急速報メール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>蔵王町：遠刈田幼稚園，遠刈田公民館，遠刈田小学校，七日原集会所，遠刈田中学校，</p>	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対する避難勧告・指示の発令 <p>周知方法：緊急速報メール，メールマガジン，ホームページ，広報車，電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 <p>山形市：第九中学校，みはらしの丘小学校，東北文教大学，蔵王コミュニティセンター，蔵王第一小学校，蔵王第一中学校，桜田小学校，</p>

<p>小妻坂公民館，永野西公民館，ふるさと文化会館，矢附公民館，曲竹公民館，曲竹南集会所，宮司生活センター，宮地区指定避難所，宮地区公民館，向山生活センター</p> <p>川崎町：前川小学校旧青根分校</p> <p>※火山灰の降灰状況等や避難者のニーズに合わせて，避難所を変更する場合もありうる（山村開発センター又は公民館など）。</p>	<p>元木公民館，南沼原コミュニティセンター，南沼原小学校，第十中学校，本沢コミュニティセンター</p> <p>上山市：中川地区公民館， 中川農業者等トレーニングセンター</p>
---	---

4 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合

（1）基本的な考え方

レベル1のまま，想定される規模の噴火が発生した場合は，登山者等の安全を確保することは不可能であることを踏まえて，仙台管区気象台は火山活動の状況を適切に判断し，事前のレベル上げに尽力することが肝要である。突発的噴火に際しては，気象台は規模や火口の位置などを迅速に掌握するよう努め，県，市町及び関係機関はレベル2に対応した情報収集・伝達，避難誘導をより速やかに行うとともに2次災害の危険性を十分に踏まえて登山者等の救助活動にあたるものとする。なお，レベル1での突発的噴火に対する対応の具体例の一つを資料編に示すが，生じた事態に応じて臨機応変な対応が求められることは，留意しておく必要がある。

レベル4のまま，想定される規模の噴火が発生した場合は，数十分で山麓の居住地域に到達する融雪型火山泥流から住民等の安全を確保することは困難であることを踏まえ，仙台管区気象台は居住地に重大な被害を及ぼす噴火が切迫しているとの判断で，事前のレベル上げに尽力することが肝要である。積雪期における突発的噴火で融雪型火山泥流が発生した場合には，県，市町及び関係機関はレベル5に対応した情報収集・伝達，避難誘導をより速やかに行うこととする。また，被害が予想される居住地域の住民等には，突発的事態への対応として，近場の高台への避難，自宅内での垂直避難など短時間での緊急避難の実施など十分に周知し，認識を深めておくことが必要である。

なお，噴火後に気象台から噴火警戒レベルが発表された場合には，そのレベルに応じた防災対応に移行する。

（2）エコーライン開通期の対応

県，市町及び関係機関は，エコーライン開通期（5月から11月を基本とするが，積雪状況により変更する場合がある）に突発的な噴火が発生した場合，火口周辺では大きな噴石等による登山者等への影響が想定されることから，速やかに立入規制を実施し，火口周辺の登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど，必要な対策を実施する。

イ 県及び市町の体制

県及び市町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとる。噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

ロ 情報収集・伝達

県及び市町は、「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民及び登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示の発令などを伝達する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民及び登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、関係機関と情報共有を図る。

非積雪期に突発的に噴火が発生した場合の情報伝達に係る防災対応は、表 3-2 に示すとおりである。

表 3-2 エコーライン開通期に突発的に噴火が発生した場合の情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
突発的に噴火が発生した場合（非積雪期）	
県 ・宮城県 ・山形県	<u>（登山者等向け）</u> ・緊急速報メール，ホームページ，SNS等による広報 ・関係機関等への情報伝達（火山情報，規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・観光ガイド，観光施設等を通じた情報発信 ・報道機関への情報提供 <u>（住民等向け）</u> ・緊急速報メール，ホームページ，SNS等による広報 ・関係機関等への情報伝達（火山情報，規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・報道機関への情報提供
市町 ・蔵王町 ・七ヶ宿町 ・川崎町 ・山形市 ・上山市	<u>（登山者等向け）</u> ・関係機関等への情報伝達（火山情報，規制情報等） ・ホームページ，看板，SNS等による火山情報，規制情報等の周知，登山者等への避難呼びかけ ・報道機関への情報提供 <u>（住民等向け）</u> ・市町内全域への広報（緊急速報メールや防災行政無線，ホームページ，SNS等による広報） ・消防団，自治会，自主防災組織等を通じた火山情報の周知 ・関係機関等への情報伝達（火山情報，規制情報等）
関係機関 ・国 ・警察 ・消防等	<u>（登山者等向け）</u> ・ホームページ等により火山情報，防災情報を発信 ・関係機関等への情報伝達（火山情報，規制情報等） ・報道機関への情報提供

実施主体	実施内容
	（住民等向け） ・ ホームページ等により火山情報，防災情報を発信 ・ 関係機関等への情報伝達（火山情報，規制情報等） ・ 報道機関への情報提供

県及び市町は，非積雪期に突発的に噴火が発生した場合の住民及び登山者等への周知については，予め下記を参考に，火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合（非積雪期）の文例

<防災行政無線文例（住民及び登山者等向け）>

こちらは，〇〇市（町）です。
 本日午前（午後）〇時〇分に蔵王山で噴火が発生しました。
 蔵王山周辺にいる登山者・観光客等の皆様は，至急，近くの岩陰や建物の中に避難してください。建物内では，施設の管理者の指示に従い，建物の外に出ないでください。
 なお，避難の際は，警察，消防等の指示に従ってください。
 また，今後の火山に関するお知らせ，テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 詳しい情報が入り次第，またお知らせします。

<メール文例>

こちらは，〇〇市（町）です。
 本日午前（午後）〇時〇分に蔵王山で噴火が発生しました。
 蔵王山周辺にいる登山者・観光客等の皆様は，至急，近くの岩陰や建物の中に避難してください。建物内では，施設の管理者の指示に従い，建物の外に出ないでください。
 なお，避難の際は，警察，消防等の指示に従ってください。
 また，今後の火山に関するお知らせ，テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
 詳しい情報が入り次第，またお知らせします。

ハ 立入規制・通行規制

県，市町及び関係機関は，避難誘導や救助・救出活動を円滑に行うため，速やかに各種規制を実施する。なお，火山活動の状況により規制箇所は異なるため，県，市町及び関係機関との情報共有を逐次行う。

規制箇所の通行については，避難対象地域から出てくる車両については避難のため通行させ，避難対象地域に入る車両については，災害対策関係車両以外は規制する。

規制にあたっては，警察及び道路管理者と連携し実施する。

ニ 登山者等の避難誘導

（イ）県及び市町は，防災行政無線，メール，ラジオ，防災ヘリコプターによる周知や，火口近くに位置する避難促進施設等への連絡などにより，登山者等に規制範囲外への避難や近く

の建物への緊急退避を伝達する。

また、避難誘導にあたっては、迅速に避難出来る下山ルートや火口近くに位置する避難小屋や集客施設等の建物へ案内するなどの対応を、施設管理者等と連携して行う。

(ロ) 警察、消防等は、下山した登山者等の避難誘導にあたる。

(ハ) 県は、市町からの要請に応じ、避難誘導のため登山口等に出動する車両や防災ヘリコプター等を手配する。

(ニ) 火口近くに位置する避難促進施設の施設管理者等は、施設利用者や施設周辺の登山者等へ、避難小屋や施設内への緊急退避を呼びかける。また、市町や観光協会等と連携し、施設利用者や施設周辺の登山者等の規制範囲外への避難誘導を行う。

下山・避難時の経路は、火口から遠くなる方向を基本とする。また、火口が特定できる場合には、火山活動状況（火砕流や火砕サージ等の発生による影響）や風向等も考慮し、最も安全な方向とする。火口が特定できない場合には、最寄りの登山道・道路を避難経路とする。

※ 噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合の避難ルートを参考とする。

ホ 避難促進施設による避難誘導等

火口近くに位置する避難促進施設の管理者は、噴火が発生したことを仙台管区气象台及び市町へ通報する。

また、施設利用者や周辺の登山者等に対して、噴火が発生したことを周知するとともに、立入規制範囲外への避難誘導を行う。

なお、緊急に退避する必要がある場合、屋外から屋内または上方から隠ぺい出来る場所等への緊急退避等の誘導を行い、施設内の避難者の人数を把握するとともに、市町の指示に従い、登山者等の立入規制範囲外への避難誘導を図る。

その後、施設に避難指示等が発令された場合には、施設利用者や従業員が全員立入規制範囲外へ避難したことを確認後、施設を閉鎖する。

なお、避難促進施設以外の特定地域内の施設管理者は、市町や避難確保施設の管理者等と連携し、施設利用者等の安全の確保に努める。

ヘ 指定避難所等の開設

市町は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる指定避難所の開設を行う。

また、市町は、下山者を受け入れる緊急的な避難所を必要に応じて開設する。

(3) エコーライン閉鎖期の対応

県、市町及び関係機関は、エコーライン閉鎖期（12月から4月を基本とするが、積雪状況により変更する場合がある）に突発的な噴火が発生した場合、住民等の避難に十分な時間を確保できない事態が想定されることから、速やかに立入規制を実施し、住民等を安全に規制範囲外へ避難誘導するなど、必要な対策を実施する。

なお、積雪期においては、蔵王山の登山道は冬期閉鎖されるため、火口周辺には登山者等はいない前提であるが、山スキー等で入山している者も想定される。そのため、これらの登山者等に対しては、メールや防災ヘリコプター等により速やかな情報伝達に努めるものとする。

イ 県及び市町の体制

県及び市町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとる。噴火が発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

ロ 情報収集・伝達

県及び市町は、「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難指示等の発令を伝達する。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、関係機関と情報共有を図る。

積雪期に突発的に噴火が発生した場合の情報伝達に係る防災対応は、表 3-3 に示すとおりである。

表 3-3 積雪期に突発的に噴火が発生した場合の情報伝達に係る防災対応

実施主体	実施内容
突発的に噴火が発生した場合（積雪期）	
県 ・宮城県 ・山形県	<u>（住民等向け）</u> ・緊急速報メール，ホームページ，SNS等による広報 ・関係機関等への情報伝達（火山情報，規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・報道機関への情報提供 ・市町の行う避難指示の発令等について，助言 ・助言にあたって関係機関との調整を支援 <u>（要配慮者向け）</u> ・市町の行う避難行動要支援者の救護体制の整備について，助言 ・助言にあたって関係機関との調整を支援
県 ・山形県 ※御釜由来の 泥流の場合	<u>（住民等向け）</u> ・緊急速報メール，ホームページ，SNS等による広報 ・関係機関等への情報伝達（火山情報，規制情報等） ・道路情報板等による道路利用者への情報提供 ・看板の設置等による道路及び登山道の通行止め等規制情報の周知 ・報道機関への情報提供
町 ・蔵王町 ・川崎町 ・山形市 ・上山市	<u>（住民等向け）</u> ・町内全域への広報（緊急速報メールや防災行政無線，ホームページ，SNS等による広報） ・消防団，自治会，自主防災組織等を通じた火山情報の周知 ・関係機関等への情報伝達（火山情報，規制情報等） ・融雪型火山泥流，御釜由来の泥流（宮城県側のみ）の影響範囲への避難指示の発令及び地区内住民への伝達 ・警戒区域を設定した場合の町内全域への周知（退去命令） <u>（要配慮者向け）</u> ・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達（電話，FAX，避難支援等関係者や自主防災組織，民生委員等による自宅訪問等） ・福祉避難所への情報伝達（開設要請等）
市町 ・七ヶ宿町 ・山形市 ・上山市 ※御釜由来の 泥流の場合	<u>（住民等向け）</u> ・市町内全域への広報（緊急速報メールや防災行政無線，ホームページ，SNS等による広報） ・消防団，自治会，自主防災組織等を通じた火山情報の周知 ・関係機関等への情報伝達（火山情報，規制情報等）
関係機関 ・国 ・警察 ・消防 等	<u>（住民等向け）</u> ・ホームページ等により火山情報，防災情報を発信 ・関係機関等への情報伝達（火山情報，規制情報等） ・報道機関への情報提供

県及び市町は、積雪期に突発的に噴火が発生した場合の住民等への周知については、予め下記を参考に、火山地域の実情に応じた文例を定めておく。

事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火した場合（積雪期）の文例

<防災行政無線文例（住民等向け）>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に蔵王山で噴火が発生しました。
〇〇川周辺にいる住民、観光客等の皆様は、至急、川沿いから離れた高台や建物の2階以上に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
〇〇地区の住民等は、至急、**〇〇避難所**まで避難してください。
なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<メール文例>

こちらは、〇〇市（町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に蔵王山で噴火が発生しました。
〇〇川周辺にいる住民、観光客等の皆様は、至急、川沿いから離れた高台や建物の2階以上に避難してください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。
〇〇地区の住民等は、至急、**〇〇避難所**まで避難してください。
なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ハ 立入規制・通行規制

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

ニ 住民等の避難誘導

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

ホ 避難促進施設による避難誘導

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

ヘ 指定避難所の開設

居住地域まで影響が及ぶと判断された場合、レベル5の対応と同じ。

5 救助活動

（1）救助活動の体制

イ 被災市町及び被災県による救助活動等

被災市町及び被災県は、その区域内における救助活動を行うほか、被害状況の早急把握に努め、必要に応じ、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊（以下、救助活動機関という。）の展開、宿営等のための活動拠点の確保を図る。

ロ 被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助活動等

（イ）被災地域外の地方公共団体は、被災市町からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助活動等の応援を迅速かつ円滑に実施する。

（ロ）国は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、自衛隊等の行う救助活動等が円滑かつ効率的に行われるよう、相互調整を図る。

ハ 資機材の調達等

救助活動に必要な資機材は、原則として、救助活動機関が携行する。

二 部隊間の活動調整

（イ）救助活動機関は、必要に応じて、現地合同調整所を設置し、活動区域・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行うほか、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場に災害派遣医療チーム（DMAT）等が派遣された場合は、密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

（ロ）県及び市町は、必要に応じて、現地合同対策本部を設置し、救助活動機関がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助活動が行えるよう、国を含めて効果的な救助救急に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料の確保状況等）の共有及び調整を行う。

ホ 部隊の活動支援

（イ）国や火山専門家は、救助活動機関の安全確保のため、専門的言等による支援を行う。

（ロ）国（東北地方整備局等）は、被災県又は市町が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、被災地への派遣活動を行う。

また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助活動を実施する救助活動機関が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて情報連絡体制を確立し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行う。

ヘ 活動基準の設定

県、警察、消防及び自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行う

ため、火山活動の状況や降雨の状況等を踏まえた活動基準を設定する。

関係機関は、監視・観測データ等から、火山活動の見込みや土砂災害の危険性等による活動基準の設定について助言を行う。

県、警察、消防及び自衛隊は、現地での活動を通じて活動基準設定の判断に結びつく情報を入手した場合には、県本部を通じて速やかに報告する。

なお、活動基準を設定する際に、考慮すべき事項例は以下のとおりである。

- 火山性地震等の発生回数
- 火山ガスの濃度
- 火山灰、噴石の飛散状況
- 火砕流・火砕サージ・溶岩流の発生状況
- 日の出・日の入り時間
- 気象状況

<参考：天候や火山の状態による活動判断基準

（『御嶽山噴火災害活動事例報告資料』（長野市消防局）に一部加筆）>

- (7) 火山性微動，火山性地震，地殻変動による中止判断
 - 地震学者，気象庁が観測データを判断し決定。
- (イ) 降雨による搜索判断中止基準
 - 降雨開始見通し時間の3時間前までに，若しくは現地にて降水を確認した場合。
- (ロ) 降雨による搜索活動中止後の活動再開判断基準
 - 降雨停止後，3時間以上が経過していること。
 - ヘリコプターによる上空からの調査を実施し，登山道，搜索場所及びその周辺の斜面における崩壊や土石流の有無を確認すること。
 - 災害対策本部が，ヘリコプター調査の結果を基に，先遣調査隊の派遣を決定すること。
先遣調査隊は，灰の状況等の調査により現場で搜索部隊が安全に活動できるか確認すること。
 - 災害対策本部が，搜索活動を安全に実施できると判断した時点から，7時間先まで降雨の見通しがないこと。
- (ハ) 火山性ガスによる活動中止判断基準
 - 平成14年「三宅島火山ガスに関する検討会」において決められた，火山ガスの許容濃度を準用し次のとおりとする。
 - ・ 硫化水素(H₂S)：10ppm
 - ・ 二酸化硫黄(SO₂)：2ppm
- (ニ) 火口周辺の視界不良による活動中止判断基準
 - 雲や霧などにより火口の状況が確認できない場合。

ト 活動範囲の設定

県、警察、消防及び自衛隊は、関係機関から提供される、監視・観測データ等から予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲等についての情報提供、助言等を踏まえ、活動が可能な範囲を設定する。

チ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

県、警察、消防及び自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合は、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。

また、天候の悪化等により活動を一時中断する場合は、活動範囲から救助活動を行う全員が直

ちに避難できる避難所等を設定する。

その際、救助活動を行う全員を収容するため、複数の避難所等を設定することとし、近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

県、警察、消防及び自衛隊は、退避若しくは避難後、速やかに避難等が完了したことを県本部に報告する。

（２）登山者等の救助活動

イ 要救助者情報の把握

県、市町及び関係機関は、登山計画書（届）等と避難促進施設等における緊急退避状況や、下山した者からの情報、避難者名簿等を照合することにより、火口近くにいる登山者等の要救助者の情報集約・整理を行い、情報共有を図る。

ロ 救助活動

市町は、噴火警戒レベル２以上の場合において、登山者等を緊急に噴石・火山灰・火山ガス等による影響が小さい場所へ早期に避難させるため、また、避難・下山途中に負傷した登山者等を緊急に救助及び救急搬送するため、大型バス、消防・警察車両等をはじめとする関係機関の車両待機場所について検討する。

なお、救助にあたっては関係機関と十分に協議するほか、安全監視員を配置するなど、救助活動の安全管理や二次災害の防止に万全を期すものとする。

※参考資料：【資料編】「救助活動を伴う災害情報の収集・連絡フロー」

（３）住民等の救助活動

イ 要救助者情報の把握

県、市町及び関係機関は、避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、情報共有を図る。

ロ 搜索・救助活動

県、警察、消防及び自衛隊は、共有された要救助者情報をもとに、二次被害を防止するために、救出ルートなどを定め、安全管理体制を確保し、搜索及び救助活動を行う。

（４）救助等におけるヘリコプターの運用

蔵王山火山災害での災害対策活動におけるヘリコプターの運用については、ヘリコプターの安全運航を確保するため、ヘリコプター保有機関相互間の情報共有体制を構築し、宮城・山形両県の相互連携のもと、効果的かつ効率的なヘリコプター活動を実施するため体制を確立する。

イ 各機関の運用体制

（イ）地方公共団体

①宮城県

「蔵王山火山災害対策ヘリコプター活動計画」（平成２８年１月１５日策定）に基づき活動す

る。

○宮城県防災航空隊

- ・自らまたは要請に基づき、防災対策活動及び災害対策活動を実施
- ・ヘリコプター運用調整班に所要の要員を派遣

○ 宮城県警察航空隊

- ・要請に基づき、防災対策活動及び災害対策活動を実施
- ・ヘリコプター運用調整班に所要の要員を派遣

○ ヘリコプター運用調整班

- ・宮城県災害対策本部事務局内に設置し、参画機関から派遣される要員をもって構成
- ・山形県と連携しつつヘリコプター運航の安全確保のもと、災害対策活動にあたるヘリコプターの活動調整

②山形県

「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」（平成24年3月20日）に基づき、ヘリコプター等の活動又は地上支援活動を行う。

○ 山形県消防防災航空隊

- ・自ら又は要請に基づき、防災対策活動及び災害対策活動を実施
- ・ヘリコプター等運用調整班に所要の要員を派遣

○ 山形県警察航空隊

- ・要請に基づき、防災対策活動及び災害対策活動を実施
- ・ヘリコプター等運用調整班に所要の要員を派遣

○ ヘリコプター等運用調整班

- ・山形県災害対策本部事務局内に設置し、参画機関から派遣される要員をもって構成
- ・宮城県と連携しつつヘリコプター運航の安全確保のもと、災害対策活動にあたるヘリコプターの活動調整

③被災市町

- ・必要に応じて、ヘリコプター活動拠点の開設等に協力

(ロ) 国

① 国土交通省

- ・防災対策活動及び災害対策活動を実施
- ・必要に応じて、宮城県のヘリコプター運用調整班及び山形県のヘリコプター等運用調整班（以下、両県の運用調整班という。）に所要の要員を派遣

② 自衛隊

- ・要請に基づき、防災対策活動及び災害対策活動を実施
- ・必要に応じて、両県の運用調整班に所要の要員を派遣

③ 海上保安庁

- ・要請に基づき、防災対策活動及び災害対策活動を実施
- ・必要に応じて、両県の運用調整班に所要の要員を派遣

(ハ) 消防機関及び警察の広域応援体制

① 消防機関

ヘリコプターによる災害対策活動を行うにあたり，県独自では，十分に被害者等の救援等の応急措置が実施できない場合には，大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援協定に基づく応援要請，さらに，緊急消防援助隊制度に基づき消防庁長官に対して応援要請を行う。

② 警察

各県警察本部長は，必要に応じ，警察庁及び東北管区警察局の指示・調整に基づき，各県公安委員会を通じて全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊（広域警察航空隊）の出動を要請するものとする。

ロ ヘリコプター運用・活動

両県の運用調整班又は防災航空隊及び消防防災航空隊の所管課が情報を共有して災害対策活動にあたる。

(イ) 飛行情報の共有

① 両県の運用調整班設置前

噴火に関する情報は，防災航空隊及び消防防災航空隊の所管課が各機関に情報提供する。

② 両県の運用調整班設置以降

両県の運用調整班が気象庁等から噴火に関する情報を収集し，各機関に情報提供する。

(ロ) 活動内容

① 情報収集・伝達

② 捜索・救出・救助活動

③ 搬送（人員，物資）

④ 救急搬送

⑤ 広報活動

(ハ) ヘリコプター活動拠点候補地及び離着陸場を資料編に掲載する。

表 3-16 ヘリ装備機関名（参考）

機関名	連絡先
宮城県防災航空隊 (宮城県防災ヘリコプター管理事務所)	0223-24-0741
宮城県警察本部	022-221-7171
山形県消防防災航空隊	0237-47-3275
山形県警察本部	023-626-0110
陸上自衛隊第6師団	0237-48-1151
国土交通省東北地方整備局 ※運用調整対象	022-225-2171

表 3-17 ヘリ離発着場所数（関係市町分）

県	市町	ヘリ離発着場所数
宮城県	蔵王町	8箇所
	七ヶ宿町	4箇所
	川崎町	2箇所
山形県	山形市	4箇所
	上山市	1箇所

（5）医療・救護活動

イ 救護体制の確立

負傷者等への医療救護対応

- ① 被災市町は、避難時等に負傷者や病人等が発生した場合、医療機関と連携して医療救護活動を行う。
- ② 県は、被災地の医療機関の対応能力を超える程度の負傷者の発生が予想される場合、県大規模災害時医療救護活動マニュアル等で定める体制の中で適切な医療救護活動を行う。また、医療機関の状況を広域災害救急医療情報システム等により迅速に把握し、DMATや医療救護班応援の派遣等を行う。
- ③ 医療救護活動に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努める。
- ④ 医療救護に関する各機関の活動内容、蔵王山近傍の災害拠点病院を資料編に掲載する。

ロ 医療機関の活動

（イ）災害拠点病院の活動

- ① 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療の実施
- ② 患者等の受入及び搬出を行う広域搬送の対応
- ③ 自己完結型の医療救護チーム（DMATを含む）の派遣
- ④ 地域の医療機関への応急処置用資機材の貸出

（ロ）一般の医療機関

- ① 地域の被害状況に応じた軽症の傷病者の受入や通常の診療の実施
- ② 病床のある病院・診療所は災害拠点病院の後方病床としての役割を分担

（ハ）重症患者の搬送体制 県内又は近県への搬送（地域医療搬送）

重傷の傷病者を被災地外の医療機関に緊急に搬送する必要がある場合、DMATはDMAT本部を通じて、県災害医療コーディネーターに傷病者を受け入れる医療機関の確保を要請するとともに、現地の消防機関等に搬送手段の確保を要請する。要請を受けた県災害医療コーディネーターはMCA無線等の通信手段を用いて、救急救命センター、災害拠点病院等と調整し、傷病者の受け入れ先を確保する。

（6）自衛隊災害派遣要請

イ 自衛隊法に基づく災害派遣要請

市町長は、災害対策基本法第68条の2により、市町の地域に係る噴火等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。

知事は、噴火災害等に際して、自衛隊法第83条に基づき、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には、災害派遣を要請することができる。

ロ 自衛隊災害派遣要請の基準

噴火シナリオ等から想定される陸上自衛隊への自衛隊法第83条第1項の規定による災害派遣要請の基準は、噴火活動がより活発化した「噴火警戒レベル3以上」を基準とし、以下の状態を認めた場合を目安とする。

- ① 避難対象区域の住民等が、融雪型火山泥流又は御釜由来の泥流等により避難経路が埋没し通行不可能となり、通常的手段による避難が困難となる。
- ② 避難対象区域の登山者等が、大量の火山灰や噴石の継続的な落下により通常的手段による避難が困難となる。

6 避難状況の把握及び指定避難所の管理・運営

(1) 避難状況の把握

市町は、指定避難所ごとに住民等の避難状況について把握する。

イ 避難者に関すること

- ・当該地区住民の世帯数及び人員数
- ・避難した世帯数及び人員数（指定避難所、知人宅等避難先を区分する）
- ・地域住民以外の登山者等の一時滞在者等の避難人数（可能な限り）
- ・避難者の負傷等の状況
- ・その他避難者の状況について特に必要な事項

ロ 残留者に関すること

- ・残留者の有無、氏名及び残留理由
- ・避難の目途

(2) 指定避難所の管理・運営

・市町は、予め定める避難計画やその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。この場合において、市町は、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回や災害派遣福祉チームの活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

・市町は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

・市町は、避難者数、防災ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。

- ・市町は、地域住民やボランティア団体等の協力を得ながら、次のとおり生活環境の整備を図る。
なお、環境整備を図る際は要配慮者に配慮するものとする。
 - 避難者、住民組織、防災ボランティア等の連携による被災者の自治組織の育成
 - 安否情報、食料生活必需品等の配給情報、生活情報、火山活動情報等各種情報の提供
 - ホームヘルパー等による介護の実施
 - 生活相談、こころのケア、健康相談、保健指導等の実施
 - 新型コロナウイルス感染症対策、衛生管理
 - プライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮
 - 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等障がい者に対する情報提供体制の整備
 - 指定避難所における避難者対策及び避難所警戒
- ・市町は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意する。
- ・市町は、学校を指定避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- ・県及び市町は、避難生活が長期化すると認められる場合は、可能な限り、応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、旅館、ホテル等の宿泊施設の活用にも努める。

7 広域一時滞在

県及び市町は、火山現象が広域に影響を及ぼす場合、住民等の避難が市町若しくは県境を越えて行われることが想定されることから、広域一時滞在を速やかに実施するため、広域一時滞在の必要性の判断や広域一時滞在に伴う避難手段の確保等を予め定める。

(1) 広域一時滞在の判断・実施

市町は、広域一時滞在の実施にあたり、必要性を迅速に判断するとともに、避難等に関わる県及び関係機関と連携しながら対応する。

また、市町は、火山現象の影響範囲によって、同市町内で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、マニュアルに基づいて避難を実施する。

その際、県及び関係機関と情報共有を図り対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、変更点を協議し調整を図る。

また、避難先となる市町と連絡調整を図り、避難者の受入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

県は、都道府県境を超える広域一時滞在の場合、避難先の都道府県と調整を行う。その際、市町と連携し、避難先市町村との調整を行う。

市町は、広域一時滞在の調整が図られ次第、避難所等への避難者や避難対象地域の住民等に対して、避難先となる市町村へ広域一時滞在を行うことを周知する。

県、市町及び関係機関は、広域一時滞在の実施が決定された場合、必要に応じて、避難経路での通行規制等を実施するとともに、避難誘導の対応にあたる。

（２）避難手段の確保

県及び市町は、広域一時滞在による集団避難を行う場合は、バス等の避難手段を確保する。

市町は、噴火が切迫している場合など必要に応じて、県を通じて自衛隊のヘリコプターや車両による輸送を依頼する。

8 報道機関への対応

県及び市町は、多数の報道関係者に安全な取材・報道活動を行ってもらうため、災害対策本部に報道対策部門を設置し、職員を置いて報道関係者への対応にあたる。

報道関係者の対応にあたっては、関係機関との密接な連携協力のもと、情報の混乱や誤報・遅延等の防止に努めながら、避難誘導を支援するための情報や正確な救助活動状況及び被害情報などを迅速に提供するよう努める。

第4章 噴火後の対応

1 噴火後の対応における構成機関の役割

表 4-1 火山防災協議会の構成機関の役割

構成機関	県	市町	気象台	国土交通省	陸上自衛隊	警察	消防	有識者	国土地理院東北地方測量部	森林管理署	観光協会
安否確認	○	○				○	○				○
土砂災害対応	○	○	○	○	○	○	○	○			○
風評被害対策	○	○									○
一時入域等	○	○	○	○	○	○	○	○			
治安維持		○				○					

安否確認	住民及び登山者等の「安否情報の集約又は提供」「身元の確認」を行うことを指す。
土砂災害対応	「降灰後の降雨による土石流」又は「火口噴出型泥流」に対し、状況把握や情報提供、立入規制及び通行規制、避難誘導等を行うことを指す。
風評被害対策	火山活動状況や安全確保対策、民間事業者の営業状況等について、報道機関等を通じて情報発信等を行うことを指す。
一時入域等	「避難指示等の解除」「規制範囲の縮小又は解除」「警戒区域等への一時立入の実施」及びこれらに関する助言又は協議を行うことを指す。
治安維持	警戒区域若しくは避難対象地域の周辺において警戒活動を行うことを指す。

※土砂災害のハード・ソフト対策は緊急減災対策砂防計画に基づき実施する。

2 住民及び登山者等の安否確認

(1) 住民・登山者等の安否情報の確認

- 住民・登山者等の安否情報の確認は、原則として被災市町が行う。警察、観光施設、行政区及び自治組織等は、安否情報を可能な限り把握して被災市町に報告する。被災市町は、安否情報を集約し、ファクシミリ等の手段で県に報告して安否情報を共有する。
- 安否情報の確認では、避難先市町がファクシミリや消防庁の安否情報システム等の手段を活用し、受入避難所に収容する避難者の情報を把握する。被災市町は避難先市町との協力を得て情報をまとめるほか、安否情報システムに入力する。
- 県は、被災市町ごとに住民・登山者等の安否情報を集約する。また、国や全国知事会を通じて、他の市町村や都道府県に避難した住民・登山者等の情報収集及び安否情報システムへの入力を要請する。
- 住民・登山者等の安否情報の確認に関する各機関の活動内容、安否確認フロー、安否情報報告書を資料編に掲載する。

(2) 行方不明者等の捜索・救助

- 被災市町は、入山規制の実施及び避難指示発令等の対象区域での行方不明者等の有無の確認を行うものとし、観光施設や行政区及び自治組織等が把握している行方不明者等の状況を照会するとともに、救助活動機関に行方不明者の捜索・救助の要請を行い、その結果を県に報告する。
- 県は、捜索・救助に関する応援について、国や救助関係機関等との調整を行う。また、行方不明者等に関する情報を集約する。
 なお、救助活動機関は、二次災害を防止するため、国等と火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。
- 避難した観光客等は、無事避難した事実を避難所に設置される避難者名簿に記入もしくは避難先の市役所及び町村役場へ電話により連絡する。
- 行方不明者等の捜索・救助関係機関等一覧、救助活動フローを資料編に掲載する。

3 土砂災害への対応

(1) 降灰後の降雨による土石流への対応

イ 水蒸気噴火後の対応

警戒事象	降灰堆積厚が10cm以上となった溪流で、かつ、24時間で125mm程度以上の降雨が予想される場合	
警戒範囲	土石流	祓川、北川流域の一部の居住地域

表 4-14 降灰後の降雨による土石流への対応（水蒸気噴火後）

《観光客、登山者、施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知》		
	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メールにより警報発表及び避難指示等発令を周知。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> (例) こちらは〇〇町です。 〇〇町は、大雨による土石流の危険性が高まったことから、××月××日〇〇時〇〇分に〇〇川流域の一部に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。 (90文字) </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 (=避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。) 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール、防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難指示等発令の周知 ・蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> (例) こちらは〇〇市です。 〇〇市は、大雨による土石流の危険性が高まったことから、××月××日〇〇時〇〇分に〇〇川流域の一部に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。 (90文字) </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知

		<p>◆対応者：索道事業者 (蔵王観光開発(株), 蔵王ロープウェイ(株)) ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難指示等発令の周知</p> <p>◆対応者：県防災危機管理課 ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 (=避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。)</p>
《施設の閉鎖》		
	宮城県	山形県
対象	土石流による施設閉鎖はなし	<p>◆山形市</p> <p>○宿泊施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ山麓駅 ・蔵王国際ホテル ・みはらしの宿 故郷 ・ペンション ビーハイヴ ・ペンション キヤンドル ・ホテル喜らく ・ペンション ふうたろう ・山麓ヒュッテ ・国民宿舎 竜山荘 ・ホテル松金屋アネックス ・レストラン横倉
対応策	なし	<p>○宿泊施設等</p> <p>対応者：対象施設の管理者</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者は利用者に避難をよびかける。また、必要に応じて避難所等への避難誘導を行う。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に土石流が発生するなど避難が困難となった場合、利用者、職員及び避難者を建物の2階以上の階に避難させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び職員の避難を確認後、施設を閉鎖する。

《道路の閉鎖（ゲート閉鎖）》		
	宮城県	山形県
対象	なし	◆ 県道 山形永野線（県道） 山形市蔵王温泉地内 蔵王南橋前後区間 上山蔵王公園線（県道） 山形市蔵王温泉地内 栄橋前後区間
対応策	なし	◆ 県道（冠水） 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・避難指示が出された場合，閉鎖する。 ・バリケード設置，誘導員配置（維持管理業者） （冠水終息後または冠水が発生しなかった場合，通行に支障がないことを確認し，交通開放。）
《注意喚起規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	なし	資料編「通行規制概要図（山形県）」のとおり
対応策	なし	対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・道路冠水による通行規制のための看板を設置 ・道路情報板での注意喚起
《登山口等における規制看板の設置》		
※噴火警報発表に係る規制看板は設置済。		
《観光客等避難対策》		
	宮城県	山形県
対象	帰宅困難となった観光客，登山者	帰宅困難となった観光客，登山者
対応策	対応者：市町 ・避難所の開設 蔵王町：遠刈田地区公民館	対応者：市 ・避難所の開設 山形市：蔵王第三小学校・第二中学校 ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）

《住民等への避難指示の発令》		
	宮城県	山形県
対象	◆川崎町 黒岩山地区の一部の区域の住民	◆山形市 蔵王温泉地区の一部の区域の住民
対応策	対応者：町 ・対象者に対する避難指示の発令 周知方法：電話，広報車，訪問による伝達，緊急速報メール ・避難所の開設 川崎町：野上分館，古関分館	対応者：市 ・対象者に対する避難指示の発令 周知方法：緊急速報メール，メールマガジン，ホームページ，電話，広報車 ・避難所の開設 山形市：蔵王第三小学校・第二中学校

ロ マグマ噴火後の対応

警戒事象	降灰堆積厚が10cm以上となった溪流で，かつ，24時間で125mm程度以上の降雨が予想される場合	
警戒範囲	土石流	祓川，北川，前川流域の一部の居住地域

表 4-15 降灰後の降雨による土石流への対応（マグマ噴火後）

《観光客，登山者，施設等への警報発表及び避難指示等発令の周知》		
	宮城県	山形県
対応策	<p>◆対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メールにより警報発表及び避難指示等発令を周知。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇町です。</p> <p>〇〇町は，大雨による土石流の危険性が高まったことから，××月××日〇〇時〇〇分に〇〇川流域の一部に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> <p>(90文字)</p> </div> <p>◆対応者：県消防課</p> <ul style="list-style-type: none"> 県防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。 (=避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。) 	<p>◆対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メール，防災情報メールマガジン等により警報発表及び避難指示等発令の周知 蔵王温泉観光協会及び索道事業者へ連絡 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例)</p> <p>こちらは〇〇市です。</p> <p>〇〇市は，大雨による土石流の危険性が高まったことから，××月××日〇〇時〇〇分に〇〇川流域の一部に対し，避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難して下さい。</p> <p>(90文字)</p> </div> <p>◆対応者：蔵王温泉観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵王温泉観光協会管理の屋外スピーカーからの放送による警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>◆対応者：索道事業者</p>

		<p>(蔵王観光開発(株), 蔵王ロープウェイ(株))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロープウェイ等に設置のスピーカーからの警報発表及び避難指示等発令の周知 <p>◆対応者：県防災危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県消防防災ヘリコプターによる蔵王山山頂付近での警報発表及び避難指示等発令の周知。(=避難区域内に居住する住民等への避難の呼びかけを主な目的とする。)
《施設の閉鎖》		
	宮城県	山形県
対象	土石流による施設閉鎖はなし	<p>◆山形市</p> <p>○宿泊施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王ロープウェイ山麓駅 ・蔵王国際ホテル ・みはらしの宿 故郷 ・ペンション ビーハイヴ ・ペンション キャンドル ・ホテル喜らく ・ペンション ふうたろう ・山麓ヒュッテ ・国民宿舎 竜山荘 ・ホテル松金屋アネックス ・レストラン横倉
対応策	なし	<p>○宿泊施設等</p> <p>対応者：対象施設の管理者</p> <p>【避難誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者は利用者に避難をよびかける。また、必要に応じて避難所等への避難誘導を行う。 <p>【避難者受入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に土石流が発生するなど避難が困難となった場合、利用者、職員及び避難者を建物の2階以上の階に避難させる。 <p>【施設閉鎖】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び職員の避難を確認後、施設を閉鎖する。

《道路の閉鎖（ゲート閉鎖）》		
	宮城県	山形県
対象	なし	◆県道 山形永野線（県道） 山形市蔵王温泉地内 蔵王南橋前後区間 上山蔵王公園線（県道） 山形市蔵王温泉地内 栄橋前後区間
対応策	なし	◆県道（冠水） 対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・避難指示が出された場合，閉鎖する。 ・バリケード設置，誘導員配置（維持管理者） （冠水終息後または冠水が発生しなかった場合，通行に支障がないことを確認し，交通開放。）
《注意喚起規制看板の設置》		
	宮城県	山形県
対象	なし	資料編「通行規制概要図（山形県）」のとおり
対応策	なし	対応者：県村山総合支庁建設部道路課 ・道路冠水による通行規制のための看板を設置 ・道路情報板での注意喚起
《登山口等における規制看板の設置》		
※噴火警報発表に係る規制看板は設置済。		
《観光客等避難対策》		
	宮城県	山形県
対象	帰宅困難となった観光客，登山者	帰宅困難となった観光客，登山者
対応策	対応者：市町 ・避難所の開設 蔵王町：遠刈田地区公民館	対応者：市 ・避難所の開設 山形市：蔵王第三小学校・第二中学校 ・避難誘導（索道事業者，蔵王温泉観光協会の放送による誘導） ・避難輸送（必要に応じ，バス事業者等への輸送依頼）
《住民等への避難指示の発令》		
	宮城県	山形県
対象	◆川崎町 黒岩山地区の一部の区域の住民	◆山形市 蔵王温泉地区の一部の区域の住民

	手代塚山，火の塚山地区の住民等	
対応策	<p>対応者：町</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者に対する避難指示の発令 <p>周知方法：電話，広報車，訪問による伝達，緊急速報メール</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設 <p>川崎町：野上分館，古関分館，腹帯地区集落センター，前川小学校旧青根分校</p>	<p>対応者：市</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者に対する避難指示の発令 <p>周知方法：緊急速報メール，メールマガジン，ホームページ，電話，広報車</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設 <p>山形市：蔵王第三小学校・第二中学校</p>

（２）降雨中に噴火した場合の対応

降雨中に噴火した場合には，噴火直後に土石流が発生することも想定される。そのため，市町は，「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を，速やかに住民及び登山者等に周知する。

また，県及び関係機関から火山活動や降灰状況等の情報を迅速に収集し，必要に応じて，立入規制の実施，避難指示の発令などを伝達する。

4 避難の長期化に備えた対策

（１）指定避難所の運営

市町は，指定避難所における生活が長期化すると認められる場合は，避難者の協力を得ながら，次の措置を講じる。

- 被災者の自治組織の育成
- 食料，生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
- 生活相談，こころのケア，健康相談，各種情報の提供体制の整備
- ホームヘルパー等による介護の実施
- 保健衛生の確保
- 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保
- 可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者，障害がい者，外国人等の多様なニーズへの配慮
- 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか，必要に応じ，民間アパート，旅館，ホテル等の活用

市町は，関係機関の協力を得ながら，避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

（２）避難者の健康管理

イ 健康状態の把握

県，市町及び関係機関は，医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し，指定避難所ごとの健康状態の把握を行う。

また、県、市町及び関係機関は、巡回相談で把握した問題等を記録し、チームカンファレンス等において、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

なお、県、市町及び関係機関は、継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

ロ 被災者の精神状態の把握

県及び市町は、被災者及び支援者に対してカウンセリング等継続的な対応を行うとともに、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請し、精神医療の提供を行う。

また、メンタルヘルスに関する普及啓発に努める。

なお、県及び市町は、継続的内服が必要な精神障がい者や服薬中断により病状の悪化や再燃を引き起こす可能性のある者で内服薬を被災により紛失、又は入手が困難となった者に対し、保険証の有無にかかわらず処方出来るよう努め、移動困難な在宅患者に対しては訪問する等継続的で適切な精神医療の支援を行う。

市町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

また、市町は、幼児や児童の保育について、指定避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

ハ 継続的支援対象者のリストアップ

県及び市町は、支援者が変更しても継続的な支援が提供出来るよう、支援が必要な者のリストを作成する。

ニ 関係機関との連携の強化

県、市町及び関係機関は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。

さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

(3) 防災ボランティアの受入れ

市町は、防災ボランティア活動の自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市町は、被災地における防災ボランティア活動に対するニーズ把握に努める。

なお、市町は、防災ボランティアの協力が必要と認めた場合は、関係機関と連携して、防災ボランティアに対し、協力を要請する。

市町及び市町社会福祉協議会は、防災ボランティアの受付、活動拠点の確保、活動時の安全確保、被災地におけるニーズ等の情報提供など、その受入態勢の整備に努める。

(4) 避難生活に必要な物資の供給

市町は、避難者に対する食料、被服、寝具等の生活必需品及び避難生活に必要な物資を迅速かつ

円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。

また、市町は、災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

県、市町及び関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。

（５）教育の再開

市町は、避難生活が継続する中での教育の再開にあたっては、次の事項に留意する。

なお、学校が被災するなど、授業を行うことが困難、又は不可能である場合においては、他の学校や公共施設を使用して教育を再開する。

- 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
- 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
- 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保、その他の通学に関する事項を考慮する。
- 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
- 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

（６）応急的な住宅の供給

県及び市町は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民に対し、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅、若しくは民間賃貸住宅の情報を提供する。

また、火山活動が活発化してから沈静化するまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない避難対象住民の応急仮設住宅建設について検討を行う。

市町は、市町管内の空き家情報の提供とその活用についても検討を行う。

5 風評被害対策

県、市町及び関係機関は、蔵王山の現状や火山活動に応じた立入規制区域及び蔵王山周辺における安全確保対策や災害時の避難計画について、様々な手段による情報発信を行いながら、風評被害の防止に努める。

また、火山活動の沈静化後は、積極的な情報発信を行うなど、地域のイメージダウンを軽減する取組を講じる。

6 避難指示解除、一時入域などの対応

（１）避難指示の解除

市町長は、避難指示の解除を行うにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて協議会等を開催し、協議会等から火山活動の状況に関する助言を受け、市町

長に対して避難指示の解除について助言する。

市町は、避難指示の解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路等を定めた帰宅計画を作成する。

また、防災行政無線や緊急速報メール、ラジオ等を活用して、避難指示の解除を住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等への説明会等を開催する。

県は、市町が行う避難指示の解除について住民等への周知活動を支援する。

関係機関は、火山の活動状況を把握するため、避難指示の区域内を含む観測機器の復旧と、地形、噴出物調査をはじめとする現地調査を実施する。

県、市町及び関係機関は、避難指示の解除に先立ち、避難指示の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

（２）規制範囲の縮小又は解除

市町長は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて協議会等を開催し、協議会等から火山活動の状況に関する助言を受け、市町長に対して規制範囲の縮小又は解除について助言する。

市町は、規制範囲を縮小又は解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

県は、市町が行う規制範囲の縮小又は解除についての住民等への周知活動を支援する。

関係機関は、火山の活動状況を把握するため、県及び市町と連携を図りながら、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査を行う。

県、市町及び関係機関は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

市町は、規制範囲の縮小又は解除にあたっては、以下の検討を行う。

- 災害の危険性の有無（降灰後の土石流等の二次災害も含む。）
- 避難解除の範囲
- 道路、ライフラインの確保
- 緊急時の情報伝達方法の確保
- 再避難体制の整備

（３）一時入域

市町は火山活動が小康状態となった場合、対象範囲を決めて一時入域を実施する。

市町長は、一時入域を判断・決定するにあたり、必要に応じて、県に助言を求める。

県は、必要に応じて協議会等を開催し、協議会等から火山活動の状況に関する助言を受け、市町長に対して一時入域について助言する。

市町は、一時入域の実施にあたっては、一時入域を希望する住民等を募集し、一時入域者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。

また、一時入域者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバー等を活用し、緊急時の避難や退去の指示を確実に伝達する。

関係機関は、一時入域の実施に先立ち、避難対象地域や警戒区域に立ち入り、現地調査を行う。

県、市町及び関係機関は、一時入域の実施に先立ち、入域可能な範囲の道路状況等について安全を確認するとともに、市町が作成した一時入域者名簿を活用し、規制箇所等で一時入域者の入退去の確認を行う。

市町は、対象区域における以下の項目の状況をふまえて検討し、一時入域を実施する。

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="radio"/> 適用範囲・時間 | <input type="radio"/> 帰宅方法、経路 |
| <input type="radio"/> 緊急時の情報伝達方法 | <input type="radio"/> 帰宅対象者 |
| <input type="radio"/> 火山の警戒監視方法 | <input type="radio"/> ライフラインの復旧状況 |

7 治安の維持

市町長は、警戒区域の設定や避難対象地域への「立ち入り禁止」等の規制措置を実施する。

また、警察と連携して住民及び関係機関等へこれを周知し、警戒区域若しくは避難対象地域の周辺における警戒活動を実施する。

なお、警戒活動にあたっては、噴火形態によってさらなる危険も予測されることから、火山活動の状況を十分に考慮のうえ、行うものとする。

8 相談窓口の開設

市町は、避難住民の中に災害によって家屋や土地、事業所等の私的財産の喪失や近親者を失うなど、著しい精神的苦痛を被ることが予想されることから、被災した住民の生活再建、事業の再開等の相談に乗り、不安の解消に努めるよう、市町庁舎及び各指定避難所に市町職員や県応援職員等による相談窓口を開設する。

第5章 平常時からの防災啓発と訓練

1 防災啓発

県、市町及び関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携してあらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

啓発にあたっては、噴火災害は広い地域に被害・影響を与えることから、住民や事業所、登山者等の自主的、積極的な防災活動が出来るよう、火山防災に関する防災知識の普及や、自主防災思想の普及、徹底を図る。

（1）住民等への防災啓発

イ 住民等に対する防災知識の普及

県、市町及び関係機関は、住民等の防災に対する意識の高揚を図り、火山災害時において、正しい知識と判断をもって行動できるよう、観光事業者及び防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、次の方法等を利用して、防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際は、要配慮者に十分配慮し、地域における要配慮者に対する支援体制の構築に資するよう留意する。

- （イ）講習会，研修会，講演会，展示会，観光事業者等への説明会の開催
- （ロ）インターネット，広報誌の活用
- （ハ）起震車等による災害の疑似体験
- （ニ）新聞，テレビ，ラジオ等各種報道媒体の活用
- （ホ）火山防災マップ，ハンドブックの防災関係資料等の作成，配付
- （ヘ）防災映画，ビデオ等の制作，上映，貸出し
- （ト）自主防災活動に対する指導

ロ 職員に対する教育

県、市町及び関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。県、市町及び関係機関の職員は、配布された防災関係資料に基づき自学研鑽、資質の向上に努める。

防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- （イ）防災対策関連法令
- （ロ）防災対策，防災組織その他防災活動に関する事項
- （ハ）災害に関する基礎知識
- （ニ）災害を防止するための技術
- （ホ）住民に対する防災知識の普及方法
- （ヘ）災害時における業務分担の確認

（2）登山者・観光客等への防災啓発

県、市町、関係機関及び避難促進施設等は、現地の地理に不案内な登山者・観光客等に対して、

パンフレットやチラシの配布，避難誘導看板の設置など，避難対象地区や指定緊急避難場所，避難経路等についての広報を行うよう努める。

イ 登山計画書（届）の提出

登山者は，蔵王山に登山をする際は，次のいずれかの方法により届出を行うものとする。

- 登山計画書（届）を各登山口等で登山箱へ投函する。
- 登山計画書（届）を最寄りの警察署等へ提出する。
- 登山計画書（届）をスマートフォンから提出する。（<http://www.mt-compass.com>）

県，市町及び警察等は，火山災害発生時の救助活動を迅速，的確に実施するため，関係機関等と連携し，火山地域での登山を計画する者に対し，登山計画書（届）等の提出等について周知・啓発を図るものとする。

ロ 広報活動

県，市町及び気象台等は，登山者・入山者に対して，平常時から蔵王山が活火山であることや，火山の状況についての情報提供を行い周知する。

（3）児童，生徒等に対する教育

県及び市町は，児童，生徒等に対し，防災教育を実施するとともに，教職員，父母等に対し，災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

2 防災訓練

噴火時等に，避難等の防災対応を円滑に行うため，市町及び県は，単独もしくは協議会構成機関等と合同で，噴火時等を想定した防災訓練を実施する。

訓練には必要に応じて，避難に関わる住民，登山者，自主防災組織，避難促進施設，関係事業者等にも参加を呼びかけるとともに，広域避難を想定する場合は，避難先の市町にも参加の協力を呼びかける。

なお，避難促進施設が避難確保計画等の基づき訓練を実施する場合は，協議会構成機関は訓練の実施を支援する。